

平成28年 2 月宮崎県定例県議会

厚生常任委員会会議録

平成28年 3 月 8 日～11日

場 所 第 1 委員会室

平成28年 3 月 8 日 (火曜日)

午前 9 時59分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成28年度宮崎県一般会計予算
- 議案第 4 号 平成28年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第19号 平成28年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 宮崎県犬取締条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例
- 議案第33号 興行場に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 宮崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について
- 議案第43号 宮崎県地域福祉支援計画の変更について
- 請願第5-1号 介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願
- 請願第 7 号 医療等に係る消費税問題の抜本的解決のための請願

- 請願第 8 号 知的障害者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める政府意見書の提出についての請願
- 請願第 9 号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願
- 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査
- その他報告事項
 - ・ 県立病院の分娩料の取扱いについて

出席委員（8人）

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	岩 切 達 哉
委 員	中 野 一 則
委 員	宮 原 義 久
委 員	外 山 衛
委 員	山 下 博 三
委 員	井 上 紀代子
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

病院局

病 院 局 長	渡 邊 亮 一
県立宮崎病院長兼 病 院 局 医 監	菊 池 郁 夫
病 院 局 次 長 兼 経 営 管 理 課 長	緒 方 俊
県立宮崎病院事務局長	長 倉 芳 照
県立日南病院長	鬼 塚 敏 男
県立日南病院事務局長	稲 吉 孝 和
県立延岡病院長	柳 邊 安 秀
県立延岡病院事務局長	古 川 壽 彦

病院局 県立病院

整備対策監 松元義春

福祉保健部

福祉保健部長 桑山秀彦

福祉保健部次長
(福祉担当) 高原みゆき

福祉保健部次長
(保健・医療担当) 日高良雄

子ども政策局長 椎重明

部参事兼
福祉保健課長 渡邊浩司

国保・援護課長 日高裕次

長寿介護課長 松田広一

医療・介護連携
推進室長 横山浩文

障がい福祉課長 川原光男

事務局職員出席者

政策調査課主査 大峯康則

議事課主任主事 原田一徳

○後藤委員長 ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、審査方法についてであります。

お手元に配付しております委員会審査の進め方(案)をごらんください。

まず、1の審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めるとし、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況に

ついても、説明を求めるとしております。

次に2番ですが、当初予算関連議案の審査についてであります。

今回の委員会は、審査が長くなることが予想されることから、福祉保健部につきましては、4グループに分けて審査を行い、最後に総括質疑の場を設けたいと存じます。

福祉保健課、国保・援護課が1班、長寿介護課、障がい福祉課が2班、終わって入れかえです。3班が医療薬務課、衛生管理課、健康増進課、4班が子ども政策課、子ども家庭課。この4班に分けて審査をしたいと思います。

審査方法について、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

早速ですが、当委員会に付託されました議案等について概要説明を求めます。

○渡邊病院局長 おはようございます。病院局でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、当委員会に審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

お手元の平成28年定例県議会提出議案(平成28年度当初分)をごらんいただきたいと思います。

目次をごらんいただきますと、下のほうに、病院局関係の議案として、議案第19号「平成28年度宮崎県立病院事業会計予算」の1議案が、今回、願ひする議案でございます。

ページで申しますと、51ページでございます。

平成28年度当初予算の編成に当たりましては、診療報酬の減額改定が予定されている中、医業収益の伸びが余り期待できない一方で、医業費用の面で職員の給与改定による給与費の増加や、引き続き退職手当引当金や消費税などの負担が重なっております。

このような中で、来年度予算は、経費の抑制に重点を置いた厳しい内容としておりますが、昨年度策定しました宮崎県病院事業経営計画2015の取り組みを着実に推進していくために、引き続き県立病院としての役割を果たしていくとともに、より一層の経営改善に取り組む所存でございます。

議案の概要説明は以上でございます、詳細は次長から説明させます。

それから、続きまして、お手元に配付しております別冊の厚生常任委員会資料（当初）病院局分でございます。

その他の報告事項としまして、県立病院の分娩料の取り扱いについての1件がございます。

分娩料につきましては、平成27年2月、昨年の2月定例県議会において御審議いただき、条例の上限額を20万円に改定し、平成27年度に3万円、平成28年度に2万円の引き上げを行うこととしたところでございます。

平成28年度の値上げにつきましては、予定どおり、ことし7月に実施することにしておりまして、これを御報告するものでございます。

議案及びその他の報告事項の詳細につきまして、この次、次長より説明させます。

私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○後藤委員長 病院局長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○緒方病院局次長 それでは、私のほうから議案第19号「平成28年度宮崎県立病院事業会計予算」の概要につきまして、お手元に配付をいたしております常任委員会資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページをお開きください。

まず、1の当初予算の編成に当たっての基本方針でございますが、全県あるいは地域の中核病院としての県立病院の役割と機能を発揮するため、安定的な病院経営を維持しますとともに、先ほど申しましたとおり、宮崎県病院事業経営計画2015の円滑な推進を図るということにしております。

具体的には、まず（1）ですが、新たな施設基準の取得等に努め収入増を目指すほか、後発医薬品の採用率向上や必要度等を踏まえまして医療機器の購入等による支出の削減、さらには県立病院の役割として、政策医療等への積極的な取り組みや、医師の育成等を通じまして、地域医療の充実に貢献していくことを目指しております。

次に、2の年間患者数目標でございますが、直近の患者動向を踏まえまして、平成28年度の患者数の目標を立てております。

まず、延べ入院患者数ですが、在院日数が短縮傾向にありますことなどから、980人減の35万7,700人、また、延べ外来患者数は、最近の患者数の増を考慮しまして、約8,500人増の36万4,500人としたところでございます。

次に、3の新規・重点事業でございますが、県立宮崎病院の改築及び臨床研修医確保・育成に係る2つの事業を記載しております。

事業の詳細につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

資料の2ページをお開きください。

4の収益的収支の状況でございます。

これは、企業の一事業年度において日常的に発生する収益と費用をあらわすものでございますが、まず、病院事業収益、一番上でございますが、309億7,543万4,000円、病院事業費用は、中ほどでございますが、309億2,315万4,000円で、一番下でございますが、収支差5,228万円の黒字予算としております。

本年度からの増減の主なものにつきまして、3ページに記載しておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

まず、(1)の収益でございますが、前年度と比べまして9,731万2,000円の増、率にしまして0.3%の増を見込んでおります。

入院収益につきましてですが、診療報酬の減額改定等があることなどから、前年度と比べ1億円余の減としておりますが、外来収益は、本年度、患者数が増加傾向にありますことから、引き続き患者数の増を見込みまして、3億1,700万円余の増としております。

一般会計繰入金は、国の繰出基準等により算定をしました結果、30億2,000万円余と前年度と比べ600万円余の若干の減となっております。

次に(2)の費用は、前年度と比べて4億1,454万4,000円の増、率にして1.4%の増を見込んでおります。

給与費は人事委員勧告に伴う職員の給与改定や職員増等の影響で、前年度と比べ4億円余の増としております。

材料費ですが、後発医薬品の活用等により費用削減を目指しておりますが、高額な薬品を使用する外来患者の増等によりまして、前年度より1億4,000万円余の増加を見込んでおります。

また、経費ですが、光熱水費や燃料費の減等によりまして、前年度より5,500万円余の減とし

ております。

その結果、表の一番下になりますけれども、(3)の収支は5,228万円の黒字予算としているところでございます。

4ページをお開きください。

5の資本的収支の状況でございますが、これは、建物の改良工事など、支出の効果が長期にわたって及ぶものの収支を示したものでございます。

まず、資本的収入は38億6,692万円、資本的支出が、3つ下ですが、55億3,980万3,000円で、一番下になりますが、収支差は16億7,200万円余のマイナスとなりますが、このマイナス分につきましては、損益勘定留保資金等で補填をすることとしております。

本年度からの増減を次のページに記載しておりますので、ごらんください。

まず(1)の収入は、前年度と比べまして2億3,765万5,000円の増、率にして6.5%の増を見込んでおります。

主なものとしましては、企業債が医療器械等の資産購入費等の増加に伴い、前年度と比べ3億3,500万円余の増加を見込んでおります。

一般会計繰入金は、国の繰出基準等により算定した結果、前年度と比べ9,800万円余の減少を見込んでおります。

次に(2)の支出でございますが、前年度と比べて1億613万2,000円の減、率にして1.9%の減を見込んでおります。

主なものとしまして、建設改良費が前年度より5億8,600万円余増加しておりますが、内訳としまして、まず、改築整備費が2億4,500万円余の皆増となっております。これは、後ほど説明をいたします宮崎病院の再整備に係る基本設計等に要する経費であります。

また、医療器械等の資産購入費につきましては、3病院共通の診療画像サーバ等を更新することなどから、前年度と比べて2億7,000万円余の増としているところでございます。

次に、企業債償還金は、30億4,800万円余と、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

一般会計借入金償還金につきましては、今年度に全額返済することとしておりますので、皆減となったところでございます。

その結果、(3)の収支は、先ほど申し上げたとおりでございます。

6ページをお開きください。

6の病院別収益的収支の状況でございます。

各病院の収益・費用は表のとおりでございますが、一番下の収支差のところをごらんいただきますと、来年度予算は、宮崎病院が8,100万円の黒字、延岡病院が7,500万円の黒字、日南が1億400万円の赤字予算となっております。

7ページをごらんください。

7の新規・重点事業等の概要であります。

まず、「県立宮崎病院改築事業」でございますが、1の事業目的にありますとおり、県立宮崎病院の救急・防災機能の向上や施設の老朽化等に対応するため、今年度から改築のための基本設計を実施しておりますが、平成28年度は引き続き基本設計と実施設計を行うこととしております。

事業費は、2の(1)にありますとおり、基本設計費として1億2,193万2,000円、引き続き行います実施設計は2カ年にわたりますことから、債務負担行為として3億円を設定したいと考えているところでございます。

次に、8ページをお開きください。

改善事業の「臨床研修医確保・育成事業」でございますが、これは、県立病院における初期

・後期の臨床研修医の研修・教育体制の充実に取り組みまして、県立病院を初め県内で勤務を希望する医師の確保・育成を図ろうというものでございます。

2の(1)の事業費は、1,323万2,000円で、(2)の事業内容といたしましては、これまでも実施しております①の研修医確保のための説明会への参加やバスツアーなどに加えまして、新たに②の「臨床研修医育成事業」といたしまして、外部講師による研修医向けセミナーの開催や学会発表の機会を与えるための派遣旅費等の支援を行いたいと考えております。

事業効果でございますが、これらの取り組みによりまして、少しでも多くの初期・後期臨床研修医の育成を図りまして、県内の医療体制の充実に貢献をしてみたいと考えているところでございます。

議案第19号に関する説明は、以上でございます。

次に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況についての御説明でございます。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況という冊子をごらんいただきたいと思います。

資料の4ページをお開きいただきたいと思います。

(2)の⑤であります。病院局におきましては、厚生分科会におきまして、「県立病院における医業未収金につきまして、安定的な病院経営に向けて、新たな未収金の発生の防止と債権の適正な管理により一層取り組むこと」との指摘要望事項をいただいたところでございます。

医業未収金につきましては、各病院に未収金徴収員2名を配置いたしまして、電話催促や自宅訪問等による徴収活動を行っておりますほか、患者に対し生活保護や医療費助成制度等の説明

を行うなど、新たな未収金の発生を抑える取り組みを行っているところでございます。

また、平成28年度当初予算におきましては、平成27年度に引き続きまして、回収困難な案件を弁護士法人へ業務委託することといたしております。今後とも、医業未収金の対応には、より一層取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**後藤委員長** 議案に関する執行部の説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○**中野委員** 6ページをお尋ねしますが、収支の8,100万円とか、7,500万円とか、当初予算が計画されておりますが、27年度の決算見込みがわかれば教えていただけませんか。

○**緒方病院局次長** 総括的な決算見込みといたしましては、上半期の状況で5,700万円ぐらいの黒ということにしておりますけれども、今の状況を申しますと、入院患者が若干減少傾向にあるという御報告をしておりますが、この傾向は変わっておりません。ただ、外来患者数は伸びている状況でございます。

そういうような状況で、予断を許さないんですけれども、今、黒字化に向けて、日々努力をしている状況でございます。

各病院分は、各病院から御報告させていただきます。

○**長倉県立宮崎病院事務局長** 宮崎病院でございます。

宮崎病院におきましては、今年度、入院患者は、どうにかほぼ前年と同じ程度で推移してきたところですが、先ほど、議案でもお願いしておりますような人件費など、経費増もあ

りますことから、職員に状況を明らかにしながら、いわゆる収益増、経費節減の提案を求めするなど、経営の参画意識を高めてきたところでございます。

その結果、年度後半につきましては、増加傾向に移りまして、特に年明け以降は、前年を大きく上回る状況となっております。

1月、2月の病床利用率は、前年度の74.7%から81.9%に上昇するなど、改善しているところでございます。

今後、3月もこのペースを維持できると、どうにか収支とんとんをクリアできるのではないかなど、最終的な調定増に向けて努力しているところでございます。

以上でございます。

○**古川県立延岡病院事務局長** 延岡病院につきましては、27年度当初予算では、26年の波といいますか、そういう感じで、80何パーセントの病床稼働率を考えていたとこなんですけども、前も申し上げました、整形外科の減と、そして、平均在日数が短くなったということで、入院につきましては、当初予算よりも厳しくなっております。

ただ、厳しいということを全職員に周知いたしまして、毎回、毎月、収入の増とか経費の削減という形で、一応努めたとこなんですけども、入院につきましては、後半は伸びておりまして、11月の議会のときにお示した黒字は、何とか確保したいと考えてるところでございます。

以上です。

○**稲吉県立日南病院事務局長** 日南の場合は、今年度は、外科とか、それから脳神経外科の医師がふえたことによりまして、入院患者数とか手術件数が増加したところでございます。

特に、脳神経外科は3名体制となりまして、

手術を円滑に行う体制が整ったということで、手術件数が大きく伸びております。

また、循環器内科においても、アンギオ装置という手術の機械がありますが、これを導入したことによって、ドクターの意欲が、心臓カテーテル検査であるとか、あるいは泌尿器科においても、昨年度、ホルミウムレーザーの導入をしまして、レーザー手術の件数がふえております。

そしてまた、昨年8月に開設しました地域包括ケア病棟と整形外科においては、急性期病棟との関係調整によりまして、骨折等の患者の受け入れがスムーズに進んだということで、手術件数の増につながったところでございます。

黒字化には届かないところでございますけれども、昨年度よりかなりの改善ができたのではないかと考えております。

1月末で、入院の場合は、対前年度3,265人の入院患者がふえまして、また、外来におきましても対前年度3,259人の増加という状況になっておりまして、入院・外来とも昨年度よりは、改善している状況と考えております。

○中野委員 ということは、27年度は肉づけ後であります、その予算からすると、厳しい数字が決算では出るとお考えおけばいいんですか。

○緒方病院局次長 予算的には、若干多めに組んでいる部分がありますので、実際、決算となりますと、やはり若干厳しい数字が出てくるということでございます。

○中野委員 大変厳しい中ですが、トータルでいけば5,228万円ですので、今から投資も大きいものがありますけれども、よろしく取り組んでいただきたいと思います。

1ページに戻りますが、基本方針の中の(3)の「不採算医療に積極的に取り組む」というこ

とですが、これは、不採算としての医療も覚悟でしなければならないところが公立病院ですよ。その積極的に取り組むということと、不採算のところを改善せないかんということは、矛盾云々ということにはならないのですか。

○緒方病院局次長 不採算医療といいますと、やはり救急医療とか災害医療に取り組むということで、そのために一般会計からの繰り入れもいただいていることでございます。

そういうことで、今後、宮崎県の医療を考えた場合には、やはり救急医療、災害医療の充実、それと高度急性期医療、県病院としてのがん拠点病院とか、そういうものに積極的に取り組んでいく必要があると。県立病院の役割として、そういうことに取り組んでいきたいという意思を表明した基本方針でございます。

○中野委員 それから、一般会計繰入金、これが収支のほうでは30億円、資本的なほうで17億円ですが、繰出基準等により算出したとなっておりますが、この基準どおり計算した場合には、基準の範囲内ではあると思うんですが、この金額は非常に抑えられているものか、その辺はどうなんですか。

○緒方病院局次長 これは、毎年、財政当局とやっておりますが、基本的には総務省が示している基準どおりということで、基準もいろいろあるものですから、その中で濃淡はあるわけですが、基本的にはそういう基準どおりで算定をいただいていると考えております。

○中野委員 なるだけ繰入額が少なくなる方向で、努力をよろしく願いしておきたいと思っております。

あちこち飛んで申しわけありません。2ページの病院事業費用の中の給与費、ここの中には退職金が計上されているんですか。退職金は引

き当ての中で、退職したときにそれを取り崩すことで処理するんですか。

○緒方病院局次長 給与費は、現在は5億円、この給与費の中に含まれております。

退職引当金との関係なんですけれども、退職引当金は、まだ全部積み上がっていないものですから、*33億積み上げをする必要があります。それまで、ずっと毎年、3億円程度積み上げていっていますけど、15年間で積み上げなさいとなっております。

その積み上げている間は、引当金から引き当てられないという処理になっておりまして、そういう意味で、給与費の中に5億円計上をしてあるということでございます。

○中野委員 退職の見込み、支払い予定見込み額も5億円なんですか。

○緒方病院局次長 退職者の状況につきましては、例年、大体同じような形になりますので、それで5億円という退職金を見込んで、今まではその範囲内で支払いができていたということでございます。

○中野委員 それなら、病院会計の場合は、退職金も見込んだものを当初にも、ちゃんと計上しておくその手法は、ずっと以前からしておいたわけですか。

○緒方病院局次長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○中野委員 なら、一般職員の場合はしてなかったわけですね。この前も、補正で、そこはあったから、確認と思って質問をしておきましたが。一般職員の場合は、今までは補正で、専決処分の報告でありましたよね。ここは、そういう必要はなかったわけですね。

○緒方病院局次長 あれから調べさせていただいたんですけれど、知事部局のほうでは、委員

がおっしゃるように、退職給付の退職金の増額とか、ふえたら減額とか、そういうような形で専決処分をやって、6月で補正をしている事例がありました。

病院局の場合には、当初予算で組んでおりますので、そういうような事例はないということでございます。

○中野委員 ずっと昔からそうだったということですね。

○緒方病院局次長 確認したところでは、そうです。

○中野委員 企業会計だったから、そういうことであったということですかね。わかりました。

とりあえずは、以上です。

○宮原委員 基本方針1ページのところで、後発医薬品の採用率の向上なんですけど、この採用率の向上をするためには、お医者さんが、そちら側に誘導するものなのか、それとも、患者さん側が。どちらの薬というのは余りわからないと思うんですけど、どういう取り組みをされるのか、わかりましたら。

○緒方病院局次長 医薬品の選定に当たりましては、各病院内に医薬品の選定委員会がありまして、そこで、どういう医薬品を使うかということで選定をします。

その中で、後発医薬品を使う、ジェネリックを使おうということで、各病院の院長等もお話をいただいて、そこでジェネリックを使うという形での方向を、今、出しているところです。

ちなみに、26年9月までの数量ベースの使用率が、宮崎病院は59.8%、延岡病院が61.9%、日南病院が48.6%という状況ですが、ことしの9月までの状況を見ますと、宮崎病院が72.3%まで上がってます。延岡病院が69.4%、日南病

院も66.3%に上がってるということで、そういう形で、院内でジェネリックを使う取り組みをしているということでございます。

○宮原委員 それと、未収金の問題ですが、どのぐらい未収金になってるんでしょうか。

○緒方病院局次長 平成26年度末の未収金の残高でございますが、3病院合計で1億2,300万円ほどの未収金がございます。

○宮原委員 これって、病院で、多少地域性という差があるものなんですか。

○緒方病院局次長 割と延岡病院の未収金が少ない状況にあります。この背景はよくわかりませんが、宮崎は人口が多いので、1,531件の約5,900万円です。延岡病院が169件の1,270万円、そして、日南病院が1,300件の5,100万円ということで、延岡病院が若干少ない状況にあります。

○宮原委員 あと、未収金徴収員を2名配置ということになるんですが、これは、今いらっしゃる職員じゃなくて、新たに雇用されてということになるんですか。

○緒方病院局次長 非常勤としてそういうような方をお願いをしまして、徴収等に当たっていただいているということです。

○宮原委員 確かに徴収しないと、踏み倒しは困るんですけど、2名ということは、各病院にですから6人いらっしゃるようになりますよね。人件費の関係とこの徴収率の状況で、順調にいったるか、どうなんでしょう。

○緒方病院局次長 詳しい数字は持っておりませんが、人件費以上に未収金回収は上がってると思っています。

というのが、25年度は1億3,400万円の未収金がありまして、現在は1億2,300万ということで、1,100万ほどの改善が図られてるということ

で、人件費以上の未収金回収はできていると思っております。

○宮原委員 あと、困難な場合に弁護士法人にということなんですが、年間どのくらい件数があるんですか。

○緒方病院局次長 現在、457件の5,600万円の未収金を、回収の対象としてお願いしています。

この対象としておりますのは、督促状を出して1年以上たってもなかなか払ってくれない、悪質な方々を対象に、弁護士さんをお願いをして、その回収に当たっていただいているということでございます。

○宮原委員 あと一点。非常に数が多いなと思ったら、457件ということで、ちなみにこの弁護士法人にどのぐらいの金額で委託をされているということなんですか。

○緒方病院局次長 これは、成功報酬制度になっておりまして、回収できた金額の29.5%を報酬としてお支払いする形になっております。ちなみに、今457件中完済をしていただいたのが84件あります。金額としましては、530万ほどの受け入れがあります。これは、分納もしていただいているのも含めてですけれども、そういう意味では、回収率が現在9.36%ぐらいあります。

あと、まだ分納していただいているのもありますので、それがあると23.5%ぐらいの回収率になるということで、全く何もしなければ、全然収入として上がってこないわけですが、成功報酬でもありますので、一部は委託で渡ってしまいますけれども、しないよりはましということで、取り組んでいるところでございます。

○中野委員 回収困難なのは、弁護士法人にというのは、どこかの弁護士に頼んでということでしょうが、督促状を出しても回収できなかつ

たのが457件ということですか。督促状を出した後は、もう弁護士に全部自動的にお願いしてやるということですか。

○緒方病院局次長 そういうことではございませんで、督促状を出しても、先ほどの非常勤の方々をお願いをしたりとかしてはありますが、督促状を出して、期限より1年を経過しても全然音沙汰がないとか、いわゆる悪質な滞納者を対象に、例えば、*3,000万円以下のものは対象外としておりまして、そういうものについては自分たちで回収に努めてるという形で、各病院で選定をしながらやってるところでございます。

○中野委員 その弁護士が、専門家とはいえ、やってることというのは、1年間音沙汰がないものへの対応をしてもらっているわけですよ。弁護士がやっていることは、督促状をあなたたちが出した後、督促命令の申し立てをするわけでしょう。その辺までは、弁護士に頼んでも、担当でして当然じゃないかなと思うんですが。

そして、そこで申し立てをしたけれども、何もないということであれば、どこか簡易裁判所かなんかに自動的にやっていけば、何ら弁護士に、何パーセントでしたか、29.5%も払う必要はないと思うんですが。

○緒方病院局次長 先ほど3,000万と言いましたが、3,000円の間違いでございます。済みません。3,000円以下のものは、自分たちでやっているということでございます。

今、中野委員が言われたように、私どもも、ある程度回収の見込みのある、行って会っていただけたらとか、そのような方々については、再度催告をしたりとか、そういう取り組みをやっているわけですが、なかなか会ってこない方もいらっしゃいます。

そういうような回収困難ケースは、やはりあ

るわけで、そういう中で、弁護士から電話等なりが来ると、そこで滞納者の方も態度が変わることもありますので、このやり方は引き続きやらせていただきたいと思いますところでは。

○中野委員 頼んだほうがいいと思うんですよ。いいけれども、督促命令の申し立てまではして、相手の音沙汰がないとか、申し立てしても、おれはそなん云々と言って、抵抗というか、異議でもしてきた者については、その後は弁護士対応にしないと。裁判沙汰になったり、回収の仕方がいろいろあったり、相手もいろいろおりますから、相手も、またいろんな人を頼んでくる。弁護士を逆に頼んできたりする可能性等もありますから、これはもう時効が発生してるじゃないかとかいろいろ来る。

そういう案件については、弁護士に、専門に頼まないかと思うんですけども、督促状じゃなくて、いわゆる督促の支払い命令ですよ。支払い命令申し立てぐらいいは、こんなに案件がたくさんあれば、機械的に処理できる話ですから、そのぐらいいは担当がしておくべきだと思うんです。

なぜかという、そういうことをしないと、やはり新たな未収金が発生していく。それで、焦げついたような、固定化したようなものを、また弁護士さんにと、本当の悪循環になってしまう。

2人、各病院ごとにあわせて6人も、専門に雇ってるわけやから、古いものは、こういうことも含めて、担当で一生懸命取り組んで、単年度ごとに発生した分については、それもまたきちんきちんとして、新たな発生がないように、それが固定化せんように。翌年度、過年度分って過去も言ってこられましたけれども、幾ら発

※このページ左段に訂正発言あり

生しても、よくて過年度だって1年以内ぐらいには回収する、目鼻をつける取り組みをしてほしいと思うんです。

それで、新たな未収金の発生を抑える取り組みを行っております。新たな未収金の発生を抑える取り組みをしたおかげで、実際、新たな未収金は例年からするとこんなふうに少なくなりましたとか、発生が少なくなりましたとか、回収がうまくいったとか、そうなってるんですか。

○緒方病院局次長 新たな発生状況でございますが、25年度、26年度の数字なんですけれども、25年度が654件の1,500万円ほど。そして、26年度は413件の1,300万円ほどということで、やはり発生は少なくなってるということでございます。

先ほど言われた弁護士法人への委託は、もう弁護士に任せればいいわというようなことになっては、委員の言われるようにおかしな話になりますので、やはりみずからの督促とか、そういう努力をやるということは、各職員には、再度、周知をしながら取り組んでいきたいと思っております。

○中野委員 ところで、未収金という概念は、いつから。退院でも通院でも、終わりますよね。終わって何日以内に払わなかったものが未収金となるんですか。未収金という捉え方ですよ。今、かなり減ったような数字でしたが、未収金という概念、期間のとり方は何ですか。

○稲吉県立日南病院事務局長 入院、外来でそれぞれありますけれども、基本的には窓口で払っていただくのが原則です。その時に払わなかったという時点で、一応、出納整理をすることになります。その時点で未収金として処理して、例えば、翌日に払いに来られた方は、その時

点で清算する形ですので、基本的には窓口の支払い時点と考えています。

○中野委員 さっきかなり、200件以上減ったような数字でしたが、それはいつを捉えてそういう数字になったんですか。翌日払ったものも発生と捉えるんですか。

○緒方病院局次長 当該年度の決算を閉めるときの数字でございます。

○中野委員 それなら、発生件数じゃなくて、翌年度に繰り越した、その年度の発生額、発生分ですね。当年度に発生したので、翌年度に繰り越さざるを得なかった数字が、さっきの数字ということ。それで減った分が、努力をされて、期中において退院された、通院が終わった翌日から、その差以上にかかなりの回収もあるということですか。それがうまくいったから、前年度比較では、繰り越す未収金はその分だけ減ったと。いわゆる期中において、かなりの件数が減ったと、回収できたということになるわけですね。

それと、退院までにきちんと払わない率というのはどのくらいあるんですか。

○稲吉県立日南病院事務局長 具体的には、その時点の数字が、物すごく毎日のように変わりますので、例えば、入院されて、退院日に支払われなかったとなると、例えば、10万、20万という積み上げが出ます。

それが1週間後支払われると、またそれが消えてしまうということで、数字的には毎日変わりますので、その時点その時点で把握をしながら、未収金という考え方で整理をしているところでございます。

○中野委員 今のは、その金額を言われたんですか。未収発生件数を言われたんですか。

○稲吉県立日南病院事務局長 金額と未収と両方です。

○中野委員 今、事務局長が何か言われた、毎日ここにある数字を言われたんですか。

そんなら、逆に質問しますが、治癒されて、退院されますよね。翌日から未収金という、さっきの説明でしたが、退院と同時に、ちゃんと窓口で提示されるのはほとんどなんですか。何割ぐらいそれで済むんですか。

○稲吉県立日南病院事務局長 割合的には、数%だとは思いますが。全体で、患者数が4,000名ぐらいおられる中で、未収の割合というのは、はっきりわかりませんが、4、5%ぐらいじゃないかなと思っています。

○中野委員 96%はほとんどもらってるということですよ。

○渡邊病院局長 具体的な数字は、確かじゃないと思いますので、基本的には、退院時とか、あるいは外来を受けて、その日にお支払いするのがほとんどだろうと思います。

未収金についての概念の整理は、例えば、今、予算上出てくるのは、当該会計年度にお支払いがなかったという財務上の概念として、未収金が上がってる。中野委員がおっしゃるのは、その日に払わないのは、翌日に払うのも未収金扱いということでしょうから、それは、その日、その日によって。

○中野委員 そんなふうに答弁された。

○渡邊病院局長 だから、未収金の概念が、ここでいう財務上の未収金と、いわゆるその日に払わなかった未収金というのは、整理してかないかんということですよ。

いずれにしても、未収金問題は昔からずっとありまして、私は、この問題については、今後、今の経済状態とかいろいろ考えますと、一定率でずっと続くんじゃないかと思っています。我々も努力しますが、これが軽減されると

か、そういうことは余り望めないなど。

今議会でも、貧困の問題とかいろいろと取り上げられましたけれど、民間病院には行きにくくて、公立病院では患者はかかりやすいという環境もありますので、一定率覚悟しなきゃいけない。しかし、我々としては、経営上の問題もありますし、しっかりと回収していく、お支払いしていただくように、努力しなきゃいけないと思っています。

先ほど言いました概念整理については、そういうことをごさいまして、もうちょっと正確に言わなきゃいけないと思っています。件数については、具体的には、はっきりわからない部分です。

○中野委員 言いたかったのは、新たな未収金の発生を抑えることで努力をされている。年度末の繰越金の件数が、ずっと比較して少なくなったということは、その期中に、概念もいろいろ出ましたが、翌日から発生した未収金を一生懸命取り組まないと、その年にはたくさん発生して、さっきは4%ぐらいの比率でしたが、4%でもかなりの件数ですから。それはちゃんとしないと過年度分が発生するという事だから、当年度に発生した分は、やはり当年度中に、決算までには回収するよとしていかないと、それは弁護士に頼まないかんわということになるから。大変だとは思いますが、そこをしないと繰り越す未収金は、一定額以上は発生すると思うんです。県立病院は、患者さんが来たら、おまえはお金を持っていなそうだから云々ということではできませんから、個人の病院はするかもしれませんが。それは、医療者としては、医師としての職分というか、人道的な立場から何かあるんでしょう。県立病院には、特にいろんな人がきますから。

しかも、重篤な患者が来るところが病院ですから、そういうところには、手術の金額をはばって、分割にしてくれとか、一挙には払えない人、幾らお金を持ってる人でも、1回でぱっと払えない人もおりますから。分割では、未収金という形になるでしょうから、大変だろうと思いますが、この精神で頑張ってください。

○宮原委員 よく自分たちもそういうことがあるんですけど、入院をするときに、保証人になってくれとつきますよね。だけど、今、中野委員が言われるように、救急で入院される人って、保証人なんか言ってる場合じゃない、もう診らないかんということになると思うんですが、県立病院に入院されてる中で、保証人がつかない比率というのは、何%と言う必要はないんですけど、そこそこあるもんなんですか。保証人がなくても、追い出すわけにもいかんという状況になりますよね。パーセントは要らんです。そんな状況はあるのかなということ。

それともう一点が、保証人さんがついてて、未収になった場合には、やはり保証人さんには連絡しないといかんと思うんです。当然、サインをされるわけですから、だから、その部分について、保証人さんにきちっと、そういうような未収金がありますよとやられてるもんかお聞かせいただけますか。

○緒方病院局次長 保証人は、基本的にはとっております。よく電話相談等であるのは、2名とってください、2名もとれませんという話がありまして、今後、高齢社会になると、収入がないという形も課題かなと思ってます。

必ず2名ということではなくて、できなければお一人という形も、病院現場の中で対応はしてるようではございますけれども、基本的には、連帯保証人は、1名は少なくともとるようにし

てます。全くいない人が何件あるか、今はよくわからないんですけど。

それと、基本的には、未払い、未収金になった場合には、やはり連帯保証人には連絡をする形にはなると思います。

○宮原委員 なるとは思いますじゃなくて、することで、結果的にはかかされた患者さんなり、その御家族の方が、そっち側からも払いなさいよという支援をしてもらうことは、やはりやっとかないと。何のための保証人かわけがわからなくなるから、そこはちゃんとやった上で、厳しいですよと、弁護士法人なりに行くのは理解ができるんですけど、そこはお願いします。

○緒方病院局次長 確認しましたけれど、基本的にそういう形で、連帯保証人には連絡をするということでございます。

○中野委員 今、医療費を払えと保証人にサインさせますか。後で医療事故があつて、異議は申し立てんということだけの同意書じゃないですか。

○稲吉県立日南病院事務局長 保証人は、先ほどの払ってない状態とか、いろんな医療費等についての責任を負うということで、連帯保証の署名をさせていただいております。

○中野委員 それは、手術の場合とか入院、通院するときに、お金をあるときには払えと保証人にとりまつかね。経験がないもんだから。

○鬼塚県立日南病院長 手術の同意書は、別個にとりまつかね。最初の、料金の支払いができなかったときのサインだと思います。

○中野委員 別個とは、何。

○鬼塚県立日南病院長 先ほどの話は、料金を支払えなかったときの同意書といいますか。

○中野委員 それは、いわゆる支払いを保証するという保証人ですよ。いつの時点でとつと

るんですか。

○鬼塚県立日南病院長 それは、最初に入院するときです。

○中野委員 保証人を、通院も。「通院はない、入院だけです」と呼ぶ者あり)入院だけ。そうね。

○外山委員 1点だけいいですか。そもそも未収が発生する要因、原因ってどこにあるんですか。例えば、外来が多いのか、入院が多いのか。そもそもどういうケースで未収金が発生する。例えば、病院にかかりますよね、診察が終わって、会計の場に行って、その人は、そこで踏み倒して帰るってこと。そうすると、薬をもらえない。処方箋をもらって、薬局へ行って、お金を払ってもらわなければならないんですか。ということは、未収金は、どういう形で、どういうものが積み重なるのかな。裁判とか、医療事故は別として。

○稲吉県立日南病院事務局長 例えば、当院の場合を御紹介させていただきますと、やはり国保税を払ってない方がおられて、例えば、保険証とか、短期のところもつくられてない方がおられて、それを勧めるんですけれど、あえてつくりたくないというようなことで。本来でいくと1割とか3割負担になるんですが、それが10割負担になってしまうということです。

特に入院の場合は、やはり大体10万から20万はかかるケースもあります。ケースによりましては、例えば、最初からお金を持ってこない方がおられて、外来でも、窓口の支払いをされずに、薬代だけを払って帰られるとか、先ほど言いました、そういう悪質なといいますか、そういう意識が低い方もおられて、だんだん積み重なってくる。

金額的には、やはり入院が物すごく多くなり

ますので、未収金の大半は、入院の額。外来の場合は、多くても数千円とか1万円程度で済んで、金額的には少ないですけども、そういう状況にあるということです。

○外山委員 ということは、入院して、手術なりが終わった後に、退院日に払わずに帰るということですね。早く言えば、払えないのか払わないのかわかんないけれど、そういうことですよ。

○稲吉県立日南病院事務局長 入院申込書の段階で、一応、手続はとるんですけども、やはり医学的には悪化すると入院措置になります。

ただ、入院前から、支払われる方がおられますかと、一応患者さんと話を進めるんですけども、いよいよ退院の時点になっても、払うめどがないということが、だんだん近づいてきます。結果的には、払わずに帰ってしまわれるということで、あとは、分割をどうですかと促していくのが現状でございます。

○外山委員 わかりました。薬は持って帰るんだね。

○後藤委員長 ほかに。(発言する者あり)いいですよ。関連ではないですね。

○井上委員 未収金以外でいいですか。

全額自主財源の事業というのは、今回、いただいている臨床研修医確保・育成事業のほかに、何か別の事業は、幾つかあるんですか。

○緒方病院局次長 後期研修医に対する貸付事業、これは、宮崎大学の後期研修医に対して、延岡病院と日南病院に勤務していただくために、毎月10万円を貸し付けておりますけれど、それは、病院局独自予算で行ってる事業でございます。

○井上委員 ということは、この事業で、大体1,300万ぐらいの事業なんですけれど、これに

もう少しお金をかけられないものかどうか、そこを聞かせていただきたい。

内容的に言えば、臨床研修医の確保というのは、大変重要なことなので、病院局でいえば、この予算が1,300万というのが、これがいっぱいいっぱいなのかなという考え方もあるのかもしれませんが、この事業でもっとお金を確保することは不可能なのかどうか、そこを聞かせてください。

○緒方病院局次長 今後の病院局の役割として、ドクターを育てるのは、やはり大きな役割ではないかと、私どもは認識しております。そういう意味で、今回、こういう事業をつくったわけでございます。今回は手始めということで、金額的には少ない感じではございますけれども、今後、専門医制度が出てきます。29年度から、具体的な専門医制度が出てきますので、専門医の育成とかも含めまして、今後の後期研修医の育成、それと、その後のキャリアパスをどうするべきなのかも、予算も含めて、トータル的な検討は、今後の病院局の課題と思っております。

○井上委員 研修医向けの勉強会とかセミナーの開催とかってなってるわけですが、少ない予算の中で何かをしようとする、そのときに、何か、あっと驚くようなのもちよつと変なんですけれど、医者を招聘してお話を聞くとか、そういう研修なんかとか、それとか、県立病院のどこかに来ていただいて、実際の状況を一緒にやらせていただくとか。世界的にもそうだけれど、日本の医者の中では、神の手と言われるような方たちがいらっしゃるじゃないですか。

だから、宮崎の病院の中で、そういうことが実際にやれて、そして、研修医の人たちも、そ

こで一緒に研修ができたり、勉強できたり、セミナーを開催できたりということとかを考えると、この予算の中では、そういうのって不可能かなと。

魅力ある研修というか、それが魅力あるものになるかどうか、考えないといけないところもあるかもしれませんが、何らかの工夫で、研修医を確保することは、大変必要なことなので、そういうバリエーションがきくような予算措置ができないものかどうかを聞かせていただきたいと思います。

○渡邊病院局長 予算の説明を、これだけしかしてないもんですから、そう思われるだろうと。

実は、さっき言いました後期研修医の、これも、予算的には1,800万ぐらい出してるんです。それから、認定看護師の育成事業として、資格試験でこれも出してるとか、ほかにもろもろありまして、今議会でも、臨床研修医の確保について対策を練れとお話もありましたので、病院局としては、これについて特化して出したということで、独自予算で、看護師さん対策、あるいはコ・メディカル、薬剤師対策とか、いろいろな事業をやっております。そういう中で、医師対策としては、臨床研修医対策としてこういうことをやってるということでございます。

とりあえず、ことし、こういう形で事業をリニューアルしてやりましたけれど、臨床研修医がどれだけ、彼らのマインド、どういう志向を持っているか。日南病院、延岡病院は、なかなか臨床研修医が集まらない状況もありますし、宮崎病院が非常に多いわけですが、我々、公立病院として、宮崎大学と県立病院というのは、医師の卵を養成する大事な機関でもあるわけですので、そのあたりも加味しながら、予算充実は、今後の課題かなと思って

ます。

いずれにしても、先ほどの経営状況でございます。経営状況を見ていただきますと、我々としては、どうしてもぎりぎりの線で予算を組まざるを得ない。とりあえずこういうことも組みましたけれど、そこは、井上委員がおっしゃった気持ちはよくわかりますので、今後とも、引き続き対策をやっていきたいと思っております。

それから、今の臨床研修医のことでございませうけれど、新しい宮崎病院を今度つくりますけれど、研修機能の充実を一つの大きな目玉にしてまして、臨床研修医ができるだけ集まるような環境づくりもやろうと思っております。そのときも、一つの大きな転機になると思っておりますので、それを御期待いただきたいと思っております。

○井上委員 先に言っていただいて恐縮なんですけれども、実は、地域医療の関係を、今、福祉保健部が一生懸命やってるけれど、やっぱり一番頭を悩ましてるのが、医師なんですね。医師確保がどうできるのかによっては、その計画がスムーズに、地域間の格差がないように配置もできてということが、頭で絵図が描ける状況になるので。

非常に、福祉保健部も頭を悩まして、私たちも委員会でびしびし言うのには、ちゅうちょがあるぐらい、結構悩んでおられるので、そこが一番、私も心に残ってる場所なんです。病院局の研修医の確保というのは、力として発揮していただける大きなあれなので、福祉保健部から、例えば、ある程度の予算の下支えもできるような感じで、連携して何かそういうのをするとか。そして、常々、赤字が黒字がとかれて言われているので、御苦労はわかっているんですけども、やっぱりそのあたりをうまく連携をとりながらやらないと、福祉保健部だけでも

だめで、病院局にお願いして、私たちも、そこで頭をひねくり回そうなんて考えると、なかなか難しいところもあると思うんです。

予算確保は、どの場面でも大変なので、そこを含めて、いろんなことを考えていただいて大変恐縮なんですけど、人材確保がないと、なかなか先に進めないというか、幾ら地域医療のあれをちょっと先に延ばして、もっと議論しますって言われてみても、そのところを言いたくなくなってしまふ。だから、そのあたりがうまく福祉保健部とも連携がとれるといいのかなと。大体は金なんですけれども、金になってしまうんですけども。

○渡邊病院局長 昔は、福祉保健部内に県立病院課がありまして、井上委員が御存じのように、福祉保健部長がおられて、私も、端っこに座ってて、いろいろ答弁した記憶がありますけれど、今は、福祉保健部と病院局は、非常に連携はとれています。

ここに書いてある事業も、ほとんど福祉保健部といろいろ密接に連絡を取り合いながらやっていますし、いろんなナビなんかもやっています。福岡、大阪、こんなのも一緒にやっていますのでございまして、そのあたりの事業を、連携する事業として整理してお見せすることも、我々がやらないと、そういう御意見も出るのかなと思っております。

それに加えて、一生懸命、福祉保健部医療業務課と連携をとりながら、今後ともやっていきたいと。

今度、防災庁舎ができ、福祉保健部だけが行くことだったんですけど、病院局も行くことになりましたので、将来を見据えた連携がとれるんじゃないかと思っております。

○井上委員 いろんな意味で、PR事業とかあ

りますよね。研修医の皆さんをバスツアーして、こんなことしてます、ああいうことしてますという。これは、県民の人にきちんとわかっていただいて、そして、自分の息子だったり、孫だったりに、これほど期待されてることとかを認知していただくような、そこは、全部を病院局が負う必要はないと思うんです。総体的な広報関係のところにしっかり入れ込むとか、そういうのをやってほしいなど。

それで、病院局内だけで、少ない予算の中で、あれもやってこれもやってというのは、非常に大変なので、そういうところを、例えば知事部局も、きちんとそこを受けとめてアピールしていくとか。もちろん県外で、東京あたりでもやらないといけないわけだから、そういうことも含めて、何かしっかりとした連携のもとに、1カ所が負うんじゃないような状況をつくり上げていただいて、いろんな意味で、医師確保のために、宮崎が努力していることがアピールできないといけないと思うんです。

だから、国の持っているいろんな意味での、今の予算配分のありようを、地域型に引き寄せていくことが必要じゃないかなと思うんです。せっかく金額が多く来ても、使い勝手が非常に悪いという状況になってしまうので、そこがうまくリンクできると、国も喜んだ予算配分が、ばらまきじゃないかと言われるようなことがないような予算の配分になっていくので、少し国を助けてあげることも必要なのかなと。アイデアを上げることも必要なのかなと思うんです。

だから、そういう意味では、厚生労働省もはっきり、そののここを含めて下におろしていく、網かけしていくということが、必要なのかなと。この予算が悪いとか、この事業が悪いって言うてるんじゃないくて充実を、お一人でしょうこと

もないでしょうけども、頑張っていたきたいなと思ってるところなんです。

○山下委員 5ページの中で、細かい話なんですけど、電話交換機改修工事費、宮崎病院なんですけど、改築を目前にして、これは、3,500万という大きな数字みたいですけども、これは、改築しても継続して使える内容なの。

○松元病院局整備対策監 宮崎病院の電話交換機について、設置から時間がたちまして、もうほぼ部品もないとかということで、ダウンしてしまうと新しくするのが難しい状況になってます。ナースコールとかも、全部つながって、そこまで全部かえると億近い金がかかるもんですから、どうしても必要な部分だけを今回やって、改築が終わるまで何とか持たせようという延命措置みたいな工事になります。

○山下委員 その次の資産購入費で14億というのが出てるんですが、これは、入れかえですか。新規の機材購入になるんですか。どういったものを導入されるのか、分かっていたら教えてください。

○緒方病院局次長 この資産購入費は、医療機器の資産購入でございまして、基本的には3病院で必要な医療機器について購入するということです。

宮崎病院につきましては、やはり改築との関係がございまして、新築当時に入れるものと、今どうしても必要なものという形で、できるだけ分けをしまして、今どうしても必要なものだけを優先的に資産購入する形でのメリハリをつけようとしているところでございます。

宮崎病院につきましては、超音波診断装置、それと手術室一式が2,600万円、手術室ポータブル装置などが1,800万円などの経費でございませう。

延岡病院が、エックス線撮影装置とか、ホルター心電図一式、大体3,000万から4,000万の数字。

あと、日南病院がスペックCT装置というので、これは高いんですが、1億4,200万円の機材、それと、検体検査自動化システムで、3,700万円の経費が必要です。

あと、経営管理課で、いわゆる、先ほど言いました診療関係の画像診断を残しておくサーバが古くなっており、それを更新する必要がございまして、それに2億3,900万円ほどかかるという金額になっております。

○前屋敷委員 この予算のところで、28年度の入院患者数とかが出てるんですけども、病床数については、27年度と同じ数を考えてらっしゃるんですか。

○緒方病院局次長 基本的には、病床数は、許可病床と稼働病床は違いますけれども、稼働病床数は今動いている病床数で変えてない状況です。

○前屋敷委員 入院患者数が980人、少なく見積もってらっしゃるんですけど、在院日数が今少なくなってるのが事実で、そういうところも見越してなんでしょうけれど。基本的な病床数が少なくなると、その辺の影響も出てきますし、今、地域医療の構想の計画が作成中なんですけれど、その中の全体を見ますと、やっぱり病床は削減方向で計画がつけられようとしている中で、公立病院もその対象に十分になってくることがあるので、必要な病床は、きちっと確保するといえますか、治療に必要な病床を確保するところも、これから決定されることですので、ぜひ、その辺のところはしっかり押さえていただきたいと思うところです。

それともう一つ、この資料の中の3ページの

ところで、費用の面ですけれど、材料費で高額な薬品を使用する外来化学療法患者がふえていくんですが、外来化学療法というのと、どういうものなの。

○菊池県立宮崎病院長 宮崎病院の菊池です。外科のがん治療ですが、昔は、まず、手術で取りまして、そのあと抗がん剤を入れる場合は、大体ずっと入院してからやっていたんです。手術が終わって、2、3週間して、抗がん剤を週に1回と。ところが今は、外来へと、入院も短くという流れで。というのが、手術はもちろん入院ですが、外来で抗がん剤をやりたいということ、週に1回、外来に通ってやるわけです。ですから、今まで入院で出た抗がん剤の費用が、外来で出てくる形です。

○前屋敷委員 外来の意味がわかりました。通院をしながら治療することなんですね。

それと、高額な薬品の件ですけれど、これは、かなり患者さんの負担にもなるぐらいの額といえますか、保険の適用がきいたりきかなかったりということでも、やはり影響してくるんじゃないかなと思うんですけど。

○菊池県立宮崎病院長 基本的に非常に高いんですが、全部保険適用のを使っております。保険適用外はまず使いませんので、負担としては、ある一定の負担だと思います。

ただ、がんというのが、ワンセットやれば終わりではなくて、基本的にずっと続く治療でございまして、そのあたりが非常に大変かなと思っております。

○岩切副委員長 最後に済みません。2点ほど確認をさせていただきます。

説明資料の7ページで、いよいよ基本設計、1億2,000万ほどの執行となるんですが、準備状況等、御報告いただけるものがあれば、この時

点でお聞かせいただきたいことが第1点であります。2点目は、また後に。

○松元病院局整備対策監 基本設計の今の現状でよろしいでしょうか。昨年11月ぐらいに、病院全員を集めたキックオフミーティングをやりまして、病院内に設けました各部門ごとの検討部会、その方々と設計事務所を入れて、いろいろ打ち合わせをやっていまして、現在、各階にどういう部門を配置するかという階構成。それと、各階にどういうものをどれぐらいの面積で入れていくか、ブロックプランと書いてありますが、そこを今詰めている段階でございます。3月末ぐらいにそれを終わらせて、今度は、各ブロックごとの詳細的な部屋の内容、細かい間仕切り内容とかを詰めていく予定にしまして、9月いっぱい基本設計を終える状況になっております。

○岩切副委員長 ありがとうございます。順調に進んでらっしゃるという理解でよろしいですね。

2点目なんですけど、スタッフの問題でございますけども、看護師、医師、それぞれ必要なコア・メディカル部門もあるところなんですけど、4月、新たに採用される人たちの数が、退職をされる人たちの数に見合ってきてるかどうかな。また、年度途中の育休、病休、そういったものに見合ってきてるか。その辺の対策をそれぞれ行ってらっしゃるところだと思うんですけども、現状をお聞かせいただければと思います。

○緒方病院局次長 医師は、大学からの派遣がありまして、なかなか私たちがコントロールできない部分があるんですけども、看護師につきましては、毎年度採用試験をやっております。当該年度の退職見込み、それと採用をした後の辞退見込みをとって、採用数を決めてる状況で

ありますが、実は、今年度は若干退職者数が、当初見込みより多く出てしまったことと、辞退者も若干多く出てしまったことで、採用者数が足りない状況にあると認識しておりまして、今後、そういうような方々の欠員がある部分については、やはり今後の採用とか、臨時職員の確保とかで対応していく必要があると思います。

それと、育休者につきましては、これも、年度によってばらつきがあるんですけど、大体やっぱり100名程度います。本来的には臨時なんだろうけども、やはりそれは無理なんで、そういう意味では、育休者の代替職員につきましても、基本的に正規で雇うような形で、今、取り組んでいるところでございます。

○岩切副委員長 ありがとうございます。

最後にしますけども、育休代替等も含めて、これからも採用を努力されなければならない状況だと思います。

それで、年度途中で採用を前倒しでしている事業、そういう取り組みをなさってらっしゃるんですけど、それを、継続をされる見通しであるか。さらには、もっとさらに前倒しをしていくような御計画等も、御検討なさってらっしゃらないか、そのあたりをお聞かせください。

○緒方病院局次長 採用は、去年、学生の就職活動の云々がありまして、ちょっとおそくなったりとか、ことは早くなったりとか、そういう時期の変動があります。

そういう意味で、私どもは、できるだけ早い時期に採用試験をやっていきたいとは思っておりますが、そういうような学校、卒業生との関連とか、そこ辺も十分検討して、採用試験は組む必要があるのかなと思いますけど、できるだけ早くに試験は行いたいなと思ってるところでございます。

○岩切副委員長 経験者等を年度途中で採用する手法をさらに継続をしたり、まだ、より一層前倒しをする予定があるか。

○緒方病院局次長 今、経験者採用につきましては、年度途中で採用する形でやっております。

経験者の方は、今、勤務されてるところもありますので、そこに迷惑をかけるといけませんので、そこで十分に了解をいただいた上で移れる形になったときに、県病院に来てくださいますようお願いをしているところでございます。

いうならば、副委員長が言われるように、そういう形で合意ができれば、できるだけ早く県病院の職員として働いていただければと思っております。

○中野委員 退職者が予定よりも多かったという説明でしたよね。まだ、聞いてはないけれども、看護師の27年度の退職者は何名で、うち定年退職者は何人か。それから、定年でない人の途中退職者は何人か。

○緒方病院局次長 済みません、ちょっとお時間を下さい。

今年度の定年退職者ですが、10名いらっしゃいます。全体の退職者が61名、そのうち定年で退職される方が10名でございます。

○中野委員 ということは、途中退職者は普通退職者というわけですか。その方が51名いらっしゃるということですが、その年齢層は、若くて退職されるのか、もう50代になったからとか、夜勤が大変だとか、そういうのも耳にしますが――でやめられるのか、そのようなのがわかっておれば。

○緒方病院局次長 普通に退職される方のうち、38名は、年齢的に40歳未満、20代から30歳です。この方々は、理由としましては、やはり

結婚とか、そういう形で退職される方が多いと聞いてます。

それと、年をとって退職をされるか、定年まで働かないで退職される方が8名いらっしゃいます。こういう方々は、親の介護とか、そういうことを理由に退職をしたいというお話を聞きます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

○緒方病院局次長 先ほど、退職金の引き当ての関係で、33億という話をしましたけれども、総額は60億まで積み上げる必要があるということで間違っておりました。訂正をさせていただきます。

○後藤委員長 議案に関する質疑を終了いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○緒方病院局次長 それでは、その他の報告事項といたしまして、県立病院の分娩料の取り扱いについて御説明をいたします。

委員会資料の9ページをお開きください。

病院局では、先ほど局長が申しましたとおり、県の周産期医療体制を取り巻くさまざまな事情を勘案しまして、平成26年度に県立病院の分娩料の見直しを行ったところでございます。

1にこれまでの経緯を記載しております。

まず、(1)でございますが、県立病院の分娩料の上限額を定めました宮崎県立病院事業の設置等に関する条例を昨年度改正をいたしまして、平成27年3月20日に公布しております。

具体的には、分娩料の上限につきまして、児童福祉法の規定に基づき、国が定める助産施設分娩料の公費負担上限額20万90円を基準といたしまして、県立病院の分娩料の上限額を20万円と定めて、平成27年7月1日に施行したところ

でございます。

また、(2)の県立病院料金等規程の改定であります。上記の条例の上限額の改正に合わせて、下の表にありますとおり、診療時間帯の区分に応じまして、それぞれ、平成27年度に3万円、平成28年度は2万円の引き上げの予定で、2段階引き上げを行うことといたしまして、平成27年2月の定例県議会の厚生常任委員会で御説明をさせていただいたところでございます。

なお、平成27年度の引き上げにつきましては、先ほど申しましたとおり、7月1日に実施したところでございます。

次に、2の平成28年度の取り扱いについてでございます。

(1)の概要でございますが、①にありますとおり、国が定める助産施設分娩料の公費負担上限額が20万90円から20万1,480円に引き上げられたところでございますが、引き上げ額が僅少でありますことから、条例で定める県立病院の分娩料の上限額20万円は据え置きまして、②のとおり、具体的な分娩料は、当初予定どおり2万円引き上げまして、下の表にありますとおり、料金規程を改定するものでございます。

(2)の期日でございますが、平成28年3月中に料金規程を改定いたしまして、約3カ月間の周知期間を設けまして、平成28年7月1日からとする予定でございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは、県立病院の分娩料の推移等を示したもので、昨年度の厚生常任委員会で御説明をいたした資料でございます。

一番上の青い線は、出産時に健康保険等から妊産婦に支払われます出産育児一時金を示しておりまして、現在は40万4,000円となっております。また、緑色の線が、国が定める助産施設分

娩料、赤い線が県立病院の分娩料でございます。

これを見ておわかりのとおり、平成22年度までは、助産施設分娩料と県立病院の分娩料はほぼ同額でございましたが、平成23年度以降に助産施設分娩料が引き上げられた一方、県立病院の分娩料は据え置いていましたことから乖離が生じておりましたけれども、平成27年度と28年度の2段階引き上げにより、助産施設分娩料とほぼ同額になります。

なお、グラフの上のほうに、紫色の線で、県立病院の休日・深夜の分娩料と入院料等を含めた標準的な分娩費用を記載しておりますが、分娩料改定後も青色の線の出産育児一時金を超えない設定となっております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○後藤委員長 分娩料の取り扱いについて説明が終了いたしました。

この件について質疑はありませんか。

○中野委員 この資料に、民間の分娩料平均と書いてありますが、25年度の上に、一つポツでダイダイ色がありますよね。民間の今の分娩料は、ここを示してるんですか。

○緒方病院局次長 平成25年度の上のほうに、民間で22万8,000円という数字があります。これが、民間の平均的な休日・深夜の分娩料でございます。

○中野委員 この後の動きは、把握されておられないわけですか。27年度はどのぐらいになっているんですか。

○緒方病院局次長 今年度の数値は把握はしておりませんが、医師会等と話しますと、大きくは変わってないと思います。少なくとも、県のほうには20万円まで引き上げてほしいという医師会等の要請等もありますので、大きくは

変わってないと思っております。

○中野委員 民間と県立の病院とで、県立病院が安くすることで、民間の病院を窮地に追い込むといけませんが、経営が少なくなって云々とか、整合性というか、そこ辺はうまくとれてるわけでしょうか。

○渡邊病院局長 次長の説明から漏れたんですけど、実はこの分娩料については、県の医師会から長年要望がありました。出産一時金との乖離もあるし、もちろん、先ほど言いました福祉助産施設の分娩料は、生活困窮者に対する最低を保障した額なんですけれども、それに対する乖離もあるではないかと。そして一方、民間の産婦人科医が非常に減少してる。高齢化してることもあります。

民間の産婦人科は、経営的にも非常に厳しくなっております、やはり基本的には、出産一時金をこんなにもらってるんだから、分娩料をもうちょっと高くしていいというのが、民間の中にはあります。

そういう中で、助産施設の分娩料でございます20万、生活困窮者もこれだけは保障しているわけでございます。せめてそこまでは上げていただきたいという非常に強い要望がこの数年、もう数年じゃないです、5、6年ありました。

我々としては、平成22年度から23年度に移るときに、本来上げるべきだったんだろうと思います。これをやらなかったということで、私は、病院局長として非常に怠慢だと、自分自身そう思っておりますが、いずれにしても、この問題について、そういう形で適正価格にした経緯がございます。

それと、一遍に上げるのも、額に非常に乖離があったもんですから、2カ年かけて、2段階で上げてみようということで、こういう整理を

させていただきまして、昨年の常任委員会でも御説明したところでございます。よろしく願いします。

○中野委員 私も、地元の何人かの先生から、子供が少なくなって、非常に経営が厳しいんだという話をされたことがあるんです。それで、地元から産婦人科の先生がいなくなったら大変だなと思いましたので、民を官のほういろいろやると思ったらいかんなど。適切な値上げですから、ちゃんと、一時金はその範囲ですから。民間はホテルみたいな部屋に入院して、その部屋代とか払わないかんでしょうけれども、この範囲内であれば、うまく協調し合う料金でおさめて、今後もやっていただきたいと思えます。

○前屋敷委員 昨年の7月から実施ということなんですけれど、結果、県病院はどんなくあいですか。

○緒方病院局次長 この引き上げに伴う患者様からの苦情とか、そういうのは一切ありません。

実際の分娩件数につきましても、例えば、昨年度の2月までの累計でございますけれども、平成27年度が、3病院合計で1,168件、26年度が1,028件ということで、140件ほどふえております。

民間の産科の厳しさを感じておまして、やはり民間を圧迫しない程度の形で県病院の役割を果たしていくことが必要なんじゃないかなと認識をしたところでございます。

○前屋敷委員 新しく改定された後の結果は、まだ出てないのですか。

○緒方病院局次長 ことしの7月からの数字として、分娩料引き上げの件数は870件で、昨年度との比較はつくってないんですけれども、感触としては、宮崎病院もやはり産科がふえておる

状況もありまして、基本的には、これが引き上がったからといって、若干少なくなったことはなくて、これは民間の先生方が少なくなってきた影響かなと思ってるところでございます。

○前屋敷委員 わかりました。もう少し経過を見ないとわからんところもありますので。

○後藤委員長 この件についてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして病院局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時1分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、当委員会に付託されました議案等について、福祉保健部長の概要説明をお願いします。

○桑山福祉保健部長 福祉保健部でございます。

それでは、委員会に御審議をお願いしております議案等につきまして、概要を御説明申し上げます。

まず、お手元の平成28年2月定例県議会提出議案（平成28年度当初分）の表紙をめくっていただきたいと思います。目次をごらんください。

福祉保健部関係の議案は、一番上の議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計予算」、それから、議案第4号「平成28年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算」、それから、下から6番目になりますが、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、その下の議案

第22号「宮崎県犬取締条例の一部を改正する条例」、それから、一番下になりますが、議案第26号「宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例」、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。上から5番目になりますが、議案第31号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」、その下の議案第32号「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」、その下の議案第33号「興行場に関する条例の一部を改正する条例」、それから、飛びまして下から4番目の議案第42号「宮崎県子どもの貧困対策推進計画の策定について」、その下の議案第43号「宮崎県地域福祉支援計画の変更について」の10件でございます。

これらの議案のうち、私のほうからは、議案第1号それから議案第4号の福祉保健部の28年度当初予算の概要について、御説明をさせていただきます。

お手元の常任委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

1ページでございますが、1の(1)平成28年度福祉保健部の予算についてであります。

上の表の下のほうの行、福祉保健部予算をごらんいただきたいと思います。

福祉保健部の予算額は、一般会計で1,040億8,179万4,000円でありまして、平成27年度の、これは6月補正による肉づけ後の予算額を記載してございますが、これと比較して、率にして0.6%の増、額にして6億570万8,000円の増となっております。

福祉保健部の予算案につきましては、社会保障関係費等を経常経費として計上するとともに、平成28年度重点施策の子育ての希望をかなえる県づくりの実現に向けた事業を中心に、県政の

直面する課題に対応するために所要額を計上しているところでございます。

各課別の予算につきましては、下の2のほうの表に記載のとおりであります。

また、この表の下から2番目の特別会計、母子父子寡婦福祉資金特別会計につきましては、当初予算額が3億6,136万9,000円となっております。対前年比で、率にして9.6%の減、額にして5億6,714万6,000円の減となっております。

なお、各課の歳出予算の説明の際に使用いたしますお手元の平成28年度歳出予算説明資料に記載されております平成27年度当初予算の額は骨格予算時のものが記載されております。肉づけ後の予算規模と比較する場合には、この常任委員会資料の1ページのほうの一覧表をごらんいただきたいと思っております。

以上が、平成28年度当初予算の概要であります。各課の主な事業につきましては、常任委員会資料の2ページから33ページにかけて掲載しておりますので、後ほど、それぞれ担当課長のほうから御説明を申し上げます。

また、別冊でお配りしております決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況という資料がございます。

これの個別的指摘要望事項並びに条例などの特別議案の詳細につきましても、それぞれ担当課長のほうから御説明申し上げますので、当初予算議案とともに御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○後藤委員長 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、4班に班分けして議案等の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることとしております。

歳出予算の説明につきましては、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、初めに福祉保健課、国保・援護課の審査を行いますので、それぞれ説明をお願いします。

なお、委員の質疑は2課の説明が全て終了した後をお願いをいたします。

○渡邊福祉保健課長 福祉保健課でございます。

まず、議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計予算」につきまして、御説明をさせていただきます。

お手元の平成28年度歳出予算説明資料をお願いいたします。

歳出予算説明資料の117ページでございます。

福祉保健課の平成28年度当初予算額は、左から2つ目の欄になりますけれども、総額で79億6,964万2,000円でございます。

主なものにつきまして、御説明をいたします。

119ページをお開きください。

中ほどの(事項)社会福祉総務費2,561万2,000円でございます。

主なものは、説明欄4の「地域生活定着促進事業」の2,000万円でございますけれども、これは、高齢または障がい有するため、福祉的支援を必要とする刑務所等の出所予定者に対しまして、福祉と司法が連携して、社会復帰を支援するものでございます。

次に、一番下の(事項)社会福祉事業指導費4億5,617万1,000円でございます。

主なものは、1の(1)社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金の4億5,233万4,000円でございますけれども、これは、社会福祉施設等の職員を対象に、退職手当共済事業

を行っております福祉医療機構に対し、経費の一部を補助するものであります。

次に、3の新規事業「社会福祉法人改革推進事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

120ページをお開きください。

一番上の(事項)地域福祉対策事業費1億3,769万2,000円でございます。

まず、1の(3)新規事業「多重的見守りネットワーク九州モデルテレビスポット放映事業」128万8,000円でございます。

これは、九州・山口各県の官民が連携して取り組むこととしております地方創生プロジェクトの一環でございます。ひとり暮らし高齢者への声かけなど、誰もが気軽にできる見守り活動に対する意識醸成を図りますため、テレビスポットを作成し、広く周知を行うものでございます。

次に、3の(1)「安心生活福祉サービス利用支援事業」6,072万4,000円でございますけれども、これは、初期の認知症など、判断能力が十分でない方に、福祉サービスの利用手続の支援等を行うものでございます。

次に、4の改善事業「福祉サービス第三者評価制度普及啓発・受審促進事業」127万7,000円でございますが、これは、福祉サービスの質の向上と利用者への情報の提供のために行っております第三者評価制度の周知や受審数の増加を図りますため、普及啓発の推進や研修会を実施するものでございます。

次に、6の新規事業「農山漁村における所得安定・向上モデル事業(見守り・生活支援)」900万円につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をさせていただきます。

2つ下の(事項)民生委員費1億3,152万2,000

円でございます。

主なものは、1の民生委員活動費等負担金の1億2,777万円でございますけれども、これは、民生委員の活動経費等を負担することによって、民生委員による地域福祉活動の促進を図るものでございます。

次の121ページををらんいただきたいと思っております。

一番上の(事項)福祉総合センター費1億3,468万4,000円ですけれども、内容は、1の福祉総合センター管理運営費と、2の社会福祉事業従事者を対象に研修を行います「社会福祉研修センター事業」、そして、3の福祉人材の無料職業紹介等を行います「福祉人材センター事業」でございます。

次に、2つ下の(事項)自殺対策費8,313万7,000円でございます。

1の「『自殺ゼロ』プロジェクト推進事業」4,646万9,000円ですけれども、これは、県自殺対策行動計画に基づきまして、市町村や関係機関と一体となって、基盤づくりから一次・二次・三次予防といった総合的な自殺対策を展開することとしております。

2の新規事業「みんなで支える！働き盛り男性の自殺予防推進事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明をいたします。

次に、ページをおめくりいただきまして、122ページから124ページまでは、福祉保健課の出先機関でございます衛生環境研究所や保健所の運営費及び部の連絡調整費などを計上しております。125ページををらんいただきたいと思っております。

一番上の(事項)県立病院管理費42億1,073万円でございますが、これは、県立病院の運営などに要する経費の一部を一般会計において負担するもので、福祉保健課において予算措置を行っ

ております。

それでは、主な新規事業につきまして、御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の厚生常任委員会資料をお願いいたします。

厚生常任委員会資料の2ページでございます。

新規事業「社会福祉法人改革推進事業」についてであります。

資料に記載はございませんけれども、社会福祉法人につきましては、昨今、一部の法人による不適正な運営によりまして、社会福祉法人の存在意義が問われるような事案が発生しております。

そこで、国では、このような状況等を改善しまして、社会福祉法人が、今後とも複雑多様化する福祉サービスの中心的な担い手としてあり続けることができますよう、公益性や非営利性を徹底させる観点から、社会福祉法人制度の改革を進めようとしております。

具体的には、全ての社会福祉法人に、地域貢献の取り組みを行う責務が発生することや、県が実施する指導監査の強化を図りますため、指導監査に当たっては、公認会計士等、会計の専門家の意見を聞くこととされていること、また、経営組織のあり方の見直しといたしまして、理事や理事会のチェック機能を持つ評議委員会の設置を義務化することなどの内容となっております。

それでは、資料の1の目的・背景に入らせていただきますけれども、社会福祉法の改正につきましては、現在、参議院で審議中でございますけれども、国に確認いたしましたところ、平成27年度中には改正が行われる予定だと伺っております。

今回の改革の内容は、先ほど申し上げました

とおり、内容が多岐にわたっておりまして、法人の運営面に大きな影響を与えることが予想されますので、法人が取り組む地域貢献の推進のための仕組みづくりや、指導監査の強化等を行うことによりまして、社会福祉法人改革への円滑な対応を図るものでございます。

次に、2の事業概要でございますが、(1)の社会福祉法人改革に関する説明会等の開催では、法改正の内容を周知するため、社会福祉法人に対する説明会などを開催することとしております。

(2)の会計専門家による指導監査の強化では、社会福祉法人の指導監査に公認会計士等を同行させ、専門的な立場から会計処理に関する事項について、指導や助言を行うこととしております。

(3)の社会福祉法人の地域貢献推進のための仕組みづくりといたしましては、社会福祉法人や行政等により構成される協議会を設置いたしまして、法人の責務となる地域貢献のあり方や取り組み方法等について、県全体としての方向性を検討するとともに、実践事例についての評価等を行うこととしております。

3の事業費は、353万9,000円をお願いしております。

4の事業効果でございますが、この事業によって、社会福祉法人の適正な運営の確保や、福祉サービスの充実が図られるものと考えております。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

新規事業「農山漁村における所得安定・向上モデル事業（見守り・生活支援）」であります。

資料に記載はございませんけれども、この事業は、全庁的に取り組みます農山漁村の所得アッ

プロジェクトの一つでございまして、農林水産業だけではなく、福祉の分野等も含めた横断的・複合的な視点による所得向上メニューを策定しまして、永続性の高い所得アップモデルを創出し、地方創生の横の展開を図ろうとするものでございます。

一方で、この事業は、普段の生活におけるちょっとした困り事の解決などのソーシャルビジネスの展開といたしました、いわゆる地域福祉でまちづくりの側面を有するものでございます。

1の目的・背景をごらんいただきたいと思いますが、農山漁村におきましては、地域の助け合いを必要とする方々の困り事を解決する持続可能な生活支援システムを構築するとともに、この仕組みの中で発生する雇用等により、農山漁村における所得向上につなげるものでございます。

2の事業概要でございますが、市町村社会福祉協議会やNPO法人、社会福祉法人が、買い物代行や粗大ごみ処理等の困り事に対応するサービスや、規格外で市場に流通しない農産物等の1次産品を活用した高齢者向け配食サービス等、生活支援システムの構築に取り組む際に必要となる初期費用に対して補助を行うものでございます。

事務所の設備の導入等のハード事業の経費として上限額200万円、組織運営等のソフト事業の経費として上限250万円を予定しております。

3の事業費は900万円で、2カ所程度のモデルを確立したいと考えております。

4の事業効果でございますが、この事業により、人口減少に対応した持続可能な地域の支え合いのシステムが構築されることによって、誰もが安心して暮らすことのできる中山間地域の実現につながるものと考えております。

4ページをお開きいただきたいと思います。

新規事業「みんなで支える！働き盛り男性の自殺予防推進事業」でございます。

まず、1の目的・背景ですけれども、平成26年の本県における男性の自殺者数は、女性の3.2倍となっております、中でも30歳から60歳代の働き盛り世代が、男性の約7割を占めております。

このため、これらの層をターゲットにした対策を強化いたしまして、働き盛り男性の自殺予防を推進しようとするものでございます。

2の事業概要ですけれども、資料には記載しておりませんが、男性には、従来、悩みがあっても我慢する文化ですとか習慣があると言われておりまして、借金などの経済的な問題や健康問題、人間関係の悩みなど、具体的な悩みについて、他人に相談することに心理的な抵抗があるものと思われま。

そこで、そこにアプローチをする手法として、この新規事業を立ち上げることにしたものでございます。

まず、(1)の男性が「いつでもこっそり」相談できる環境の整備といたしまして、相談窓口等を紹介する既存のホームページを改編いたしまして、悩んでいらっしゃる人が使いやすく相談しやすいワンストップ型のポータルサイトを作成するとともに、当該サイトへの接続を容易にする検索連動型広告といったものを実施したいと考えております。

次に、(2)の男性が足を運びやすい場所での見守りの強化といたしまして、パチンコ店、コンビニエンスストア、ドラッグストア等の店舗内に、ポータルサイトや相談窓口を紹介するステッカー等を設置するとともに、理美容店やスナック等の飲食店関係者を対象に、気づきや声

かけに関する研修を行うこととしております。

また、(3)の男性の家族や身近な人による見守りの強化といたしまして、テレビ、ラジオ等を活用し、働き盛り男性の、例えば、不眠や食欲不振といたしました鬱のサインを見逃さずに、相談や医療機関の受診につなぐ大切さについて、広く啓発を行いたいと考えております。

3の事業費は、782万円をお願いしております。

4の事業効果でございますが、この事業により、悩みを抱える働き盛り男性の適切な相談や医療機関への受診の促進につながり、自殺者の減少が期待できるものと考えております。

次に、恐れ入りますが、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について、御説明をさせていただきます。

お手元の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況をごらんいただきたいと思います。

これの4ページをごらんいただきたいと思います。

④でございますが、自殺ゼロプロジェクト推進事業の効果等について、情報発信によるさらなる取り組みの推進を図るよう、こういった内容の御指摘を受けておったところでございます。

この資料に書いてございますように、本県の自殺者数は、平成26年は265人と、前年と比べまして9人増加し、自殺死亡率、これは人口10万人当たりの自殺者数でございますが、全国ワースト3位となっておりますけれども、ピーク時の平成19年の394人からは、約3分の2の水準まで減少しております。

特に、小林保健所管内におきましては、平成26年1月より、鬱病対策のモデル事業といたしまして、かかりつけ医による精神科医紹介システムに取り組むことによって、管内の自殺者が大きく減少しております。

県では、この実績を踏まえまして、この取り組みを他の地域に広げますため、医師等の専門職向けの研修会や県民向けのフォーラム等を取り組み実績を紹介するとともに、各地域の医師会等にシステム構築の働きかけを行ってきたところでございます。

このような中、今年度中に、宮崎市保健所及び日向保健所管内で、このシステムの運用が始まる予定になっております。

また、来年度には高千穂保健所管内におきましても、運用に向けた準備が始まる予定でございます。

また、昨年度からは、各地域の理美容店の関係者に対しまして、気づきや声かけに関する研修を実施するとともに、今年度からは、延岡地域において、救急医療の現場における自殺未遂者支援の取り組みを始めたところでございます。

さらに、来年度からは、先ほど御説明をさせていただきました自殺者の多い働き盛り男性の適切な相談・受診を促進する取り組みを行うこととしております。

今後も引き続き、市町村や関係機関等と一体となりまして、県下全域における自殺対策のさらなる推進を図り、自殺のない地域社会づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議案第43号「宮崎県地域福祉支援計画の変更について」御説明をさせていただきます。

お手元に計画書(案)の本体をお配りしておりますけれども、本日は厚生常任委員会資料のほうを使用して、御説明をさせていただきます。

恐れ入りますけれども、再度、厚生常任委員会資料のほうをお願いしたいと思います。

42ページをお願いいたします。

資料の説明に入ります前に、1点御報告がございます。

去る12月7日からことしの1月6日まで、県のホームページや広報誌、新聞広告等を通じまして、パブリックコメントを行ったところがございます。

その結果、9名の方から20件の御意見をいただきましたけれども、その内容は、計画や施策に期待すること、力を入れてほしいことなどについての御意見でありまして、11月の厚生常任委員会で御説明をいたしました素案の修正に至るようなものはございませんでしたので、まず最初に、その旨、御報告をさせていただきます。

それでは、資料をごらんいただきたいと思えます。

本計画は、1の計画策定の理由にありますように、社会福祉法の規定に基づき定めておりまして、第2期計画の満了に伴い、第3期計画の策定を行うものであります。

2の計画の期間は、平成28年度から32年度の5年間でございます。

3の計画の概要ですけれども、まず、(1)基本理念といたしまして、「ともに支え合い、助け合う あたたかい思いやりの社会づくり」としてしております。

お互いにかかわることを好まない人々がふえつつある現状がある今でございますけれども、そういう今だからこそ、人情味あふれる優しい県民性を生かし、県民一人一人がいい意味での「おせっかい」の気持ちを持って一步を踏み出すことの大切さ、これをこの理念に込めたところでございます。

次に、(2)基本目標及び施策の体系でございます。

本計画は、3つの基本目標を定めまして、そ

れぞれに柱となる方向を設けております。

まず、①地域福祉を担う人づくりでございますが、県民に対する地域福祉の意識醸成や、社会福祉事業従事者の確保及び資質向上を図るとともに、社会福祉法人の地域貢献等による新たな人材確保対策、地域福祉のリーダーとなる人材育成等に取り組むこととしております。

次に、(2)地域福祉サービスの基盤づくりでございますが、社会福祉法人の経営安定とサービス向上に向けた取り組みを支援するとともに、地域福祉の中核となる市町村社会福祉協議会の充実や、地域包括ケアシステム等の福祉・保健・医療といった公的機関の横の連携に取り組むこととしております。

最後に、③みんなで支え合う地域づくりでございますが、地域における地道な取り組みや先駆的な活動などを評価し、紹介することを通して、助け合う機運を醸成するとともに、都市部や過疎地域等、地域の特性に応じた見守りや、世代を超えた交流活動等に、積極的な住民参加を得ながら取り組むこととしております。

福祉保健課からは、以上でございます。

○日高国保・援護課長 国保・援護課分を御説明いたします。

お手元の平成28年度歳出予算説明資料の国保・援護課のところ、135ページをお開きください。

国保・援護課の平成28年度当初予算額は、左側から2つの欄にありますように、341億892万8,000円でございます。

以下、主なものについて御説明いたします。

137ページをお開きください。

中ほどにあります(事項)生活福祉資金貸付事業費3,495万6,000円であります。

これは、低所得世帯等に対し、低利または無利子の資金貸付と、必要な相談支援を行うこと

により、その世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図るもので、事業実施主体であります県社会福祉協議会に対して貸し付け業務に要する経費を補助するものであります。

次に、一番下の(事項)宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費2,428万3,000円であります。

その内容につきましては、138ページをお開きください。

これは、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の終了に伴いまして、その執行残を国庫に返還するものであります。

次に、生活困窮者支援事業費1,986万8,000円であります。

これは、生活困窮者の自立相談支援に要する経費であります。

その主なものは、説明欄1の改善事業「生活困窮者自立相談支援事業」であります。後ほど、常任委員会資料により御説明いたします。

次に、(事項)高齢者医療対策費164億2,829万4,000円あります。

これは、高齢者医療の実施に要する経費であります。

その主なものは、説明欄2の後期高齢者医療費負担金の159億3,999万3,000円あります。これは、後期高齢者医療の給付や高額医療、保険料の軽減に要する費用につきまして、国・県・市町村及び広域連合が、それぞれの負担割合に応じて負担するものです。

次に、その下の3、「後期高齢者医療財政安定化基金事業」4億8,736万3,000円あります。

これは、広域連合の財政リスクの軽減措置としまして、基金を造成し、貸し付け等を行う事業であります。

139ページをごらんください。

一番上の(事項)戦傷病者・引揚者及び遺族等援護費1,866万8,000円あります。

これは、戦傷病者及び中国帰国者等に対する援護事業を行うための経費であります。

その主なものは、説明欄6の特別給付金等支給裁定事務費の1,655万5,000円あります。これは、戦没者・戦傷病者の妻に対する特別給付金や、*昨年度から請求受け付けが開始されております戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の裁定事務に要する経費であります。

次に、その下の(事項)戦没者遺族援護事業費897万1,000円あります。

これは、戦没者遺族等に対する援護事業を行うための経費であります。

その主なものは、説明欄2の戦争体験継承事業の276万3,000円あります。これは、戦没者や遺族の方々の労苦や平和のとうとさを伝えるため、宮崎県平和祈念資料展示室や、ホームページ「宮崎の戦争記録継承館」の運営等による情報発信を行うほか、次の世代に戦争体験の継承を図るため、戦争体験者が小中学校を訪問して、子供たちに戦争体験を聞く機会を提供するものであります。

次に、一番下の(事項)国民健康保険助成費139億5,631万2,000円あります。

これは、国民健康保険事業運営の充実強化に要する経費であります。

その主なものにつきましては、次の140ページをお開きください。

まず、説明欄1の「保険基盤安定事業」の51億7,568万2,000円あります。これは、市町村保険者が低所得者に対して行う保険料の軽減等に要する経費につきまして、国、県、市町村がそれぞれの負担割合に応じて負担することに

※60ページに訂正発言あり

より、市町村国民健康保険財政の安定化と、被保険者の保険料負担の軽減を図るものであります。

2の「高額医療費共同事業」の8億8,835万6,000円ではありますが、これは、国民健康保険団体連合会が行っております高額医療費共同事業への市町村の拠出金につきまして、県が4分の1を負担し、高額医療費の発生に伴う市町村国民健康保険財政への影響の緩和を図るものであります。

4の都道府県財政調整交付金の71億8,750万円になりますが、これは、県が国民健康保険事業運営の安定化のために、市町村に対し財政調整交付金を交付し、財政調整機能の一部を担うものであり、医療給付費等の9%を負担するものであります。

6の国民健康保険財政安定化基金事業の3億8,828万9,000円ではありますが、これは、平成30年度からの新しい国民健康保険制度において、医療給付費の増加や保険料不足となった場合に備え、全額国費による財政安定化基金を造成するものであります。

続きまして、141ページをごらんください。

(事項) 扶助費34億1,879万8,000円でありませう。

これは、生活保護法に基づく扶助に要する経費で、主なものは説明欄1の生活保護扶助費の30億6,422万5,000円ではありますが、これは、生活保護法に基づく生活や医療費、教育費など、8種類の扶助に要する経費であります。

次に、改善事業の「生活困窮者自立相談支援事業」について御説明いたします。

別冊の委員会資料の7ページをお開きください。

まず、1の目的・背景でありまするが、生活困

窮者に対する自立相談支援事業に従事する自立相談支援員を増員し、潜在的な生活困窮者の掘り起しや自立に向けた支援を実施するとともに、生活に困窮する子育て家庭の保護者に対する生活や就労の支援や、子供の学習環境等についての相談・助言の取り組みを行うものです。

また、市町村や関係機関等と定期的な情報交換や研修会を実施し、連携の強化を図るものです。

次に、2の事業概要ですが、相談支援員がほかの事務所と兼務となっております南部福祉こどもセンター及び西臼杵支庁福祉課に各1名の支援員を新たに配置いたします。

相談支援員の業務内容としましては、生活困窮者の把握・相談受け付け、支援プラン案の作成、支援調整会議の開催などとなっております。

また、全市町村対象の研修会や、各地域で関係機関等が一体となった情報交換のための会議などをそれぞれ年2、3回開催いたします。

3の事業費は、1,382万円をお願いしております。

4の事業効果といたしましては、生活困窮者の早期把握や支援の充実、関係機関等との連携が強化され、生活困窮者の自立が促されるとともに、子供の貧困状態の改善につながることを期待されるものと考えております。

当初予算の説明は以上であります。

続きまして、議案第26号について御説明いたします。

議案書は143ページですが、この常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の37ページをお開きください。

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例についてであります。

まず、1の改正の理由でありまするが、高齢者

の医療の確保に関する法律により、基金の拠出率については、国が2年ごとに定めることとされている財政安定化基金拠出率を標準として、県の条例で定めることとされておりますが、平成28年度及び29年度の標準拠出率が10万分の41と定められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の概要であります。本県における財政安定化基金拠出率を10万分の44から10万分の41に改正するものであります。

次に、3の施行期日であります。平成28年4月1日としております。

参考として、基金の概要を記載しております。この基金は、広域連合において予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や給付費の見込み誤り等に起因する財源不足について、資金の貸し付け・交付を行うために設置するものであり、国、県、広域連合が医療給付見込額に拠出率を乗じて得た額をそれぞれ負担して、積み立てることとなっております。

基金残高は、平成27年度末で12億4,882万3,000円の見込みとなっております。

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例につきましては、以上であります。

続きまして、議案第42号「宮崎県子どもの貧困対策推進計画の策定」について御説明いたします。

お手元に計画案の本体の冊子をお配りしておりますが、説明は引き続き、この常任委員会資料で行わせていただきます。

資料の41ページをお開きください。

資料の説明に入ります前に、パブリックコメントについて御報告をいたします。

昨年12月9日からことしの1月8日まで、県

のホームページや広報誌、新聞広告等を通じて、計画案に関する意見の募集を行いました。

その結果、15名の方から48件の御意見をいただいております。

その内容は、「福祉と教育部門の連携が重要である」とか、「計画のマネジメントをしっかりとやってほしい」といった要望などございました。

それでは、資料をごらんください。

1の計画策定の理由であります。平成26年1月に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき、国の子どもの貧困対策に関する大綱を勘案して、本県の子どもの貧困対策を総合的に推進するために計画を策定するものでございます。

2の計画期間でございます。平成28年度から31年度までの4年間としております。

3の計画の概要でございます。まず、基本理念として、「すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指す」としております。

次に、この基本理念に沿って、本県における対策の目指すべき方向を(2)の基本方針に示しており、本県には、県民性が総じて温かであることや、人や地域のつながりが残っていることから、温かな県民性に育まれた地域のつながりを生かし、県民・関係団体・行政が連携・協力して貧困対策に取り組むとしております。

(3)の対策の4つの柱でございます。まず、①の保護者に対する生活就労支援では、生活保護受給者に対する就労支援や、生活困窮者の自立に向けた包括的な支援、ひとり親家庭の親の就業相談などの支援、離職者等に対する職業訓練などに取り組むこととしております。

次に、②の教育の支援では、学校を子供の貧

困対策のプラットフォームと位置づけ、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関係機関との連携、地域全体で家庭教育を支える支援体制の整備、地域による学習支援などを通じて、総合的に対策に取り組んでまいります。

次に、③の生活の支援では、福祉事務所を初めとする福祉関係機関のほか、教育、民間団体等も含めた地域における多様な関係機関が連携・協力して、生活面の課題の解決に向けて取り組むこととしております。

最後に、④経済的支援としまして、貧困の状況にある家庭の生活を下支えるために、法律に基づき、生活保護費の支給や児童扶養手当などの各種手当の支給のほか、必要な資金の貸し付け等を行うこととしております。

今後、この計画に基づき、福祉や教育、民間団体等の多様な主体と連携しまして、各種施策を推進してまいりたいと考えております。

国保・援護課の説明は以上であります。

○後藤委員長 以上で、議案に関する執行部第1班の説明が終了いたしました。

質疑はありませんか。

○岩切副委員長 早速質問させていただきます。

民生委員の一斉改選の年度かなと理解してるんですが、間違いないでしょうか。

○渡邊福祉保健課長 そのとおりでございます。

○岩切副委員長 ありがとうございます。民生委員のなり手がいない状況が、各地で報告されているように感じておりますが、具体的なその対策・対応を、どのように考えておられるかをお聞かせくださいませでしょうか。

○渡邊福祉保健課長 なり手がいないという話は、いろいろ耳にしているところでございます。

その対応として、民生委員の協議会の方々と

意見交換をすることもたびたびあるんですけども、そこで出ている案といたしましては、今は、民生委員を推薦する際には、自治会長からの推薦となっているわけですけども、自治会長だけではなく、例えば、公民館なり、それ以外の組織なり、そういった方々からの推薦であっても、民生委員としての推薦ができるようなシステムができないだろうかと考えております。

それと、これは課内で事務的に議論している話のレベルでもあるんですけども、例えば、公務員のOBとかは、退職後は、率先してこういう民生委員になるとか、そういった意識啓発をしていくのもいいんじゃないだろうかと話をしてるところでございます。

○岩切副委員長 3年前ぐらいに、ちょうど改選があつてまして、相当に御苦労なさつてらっしゃる地域の実情を把握してるんですけども、今回も同じような状況で、結果、欠員という状況が生まれそうな場所が、大体、まちの、都市の中心部だとか、周辺部でも高齢化の関係でなり手がいないとか。今から市町村の皆さんや社会福祉協議会の皆さん、民協の会長さん方等を含めて、相当に議論を重ねて秋を迎えないといけないんじゃないかなと思うんです。

この事務事業に288万円を用意されてるんですけども、事務費であつて、そういう何か民生委員さんのなり手をちゃんとつくつていこうとかいうものも、この中に入っていらっしゃるかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

○渡邊福祉保健課長 結論を言えば、そのあたりの中身は含んでおりません。改正に伴う事務費で組んであるものでございます。

○岩切副委員長 市町村も、対策について一定程度御負担なさるんでしょうか。

○渡邊福祉保健課長 民生委員の活動経費につ

きましては、県のほうから1人当たり5万8,200円という形で支給しておりますけれども、市町村も、それに見合う程度の金額を上乗せしているところもございます。

○岩切副委員長 活動費ではなくて、なり手づくりを頑張ろうというところに対して、用意がなければ、市町村が御準備なさっていらっしゃるのかどうかという点なんです。

○渡邊福祉保健課長 少々お待ちください。

市町村によりましては、民生委員ではございませんけれども、民生委員をサポートするような形で、御協力いただく福祉協力員。これは、特に延岡で活動が盛んでございますけれども、そういった形で活動をサポートしているところもございます。

○岩切副委員長 一斉改選に向けて、なり手がいないよという状況に対しての対策を、どのように市町村は構えていらっしゃるか。ただ各地域の自治会長さんに出してくださいというだけで進んで、出なかったところは欠員という結論をまた今回も繰り返すような状況なのか。それとも、対策を打っていらっしゃるかどうか。県が準備なさっていらっしゃるかなければ、市町村にそのことをお願いしてるかどうかなんです。

○渡邊福祉保健課長 市町村に伺いますと、いわゆる欠員地区を合区することによって欠員を解消しようとか、そういったことを考えていらっしゃる場所もあるようには聞いております。

○井上委員 現実には、今、民生委員の人たちの動きは、私たちのような仕事からすれば、準公務員的な扱いで位置してるわけです。そこは構いませんか、その考え方でいいですか。

○渡邊福祉保健課長 非常勤の地方公務員の特別職という形で位置づけられております。

○井上委員 地域では、例えば、高齢者の方の

徘徊の問題とか、そして、例えば、お二人で暮らしてるけれども、なかなかお一人のほうに病に伏しているにもかかわらず、なかなか戸をあけていただけないということがあるわけです。

包括支援員の方と一緒に、民生委員の方とは連携をとりながら、その方たちのところに手厚く声がかかるように、現実には民生委員の方って動いてらっしゃるわけですね。

先ほど、岩切副委員長からも出ましたけれど、ここを手厚くしていかないと、包括支援センターの人たちだけで何かができるとも思えないし。だから、民生委員さんの役割は、物すごく大きくなっているわけです。そして、きめ細かくなって、難しくなってるわけですね。

民生委員さんの位置づけをもっと明確にしながら、どういうふうここに手厚くやっていくのかは、高齢社会の中に向かっては、大変重要なことだと思うんです。

私は、議会でも1回取り上げさせていただきましたが、ここをどういうふう、ただ検証するだけで、例えば、すばらしいことをやっていただきましたというだけで済むのかどうかは、なかなか難しいところでもあると思うんですが、宮崎県にとってみると、民生委員の方々というのは、どういう位置づけになってるわけですか。

○渡邊福祉保健課長 地域福祉、まさに身近なところの問題を解決する地域福祉を形づくる中において、民生委員の方々というのは、やはり最も中心となって活動していただかなければならない重要な方々だと認識しております。

○井上委員 ここは丁寧な対応をとらないと、ざっくりではまずいんじゃないかなと思うんです。金額的には1億2,770万程度という金額が書いてあるけども、これの総体的な負担金という書き方をされてるけれど、これって、先ほど言

われた民生委員さんに出してる活動費みたいなものの総額という意味合いで捉えていいんですか。

○渡邊福祉保健課長 そうでございます。具体的には、先ほど申し上げましたけれども、1人当たり5万8,200円、それに民生委員の県内の定数が1,871人おりますので、その経費を掛けた金額が、県の負担金となっております。

○井上委員 法律的にいろいろなことが変わりつつあるじゃないですか。いろんなものがいろんなふうに変わりつつある。その研修とかも、きっちり民生委員さんにはしていただかないと。地域ケアの中で、皆さん、研修会をされたりしているの、そこできちんとやっていただくことが必要だと思うんです。先日は私の地元の太田でそれがあったわけですが、そういうのを丁寧にやっていただくことが重要だと思うんです。

高齢者の皆さんのところは、今、本当に実態的に厳しい状況になりつつある。地域としてもっと大変なことになりつつあると理解すれば、民生委員さんを今のまま、ただお願いをして、それをやっていただくというだけで、そこをどんなふう考えておられるのかなって。役割として、きちんと受けとめていただかないといけないと思うんです。名誉職でも何でもないんですけども、非常に地域的にもバランスが悪いところも多分あると思うんです。そこをきちんとする必要はあるんじゃないかと思うんですけれど、お金を出すだけで済んでるのかという思いがしないでもないんです。

○渡邊福祉保健課長 繰り返してございますけれども、民生委員の位置づけは、非常に重要な形でありまして、民生委員の方々に関しましては、県の研修センター等でも研修を行っているんですけれども、最近特に気をつけております

のは、福祉だけではなくて、今まで民生委員はどうしても福祉関係の仕事をするのが中心だったと思いますけれども、今は、相手方が医療の問題、あるいは保健の分野の問題とか、いろんな問題を抱えております。研修を行う際にも、福祉の分野だけではなくて、保健あるいは医療、そういった総合的な内容での研修をすることによって、民生委員自体の質の格上げですとか、レベルアップとかを県のほうでも取り組んでいるところでございます。

○井上委員 何かいまいち私もよくわからん。本当に大変なことをやっておられるのね。毎日、地域の包括支援センターの方と一緒に、戸をあげていただくまで努力をされて、そういうことをやらざるを得ないというか。

私も、自治会の役員さんにはちゃんとしたことは言えないけれども、その方だったらきちんとと言えるわけです。ひょっとすると、虐待法に基づいて対応しなければいけない場合だってあるじゃないですかみたいな話ができるのは、民生委員さんじゃないとできないわけです。

だから、きちんと対応できるようにしておかないと、民生委員さんがただ単に民生委員さんとしてここにいるだけでは、どうにもならない。虐待の問題とか、いろいろなことを考えると、児童委員の方もそうなんでしょうけども、なかなか難しい状況にあるのではないかなと思うんです。

だから、市町村で今度は改選期になってきたときにはどうするのかという点になってくると、大変難しい状況になるのではないかと、本当に心配するんです。県は、市町村のやりとりというか、そういうのはきちんとやられているんですか。

○渡邊福祉保健課長 市町村との意見交換につ

きましては、昨年度から既に進めておまして、直近は来年度になりますけれども、まさに改選の年になりますので、まずは各市町村と、1自治体ずつ細かに意見交換をしながら、進めていきたいと思っております。

○前屋敷委員 済みません、関連なんですけれども、定数が1,871名と言われましたけれども、27年度で見て、この定数で、充足率というか、何人ぐらい不足の状況ですか。

○渡邊福祉保健課長 ことしの1月1日現在のデータでございますけれども、欠員が36ございます。充足率でいいますと、98.1%でございます。定数1,871、委嘱数1,835、欠員数36で、委嘱率が98.1%となっております。

○前屋敷委員 3年ごとの改選で、ことし、その改選時期に当たってるんですが、この定数は、改選時ごとに、地域の状況も勘案して決まるんでしょうけれど、ことしの予算を見ますと、昨年と同額予算になってるんですね。そういった意味では、地域の状況を踏まえてでしょうけれど、定数は昨年と改選時でも変わらない。

○渡邊福祉保健課長 民生委員の定数は、人口規模等によって規則で定めておりますので、その人口に応じて、今後、見直しをしていくことになります。数字は、この1,871からは変わってくると思われます。

○前屋敷委員 そのときには、予算そのものも補正で調整するんですか。

○渡邊福祉保健課長 そのような形になると思います。

○前屋敷委員 今もずっと、民生委員さんたちの活動も含めて論議があったんですけど、やはり私も、地域で見てて本当に大変な仕事であるし、今の状況を見ると、本当になくてはならない存在だという点で、行政としても、民生委

員さんの活動をしっかり評価し位置づけていくことが大事だと思っております。なかなか大変で、困難を抱える問題なんですけれど、しかし、そこは握って放さず、地域に即した状況で確保できるように、努力をしていただきたいと思います。

○山下委員 社会福祉法人の改革推進事業について、確認していきたいと思うんですが、社会福祉法人の事業をやっておられる方、私が思うに、高齢者施設とか障がい者施設、保育園、幼稚園とか、そういうところの事業体かなと思うんですが、社会福祉事業は、そういう内容でいいんですか。

○渡邊福祉保健課長 おっしゃるとおりでございます。

○山下委員 それぞれ事業所によって事業規模は違うと思うんですが、どれぐらいの規模でやって、例えば、10億以上とか、20億以上とか、どういう事業体がどれぐらいあるんですか。金額ベースでいった場合には、わかるんですか。

例えば、高齢者施設になると、医療関係の人たちがしてる事業もあるでしょうし、社会福祉法人としてやっておられる人たち、例えば、今のは、もうピンキリだろうと思うんです。特に私が言いたいのは、自立支援法が平成18年でしたか、発足になって、障がい者の雇用の社会参加で、どんどんそういう事業体がふえてきた。高齢者施設と障がい者施設、保育園事業もそうでしょうけども、格段の差があるだろうと思うんですが、全体で対象になる県内の社会福祉法人は、今、どれぐらいあるんですか。

○渡邊福祉保健課長 県全体の社会福祉法人の総数が375ございまして、いわゆる県が所管しておりますのが99、そして、9市が所管しておりますのが276となっております。

○山下委員 この375法人で、業態、経営形態の区分はわかりますか。

○渡邊福祉保健課長 少々お待ちください。

済みません、手元にデータがございますのが、県の所管分の99でございますけれども、それで申し上げさせていただきたいと思います。

まず、福祉保健課が所管しております、これは、基本的に各市町村の社会福祉協議会等が中心になるんですけども、これが20ございます。長寿介護課が所管しております法人、それが24ございます。障がい福祉課が所管しております法人が10・・・。

○山下委員 だから、わかりやすく教えてほしいのは、保育所関係とか、県内に社会福祉法人と言われる形態が、どういう業態がどれぐらいあるのかを聞きたい。高齢者施設をやっているとか、幼稚園とか、障がい者施設とか、それがわかったら教えてほしいだけけれど。

だから、県の管轄だけでなく、375と言われたですよ。県では総体的なまとめは全くないんですか。市町村が担当してるものは、そっただけですか。

○渡邊福祉保健課長 通常の法人の監査に関して申し上げますと、県が所管しておるのが99で、残りは、市のほうがそれぞれ直接やる形になっております。

そういう中で、今回の新規事業につきまして、全く新しい改正でございますので、市のほうも、どうしていいのかなかなか難しい状況で、県にいろいろ音頭を取ってくださいよという声も聞いているものですから、この事業については、私どもも、市の所管法人も含めて、全体に対して説明会なり研修会なりを開催したいと考えております。

○山下委員 当初、説明の中でもありましたよ

うに、不適正な運営が指摘されてるんだと。そのこともあって、監査機能を強化したり、運営のあり方そのものの改革をしていこうというのが、この社会福祉法人の改革の案だろうと思うんです。

この事業は、県内のどういう事業体が対象になって、社会福祉法人と名のつくものは、保育園と障がい者関係と高齢者という分類でいいんですか。

○渡邊福祉保健課長 そういった施設を運営しております、上部に位置する法人となります。

○山下委員 過去、我々も議会の中で報告を受けたことがあったんですが、県内の中でも、それぞれ施設をやっておられる、障がい者をやっておられるところでもいろんな、虐待の問題とか、そういうことの監査機能もしっかりとやっていく。

その中で、私は、事業形態が、高齢者施設というのは、かなりな事業の規模になるだろうと思うんです。10億、20億の世界になるのかなと思うんですが、だったら今、ピンキリで障がい者の施設をやっている人たちは、家族的な中で社会福祉法人を設立されて、身内の人たちが中心でやっている事業体もあるし、我々も、本当に不透明な部分も確かにあるなと気づく部分があるんです。こういう社会福祉法人でいいだろうかと思う部分もあるんですが、そこ辺をどういうふう基準を定めて、厳しく指導していきながら、指摘していかれるのか。今までに、例えば、いろんな問題点があったとすれば、皆さん方が指導、監査にいかれたりして、指摘してきた文言というのは、福祉保健課が答えられるかどうかわかりませんが、気づかれてる点、何かここは改善しないといけないよねという点があるんですか。

○渡邊福祉保健課長 細かな指摘事項等につきましては、それぞれの所管課でやっておりますので、概括的なことしかお答えいたしかねますけれども、簡単なことでいえば……。

○山下委員 わからなければ簡単に教えてほしいんですが、10億以上をやっている社会福祉法人はどれぐらいあるんですか。例えば、5億以上が何社ぐらいあるとか、10億以上とか、その区分ぐらいはわかりますか。

○渡邊福祉保健課長 申し訳ありません。データとして持ち合わせておりません。

○山下委員 積み上げされている事業規模という、データはないんですか。

○渡邊福祉保健課長 データとして、持ち合わせておりません。

○山下委員 私は、県の人たちがいろんな事業を組み立てるけれど、例えば、社会福祉協議会に丸投げして、いろんな事業を委託していく。それはそれで仕方ないのかなと思うんですけども、やっぱり総体的なものは、市や県で許認可権が違って、県として総体的なことは、ある程度把握されておかないといけないという部分が1点。

それと、この2番の事業概要の中で、具体的に法人が取り組む地域貢献活動等に関する研修会、この地域貢献というのは、今後、何をどういうふうに社会福祉法人に求めていこうとするわけですか。

○渡邊福祉保健課長 地域貢献につきましては、社会福祉法人の本来のあり方として、そもそも営利を追求するとか、そういったことではないよねと。やはり地域に、福祉を志す者として、地域貢献、奉仕の心をいろいろ当たり前のようにはやっていくべきであろうといったことがベースにあると思っております。

具体的には、地域貢献の一つの例としてよく挙げられますのは、生活困窮者等に対して、無料、低額な給食をサービスすることですとか、社会福祉法人にはさまざまな人材がそろっておりますので、そういった人材が地域の方々のいろいろな相談に応じていただくとか、あるいは、そこで研修会なり講習会なりを開いていただくとか、そういったことがあるのではないかなと考えております。

○山下委員 前段で言われた、社会福祉法人の定義と責任、これは、当たり前のことなんです。だけど、今まで、委員会の中でもいろいろ出てきましたけども、いけば、本当に障がい者を支援する体制があるのかということ。悪い言い方をしたら、障がい者を食い物にして、中には街宣の車に乗る人がおったり、本来の社会福祉法人がなすべきことかなということも、ある程度散見できるし、そこにもメスを入れていかないといけない。

それと同時に地域貢献をやるだけの体力と余力が事業所にあるのかどうかを検証していかないと、これだけいろんな専門の人材が不足している、高齢者でも、障がい者のところだっですよ。幼稚園関係は、ぴしゃっとした厚労省、文科省の定義がありますから、これはそんなに問題はないと思うんですが、高齢者施設とか障がい者のところは、まだまだ見直しをしていかないといけない点が多々あると思うんです。

僕は、地域貢献は、今まで埋もれてた障がい者の人たちが社会に出て、そこでちょっとでも賃金を稼いで、そして、親も負担を軽くして、就労、仕事をさせて、そして、生活保護から一歩でも抜け出してもらう。これが一つの仕組みで、物事が成り立っているだろうと思うんです。だから、本当にそこ辺の検証もしっかりとやっ

ていきながら、どれぐらいの負担軽減になって、その人たちがどれだけ社会参加して、安定した生活に戻ってきているのか。自立支援も10年ですから、前は総合福祉法の中で動いていると思うんですが、その辺も一つの検討をしながら、新たな監査機能の充実やら、課題をしっかりと与えていく。そのことも、僕は本当に大事ななと思ってならないんですが。

3 ページにある農山漁村における所得安定・向上モデル事業ですよ。これも、やっぱり社会福祉法人等が、社会貢献をするための事業でよろしいんですか。

○渡邊福祉保健課長 おっしゃいますとおり、この事業につきましても、社会福祉法人の地域貢献の一環として使うこともあります。

そもそもこの事業は、社会福祉法人の地域貢献を想定してつくったものではございません。結果として、この事業主体に社会福祉法人が入ることによって、地域貢献の一環の中で、地域の困り事ですとか配食サービスによって、うまく福祉でまちづくりを転がしていくこともあると思いますけれども、それはあくまで、副次的にと申しますか、やり方によっては地域福祉、社会福祉法人の地域貢献の一つの方策として使えることもできますよねという内容で考えております。

基本的には、地元に着したNPOとか、市町村の社協が中心となって、こういう事業主体をつくって、そこで、繰り返すですけど、配食サービスとか、困り事解決とかを行うことを3ページの事業では展開してまいりたいと考えております。

○山下委員 この事業は、社会福祉法人がひとり暮らしの人とか困った人たちに、配食やらをやる場合に、例えば、弁当を届けることによっ

て、これは、農村漁村ですから、いわゆる遠隔地なんですよ、飛び飛びでしょう。そんなところに配食を社福がやろうとした場合に、本来は配食で出た利益の中で、障がい者に、来てくれる人たちに、利用者の人たちに利益は還元していかなきゃいけないわけですよ。

山村のそういうところに、飛び飛びに弁当を運ぶことによって経費がかなりかかる。そこに対しての財政支援をしてあげないといけないんだけど、その仕組みは、明らかなサービス提供ということになる。

○渡邊福祉保健課長 そういうことではございませんで、結局、これは、単年度で終わってしまっただけじゃない事業ですので、永続的に回していくためには手弁当でやり続けていくことはとてもできませんので、そこは、うまく回るようなシステムを考えていかなければならないと思います。

そこで、こういった取り組みをすることによって一定の収益があって、それで、この事業を独力で回し続けられれば、何年かたって軌道に乗ってくれば、その辺がうまく回るようなことあるかと思います。最初の1年、2年とか、事業の駆け出しのときには、なかなか財源的なものはないと。そういったときには、委員がおっしゃいましたような社会福祉法人の地域貢献の一環として、こういう駆け出しについて、一定の金銭的な支援とか、あるいは人材が足りないのであれば、人材をサポートに、お手伝いをしていただくとか、そういったやり方も考えております。

○山下委員 そこに持っていくのが一番大事なことでしょうけれど、この事業は、施設改修費用等が200万と、組織運営の、ソフト面ですよ。これを一つの組織体でやろうとすれば、250万を

上限で出しますよという取り組みのまだ前段ということですね。

じゃあ、実際に弁当を届けるハード的な部分に対しては、事業はまだないというわけですね。負担軽減をしてあげるとか何とかは、まだ考えてないんですね。この事業費では使えないわけでしょう。

○渡邊福祉保健課長 これは、単年度事業になっているんですけれども、今、委員がおっしゃいましたような人件費的なものも、初年度分だけではありますけれども、これで賄うことができるように設定してございます。

○宮原委員 社会福祉法人の部分ですけど、99と276ということで、この99というのは、早く言うと県が管理してる郡部にあるということではないんですよね。

○渡邊福祉保健課長 そうでございます。

○宮原委員 それでいいんですね。この376、きょうだったか、きのうだったか、新聞に載ってたけれど、抜き打ちで監査をすると出てましたよね。ということは、今、山下委員が言われたように、各地区で、ここの社会福祉法人はおかしいよねというのは、皆さんたちが頭の中にいっぱい思っておられるところが、私どもにもいっぱい聞こえてくるんです。

だから、そういうのを考えたときに、この375は適正に県が監査をするんですか。市町村は市町村がやるのかな。

○渡邊福祉保健課長 法人に関しますと、県が所管しております99については県がやり、そして、残りの276は、9つの市がそれぞれ監査を行うことになります。

○宮原委員 ということは、276の社会福祉法人は、例えば、ある市長がおって、担当部署がありますよね。その人たちは、それぞれが選挙せ

んないかんわけです。そういうところが、徹底した指摘なんかはできないと思うんです。指摘、抜き打ちでやろうとしても、そんなことをやったら、次、そういった首長さんは、しっぺ返し comes but not here. (Note: The original text says 'しっぺ返し' which is a pun on 'shippeshi' meaning a slap on the cheek, but the OCR provided in the input is 'が来ますがね'. I will use the provided OCR text.)

だから、それを考えれば、適正な公認会計専門家による指導監査の強化とか、そういうきちっとしたところでやらないと、これは、やっぱり簡単には改革が進まないんじゃないかなという気がするんですけれど、そこについてはどんなもんなんですか。

○渡邊福祉保健課長 委員、申しわけございません、もう一度お願いいたします。

○宮原委員 要は、社会福祉法人が、郡部にある法人については県が管理をするということであれば、口を出せるんだけど、市町村の部分については、そこには市長という首長がおって、担当部署の職員がいらっしゃるわけで、監査するのが近いということですよ。立場と、利益を出す部分と、その影響を受ける部分が近いんじゃないですかということです。

だから、適正な指摘をすれば、ここに書いてあるように、公認会計士とか、専門的なものを持って人であったり、距離のある専門家でないと、なかなかうまく、こういった監査なり指導ができないんじゃないかと言いたんですが、どんなもんなんですか。

○渡邊福祉保健課長 確かに委員がおっしゃいますとおり、ちょっと話が違うかもしれませんが、市が、数年前から権限移譲で、法人監査を担うようになったわけなんですけれども、市のほうも、なかなか法人監査を行う際に、ノウハウがないですとか、例えば、特に財務的なものになりますと、簿記の知識を持っていないとかで、なかなか深い指摘とかが難しいという

話は聞いております。

そういう中であって、今回、冒頭御説明を申し上げますとおりに、財務諸表の公表が義務づけられることに伴って、そういう監査を行う際には、県の公認会計士、専門家の意見を聞くことになりましたので、県としてはこういった形で、指導監査の際に専門家に同行していただいて、専門的な観点から見ていただくようにしておりますけれども、一方で、各市がどういう対応をするかまでは把握していません。市は市のほうで、やっぱり大きな問題意識を持っていると思いますので、より住民との関係が近いという観点からして、委員がおっしゃったような形の公認会計士等の活用は、県よりもさらに身近な市のほうが、必要性は高いのかもしれない。

○宮原委員 前に特老とかそういった社会福祉法人が、内部留保が3億も4億もあると新聞に出ましたよね。何で3億も4億も、そこにお金が残ってるんだという話もあったぐらいですが、いろいろ聞けば、将来の修繕とかが心配なんですよという声もありましたけれど、中には全然内部留保を持ってないところもあるわけです。お金がないので困ってる、修繕にも困ってるって言われてるところもあるわけですから、内部留保はあったほうがいいのか、ないほうがいいのかを監査で指摘するときに、どうなんだろうって、どっちも答えとしては正解ですから。

ただ、そこにいらっしゃる職員が、給与が安いから定着が悪いとか、いろんな話を一方では聞くわけですから、今からそのあたりは、適正なプロの方にきちっとした指導をさせないと、ただ帳簿が合ってるからいいという監査ではないんだろうと思うので、そのあたりはしっかりとやらしてもらわないと。

前は、NPOの話も出ましたけれど、私たちもいろんな、耳に入ってくるのが、何であんな人たちがあんなに羽振りがいいんだと聞こえてくるわけです。そうすると、福祉は、皆さんで助けていこうという職場だと思っているのに、職員の皆さんが苦勞されてるのに、オーナーの方は異常な暮らしをしてるとよく聞こえるんです。そんなになると、これ自体が壊れてしまうことになるので、そこはしっかりとしてほしいなと思います。

内部告発もあったり、いろんなことが来てると思うので、それを今から監査に行きますと言うたら全部隠しますよね。それは、国がちゃんと認めてるわけです。抜き打ちでやれというのは、そこだと思います。だから、そのあたりについては、もうどしどしやってもらって、悪いことじゃないので、いい施設をたくさん、いい経営をしてもらおうようにしていただけるように、お願いをしたいなと思います。よろしく申し上げます。

○山下委員 私は、特に福祉の精神はわかって、立ち上げてやってきた人たちは間違いないと思うんです。だけれど、株式から安易に福祉の中に入ってこられる形態は、今、どんどん進んできてますから。

最近、私も聞くのが、株式の人たちがA型事業所をやるとかB型をやるとか、ぼんぼんそういう話が出てくるんです。だから、私は、利益追求の中で、安易に株式が入ってきてるんじゃないかと。そのことが、一つだけ懸念があります。

しっかり社会福祉法人の精神にのっかって、福祉というのは何ぞやと、その信念をしっかりと持ってきてくれる人たちは、やっぱりしっかりと応援していかないといけない。マイナスに

なる部分があれば、そこもちゃんと見てあげていかないといけない。

理事長とか施設長の報酬が、私も監査したことではないですから、皆さん方はわかっておられるだろうと思うんですが、どれぐらいの基準かは決まってないわけでしょう。自分たちで、それは決めていけると思うんですが、今の宮崎県の雇用状況とか、いろんな事業者の経営状況も見て、社会福祉法人をやっている人たちの理事長報酬とかはある程度の壁をつくっていかないと。借り入れするから、そのためには体力をつけないといけないから、理事長はある程度高額な報酬はあってもいいかもわかりませんが、それを度外視されるようなことであれば、私はその辺もメスを入れていかないといけないかなと思うんですけれど、ぜひ、その辺も、何かがあるからこういう改革を求められてくるわけですから。堂々と今度はやっていけるわけですから、こういう問題が出てきたことで、ある程度改革を求めていきたいと思えますけどね。

○渡邊福祉保健課長 今、山下委員がおっしゃいました理事長等の報酬の件でございますけれども、今回の社会福祉法の改正の中の一つとして、役員の報酬基準の策定と公表が、来年、29年4月1日から入れることになっております。そうすることによって県民が知ることができるようになりますので、そういう外からの抑止力という働きが出てくるのではないかと期待しております。

○山下委員 ぜひ、お願いしたいと思います。

○外山委員 例えば、介護施設とかいろんなものが、社会福祉法人格を取りたい場合は、許可になるのか、認可になるとかは、県の権限でしたっけ、市町村。

○渡邊福祉保健課長 社会福祉法人の取得とい

うということでしょうか。

○外山委員 はい。

○渡邊福祉保健課長 市の中で完結する施設で、法人でございましたら市で、複数の市とか市町村にまたがるもの、そして、郡部が県ということになります。

○外山委員 もう一点だけ簡単に。この社会福祉法人の改正で、法人の運営面に大きな影響とありますよね。具体的に言えば、税制面は何にも入らないわけですか。

○渡邊福祉保健課長 税制面とかは特に変更はなく、今と同じです。逆に言いますと、税制の優遇措置等を受けているのであれば、それに見合うきちんと胸を張れるような形で、財務諸表の公表なり、先ほどの役員の報酬が適正であるかとかを示す。あるいは、もともと地域に貢献する、福祉に貢献する趣旨でできた法人でありますので、地域に対する貢献を、いま一度原点に立ち返って、先ほど申し上げました、低所得者に対する給食の提供とかをやっていただきたいという内容でございます。

○外山委員 そういう方向を打ち出しても、実際、事業者が果たして応じるかどうかは疑問がありますけれど、なかなか簡単にできないよね。

あともう一点だけ、税制の優遇は、固定資産税の免除ぐらいでしたっけ、何かそれ以外にありましたか。

○渡邊福祉保健課長 そのほかには、法人税の非課税もございます。固定資産税や法人税等の非課税という措置がございます。

○中野委員 2つの新規事業のやりとりをずっと聞いておりましたが、本当に皆さんがもくろむとおりの事業効果があるのかなと思いつつ聞いておりました。やはり県の姿勢として、毅然と厳しく、実際の運用をしていただかないと、

その事業効果は薄いんじゃないかなと思いましたので、よろしく願いしときたいと思います。

それで、1点だけ教えていただきたいのは、公認会計士等を同行させとありますが、公認会計士等の「等」とはどこを指してるんですか。

○渡邊福祉保健課長 ほかには税理士あたりを考慮しております。

○中野委員 いわゆる同行するときには、必ずそういう資格のある人が同行するんですか。そこに勤めている従業員の人たちでかわるということはないでしょう。

○渡邊福祉保健課長 そうではございませんで、県に、公認会計士の宮崎県支部がございますので、そちらのほうに委託をしまして、こういう社会福祉法人の会計に詳しい方を御推薦いただいて、その方を我々の監査のときに同行していただく形を考えております。

○中野委員 よく私も、前、何かのときにそういうことがあったんですが、いわゆるその公認会計士の事務所の職員が来てというのを1回、見受けたことがあるんです。そこは、資格はないわけですから、そのための資格ですから、あくまでもこういう専門が同行する形でしてもらわないと。

それで、公認会計士とか税理士が、本当に同行できるかなという気がしております。この方たちは、非常に多忙でしょう。それは、どうですか。

○渡邊福祉保健課長 この事業を仕組むに当たりまして、事前に県の公認会計士の連合会のほうに出向きまして、こんなふうな事業を立案しようと思っているんだけど、派遣をお願いした場合には応じていただけるものかと御相談を差し上げたところ、お答えとしては大丈夫ですということでした。

○中野委員 さっき指摘したようなことがないように、運用のときにはよろしく願いしときたいと思います。

○渡邊福祉保健課長 はい、わかりました。

○中野委員 それから、見守り生活支援のほうの新規事業ですが、これは非常にすばらしい事業だと思うんです。農山漁村に云々ということとやる。しかも、発生する雇用等により、農山漁村における所得向上につながると思いますが、具体的には発生する雇用等、「等」もあるけれど、その人が一家を養う、家計を助けるような雇用が本当に発生しますか。

○渡邊福祉保健課長 これは、一家を養うような、数百万円規模の所得が手に入るとか、そういったものではございません。そうではなくて、中山間地で暮らしてらっしゃる方が、あと世帯で60万ぐらい所得がプラスすれば、子供が外に出ずに何とか地元でやっていける。その60万をいろんな分野でかき集めることによって、そういった総合的な取り組みをしていこうという事業でございまして、その一部の中で、福祉保健部のいわゆる配食サービスですとか、地域ヘルパーとか、そういった形で少しでもお手伝いできないものかと立案している事業でございませぬ。

具体的にどんな雇用が生じるのかということでございますけれども、地域の見守りとか、買い出しとかがありますけれども、そういったことを希望する世帯が、例えば10世帯集まったといたします。そして、見守りをされる方、西米良とかそういう中山間地にお一人でお住まいの高齢の方がいて、子供さんは東京で暮らしていると。めったに田舎に帰ることができないような方が大体大きなターゲットになるかと思っておりますけれども、そういったような方々が10世帯

見つかったとして、その10世帯、例えば、1人当たり一月5,000円ぐらい会費をもらうことによって、10人が集まれば5万円の収入が入ってくる。つまり、10世帯の、見守りをしたり、ごみ出しをする。そういうようなことを担うことによって、県外の子供さんから5,000円の会費をもらう。それで、一月当たり5,000円掛ける10人で5万円の収入がある。年間にすると60万ということで、とてもそれで1世帯を賄っていく金額にはなり得ませんけれども、若干なりと生活の足しにはなる、そういう収入は得られるのではないかと。そういうふうな趣旨での事業でございます。

○中野委員 事業をする人の対象者は、どういう層の人なんですか。若い人なんですか。やはり同じような高齢者なんですか。

○桑山福祉保健部長 私のほうから説明させていただきますと、実は、これは、四部共管みたいな話で、最初に議論があったんですけども、南郷村の渡川が一つの場所ではあったんですけど、あと、1世帯当たり100万ぐらい収入があれば、もっと安定してその中で暮らせるんだけどという地元の青年の主張があったことを踏まえて、うちの部としてはこれを上げておりますけれども、あと、何がしかのプラスアルファの収入を得られる方法がないだろうか。

そんな中で、これは、本会議でも後藤委員長から御質問のありましたソーシャルビジネスのようなことなんです。これだけで自立はできないんですけども、地域で必要なことを、お互いに助け合う側面も持ちながら、一部経済的にお金も回るといったものがやれないかどうかということで、こういう事業を考えてるところであります。

具体的には、介護保険の関係で、一部、要支

援に対する取り組みの事業が、市町村事業に今度移ってまいります。そこに、一定の、市町村が支出をして、例えば、地元の老人クラブでもNPOでもいいんですが、そういうところが低廉な価格でサービスを提供する仕組みが入ってくるわけですが、それとかぶってくることではあるんです。

ですから、今のお尋ねでしたら、具体的には、例えば、要支援が必要な高齢者の方々の見守りとか、生活のお手伝いを地域のNPOだったり、場合によっては老人クラブ連合会だったり。あるいは、林業をしながら、時にはこういうところでアルバイト的に収入を得るといったことを考えた事業でございます。

○中野委員 非常に考えようじゃあすばらしい事業ですが、県が何カ所を想定しておられるわけですか。具体的にあれば、その市町村を教えてください。

○渡邊福祉保健課長 2カ所程度を考えておりますけれども、現時点においては、具体的にどこというあたりはつけておりません。

○中野委員 これは、900万ですよ。2カ所であれば、450万ずつそこへくれたほうがと思うような気もするんですが、要は、市はどうかわかりませんが、恐らくその受け入れは町村だと思うんです。手を挙げるか挙げないかわかりませんが、余ほど町村が受け入れをびしゃっとして、町村でやる気がというか、取り組む姿勢がないと、これは、画餅に帰すです。いい事業ですよ。ネーミングからしていい事業ですが、せっかくするんだったら、本物にしていきたいなど。

実は、こういう形で熊本県では、もう実例がありますから。一度休校になっていた学校が、家族が移り住んで、子供が小学生に入ったこと

で、学校が再開されて、1人のために、校長等は兼務で、教頭先生と担任の先生と用務の先生と、3人ぐらいふえて、来年度からかな、今度は妹もまた入学する予定になってるんです。そういう実例もあるから。

しかしそこは、町長が、そういう力強い姿勢がないとうまくいかないと思うんです。少し形は違うけれども、そういう意気込みがあるところにやって、一つのモデルにしてほしいなと思うんです。

さっき共同のと言ったが、そこに教育委員会も入ってるのかどうかわかりませんが、教育委員会とかなり組んで。学校を再開するということは、県の教育委員会との絡みもあって、いろいろあるんです。たった1人のために学校を再開するわけですから。

直接は、全く同じ部類じゃないけれども、地域おこし、村おこしに絡んで、地域に一人でも働く場があってふえていけば、非常にいいことですので。ただ、ネーミングはすばらしい、しかも、これはモデル事業ですから、モデルがモデルじゃいかんわけやから、本物でやってほしいと思うんです。

そういうところはきちんと、その町、村とうまく事前協議をやって、そして教育委員会も含めて、県の全ての関係する組織が取り組ませて、どこかの村の一つの地域が、それで生き返ったとか、活性化されたとなるようにしていただきたいと思うんです。そうしないと、画餅に帰したことになるので、そうならないように。

○渡邊福祉保健課長 今、中野委員から非常に力強い御助言をいただいたところでございます。熊本の事例も、早速調べてまいりたいと思います。そしてその上で、県内でもそういう、いい成果が出るにはいい人材だと思いますので、や

る気のある、本当に前向きな集落なり、人材なり、村長さんなりと一緒にあって、教育委員会とか、さまざまな連携をして、本当のいい事業にしていきたいと考えております。

○中野委員 わかりました。

もう一点。さっき民生委員の話がずっとありましたが、民生委員には守秘義務があるんですか。

○渡邊福祉保健課長 守秘義務はございます。

○中野委員 守秘義務がなぜあるかとかいろいろあるからあるんだと思うんですが、その辺のちゃんと、指導というか、教育というか、そこはきちっとされているんですか。

○渡邊福祉保健課長 民生委員につきましては、就任したときに、初任者研修が義務づけられておりまして、そこで、そういった基本的な考え方、当然ながら守秘義務も入っておりますし、民生委員としての心構えとか、関係の法律とか、そのあたりをきっちりとレクチャーしているところでございます。

○中野委員 なかなか手が少なかったり、市町村もそういう人を探すのが大変な時期でありますけれども、引き受ける以上は、そのあたりはきちっとしてもらわないと。かなり個人の中に入り込んだ仕事ですから、自覚を持った民生委員であってほしいと思いますので、引き続き御指導してください。お願いします。

○井上委員 生活困窮者自立相談支援事業について、教えていただきたいんですが、これは、新規事業ではなく、改善事業ですが、この事業と、宮崎県子どもの貧困対策推進計画との関係性、この連携をどのように考えておられるのか聞かせてください。

○日高国保・援護課長 子供の貧困対策の中で、やはり親がしっかりしないといけないと、親が

自立、生活できるようにしないとイケないというところで、そうした困窮家庭に対して、生活困窮者の自立支援制度でしっかり相談を受けてから、自立に向けて一緒になって支援をしていくというところで、非常に関連性がございまして、その計画の中でも、親の就労、親の生活支援を位置づけているところでもあります。

○井上委員 生活保護の申請に来られる方と、それからこの生活困窮者自立相談に来られる方と、そこはどんなになってるんですか。全く別人ではないはずで、同じような方がお見えになると思うんですけど、それは、リンクしているのが随分多いと理解していいんですか。

○日高国保・援護課長 もともと生活に困ってる方です。それで相談に来られるわけですけど、それで、本人が最初から生活保護の申請をしたいと来られる場合もありますし、生活に困っているということで、相談したいという方もいらっしゃるわけですけど、話を聞いて、これは生活保護に該当しそうだということになりましたら、自立相談の窓口から生活保護の申請の窓口案内したりすることを考えております。もともとこの生活困窮者の自立支援につきましては、例えば、生活保護の申請をしたけれど、どうしても生活保護に該当しない、でも、非常に困っている方たちを助けようという制度になっておりますので、そうした意味では非常に関連性が強いこととなります。

○井上委員 生活困窮者が、今現在、宮崎の中ではどういう状況であるかという把握は、これまでも自立相談支援事業をやっておられたわけだから、そこについてはしっかりとしたデータはあると理解していいですか。

○日高国保・援護課長 いわゆる生活困窮者というのが、経済的な基準といえますか、収入が

どれくらいだとかいったものは全然規定されておられません。本人がいろんな事情で生活に困ってる、子供の関係があったりとか幅広く捉える。実際に経済的な基準がありませんので、数字としてどれくらい困窮されてる方がいらっしゃるかといったところは把握はしてないところであります。

○井上委員 そのことをベースとして、私も意見を言いたいわけですが、宮崎県の子どもの貧困対策推進計画、これは28年から31年までの4年間ということで、委員の皆さんも、しっかりした方が並んでおられて、各部にもまたがった事業の展開をしながらじゃないと、なかなか貧困から抜け出すことができないと思うんです。

これの1年1年の検証は、どこでされるんですか。一方では生活困窮者として相談に来られる方もあり、そして、一方では生活保護の申請に来られる方があり、そして、一方ではこの計画ありで、ひとり親のところも含めてそうですけれども、そういうところに育ってる子供たちというのは、やっぱり貧困ということとのイコール性は高いと思うので、そのあたりはどうなっておられるんですか。

○日高国保・援護課長 この計画をつくるに当たってまして、子どもの貧困対策協議会をつくってるわけなんですけれど、この協議会の委員の方々に残っていただいて、毎年、どういった事業をして、どういった効果があったかということまで見ていただいた上で、進捗状況を把握し、必要があれば計画の改正も考えているところです。

○井上委員 この推進計画そのものは、すごくいい計画で、国に準じているところも十分あって、そして、宮崎県の実態についても具体的にあって、それはこういうふうにして推進して

いきますということは書かれていて、各部の事業も網羅されている。

本来、1年目はどんなふうに進んでいって、2年目はどんなふうに進む、3年目はこうして、4年目はこうしてと。委員の皆さんの任期は、最初は2年なので、そこも含めて、これは、きめ細かに、効果が出るように、どういうふうにしてされるのか。その実効性はどこで担保されているのかがよくわからない。

○日高国保・援護課長 実際、その進行管理につきまして、どういったところを評価して、どんなふうに進んでいるかを評価するかにつきましては、今後、この協議会の委員の皆様と協議した上で、評価のやり方を考えていきたいと考えております。

○井上委員 まだわからない。だから、計画はあるけれども、計画の実効性をどう高めていくのかがないと、まずいと思うんです。

貧困から抜け出せるかどうかは、補正のときに議論をしたようなことが、再三にわたって起こっているわけだから、国から来ている予算が、実際に実効あるものとして使われるかどうかわからないところがいっぱいあって、余計に借金払ってそのまんまということだって起こるわけですね。就学資金みたいなことが起こるし、貸付事業が全てにおいて、負担になる可能性だっですごくあるものだから。

だから、いろんな意味で、どこからか抜け出せる、先が明るく見えるところがないと、計画の前段の把握については間違っていないと私も思うんだけど、どんなふう to 効果が出てくるようにしていくのかっていうところが、実効性のところが、非常に問題がありやしないのかなと思うんです。これについてはまだ1年目だから、委員の中で具体的にどンドン話をしていけば、

実効性が見えてくると理解していいってことですか。

○日高国保・援護課長 もともとたくさんの指標を掲げておりますし、数値目標も高校進学率を掲げておりますので、第一義的にはやはりこの数字を見ていくことになろうかと思うんです。今回の28年度の予算の中でも、かなりたくさんの子供の貧困対策関連事業がございますので、そういったものをどんなふう to うまく使ってるのか、そこら辺も見えていくことになると思っております。

○井上委員 事業としては予算をきちんと確保して、福祉こどもセンターが中心になって、ということがきちんとなってるわけよね。だから、どんなふう to これが生かされるのか、今までやってきたこととリンクして、この計画の下支えになっていくのかがわかりにくい。

だから、これはあるけれども、それが重なったときに、きちんと実効性のあるところにリンクしていけるのかがちょっと心配なのね。

委員の人たちは委員よね。委員の人たちは委員よねという言い方は変なんだけど、データを県が出さない限りは、そこに対してしっかりと議論ができる状況ではないと思うの。それぞれの分野の中では、確かにすばらしい方たちだと思うんだけど、データをきちんと出しきって、そして、具体的な実効性があるような形にしていけないといけないと思う。

例えば、貧困から抜け出すためには、本人の学習意欲も必要だし、それと、家庭とか学校等をつないでるソーシャルワーカーの人たちの活躍も必要だし、それから、稼げる力を持たせないかんから、そこを、教育委員会でのキャリア教育のありようとか、それから、企業の皆さんがどうやってそこにリンクしてくださるかがす

ごく必要。

商工が持つてゐるそういう政策と、それから、教育委員会側が持つてゐるのは、今、非常にリンクした形で見えているけれども、そういうことがここできちんと議論されて、計画の実効性が一つ一つ確認をされていかないと、実際に子供たちはこんなふうな状況だけでも、今、ここまで来ましたというのがないと、貧困から抜け出すことの具体的な計画にはならないのではないかなと、対策にはなっていないのではないかと思う。

だから、計画が悪いのではなくて、計画はいいと思うけれども、その計画の実効性をどんなふうに見ていくのかが、具体的に知りたい。

事業としては、いっぱいいろいろなものがあるじゃないですか。さっきの農山漁村の生活所得安定・向上モデル事業なんかも、中山間地域で働いてる人たちの中で、起業しようと思えば、ここに頭を入れれば、少なからずは、ある程度の金額は稼げることもあるわけで、そういうことが、全部一つにきちんとリンクされているかどうかを知りたい。そこは、委員任せなのか、それとも、ここできちんとするのか、部がするのか、そこはどう。

○日高国保・援護課長 まず、庁内におきましては、今、関係課が集まってワーキンググループで、いろいろ情報交換してるところなんです。それをもうちょっと上の段階での、全庁的な会議にしていくとか、庁外にありましては、この計画の中でも書いておるんですけど、それぞれ地域で子どもの貧困対策会議をやろうとしておりまして、もう幾つかやっているんですけど、福祉事務所を中心として関係機関がいろいろ集まるわけです。

今まで、要保護児童対策協議会とかもあつた

んですけど、そうした既存のネットワークとも十分連携、活用して、例えば、そうした協議会が行われた日に一緒に開催するとか、そういうふうにしてネットワークを構成し、そこで出た意見もいただきながら計画を進めていくといったところで考えております。

○井上委員 そうなんだ。農政なんかは、最近、そういう具体的なワーキンググループを持って、各部に来てもらって、そこで検証して。だから、どこの部が先に行くか、どこの部がどう持ってくるかは、ベースとしてワーキングのところ議論をして、それを具体的な形で、自分たちの今までの事業のところに生かしていくことをするわけね。

そうしたら、これは、ワーキンググループ、各部の連絡調整も含めてだけれども、それをやるチームを別につくるとのことね。

○日高国保・援護課長 まず、この計画をつくる段階で、そうした関係課が集まってから、十分にその意見を集約した上で、協議会にかけて案を練る形でつくり上げたものであります。

○井上委員 済みません、それってどこに載ってるの。

○日高国保・援護課長 済みません、この計画そのものに載ってはいないんですけど……。

○井上委員 さえぎってごめんなさい。これにも載ってないよね。

○日高国保・援護課長 この計画には載せておりません。実際のところ、庁内でワーキンググループをつくって準備した上でつくったということですけど、これについては、載せてないです。

○井上委員 予算の裏づけというか、これからもやっていくぞというのがきちんとないと、本当に効果のあるものになるのかどうか。農政な

んかは、それをやりますときちんと載せてるのよ。私は、議場で答弁もいただいているんだけど、そういうのが担保としてないと、本当にちゃんとやっていけるのか。そんなに簡単には貧困から抜け出せないと思う。どっかで切ってやらないと。家庭のあり方というのは、物すごく問題があると思うので、そこまで手を突っ込めるのかとなったら、なかなか手を突っ込むのは難しい。

だから、そこをやってもらうには、それらしいことをお互いでやって、具体的に動かないと、なかなか手が届かない。貧困から抜け出すなど、表向きは変わるかもしれないけれど、絶対にそれは難しいと思う。

例えば、自殺対策なんかのところもそうだけれども、やっぱり家庭のところで、しゃべれる男というか、語れる男にならないと、自分が思っていることをしゃべれる男にならないと。いろんなところに行ってみると、飲み屋さんのトイレの前のほうに張ってある。相談しましょうねみたいなことが書いてあるけれど、飲み屋さんに行くと、飲み屋さんのママさんに相談して、それで終わりかよという話になると困るし。だから、実効性のあるものにどうやって仕上げていくのかが、最近、大事じゃないのかなと。

だから、ワーキンググループが本当にできるのなら、そこを丁寧にやっていただくと、今までやってる事業とかも全部生きてくるし、それを抱えて持ってくれば、少なからず実態に合ったものの議論ができるのかなと思う。

推進計画そのものは、私も別に悪いと思っていないし、これは、いい計画書ができてると思うけども、それを検証しつつずっとやり続けていかないと。そして、各部に物が言えないと、貧困からは抜け出せないと思うので、そこは丁

寧にやっていただきたいなと思います。

次の委員会とかを含めて、ワーキンググループの設置をされたりした場合は、報告をいただけると理解していいですか。

○日高国保・援護課長 既にワーキンググループを設置しているところでありまして、以前もお話いたしましたけれども、教育と福祉の連携とかもありまして、学校政策課とか財務福利課とか、教育委員会からも入ってもらって、十分話をつながれてきておったんですけれど、これまでは担当レベルだったんですけれど、それをもうちょっと上のレベルで進めるとか、そういったところも含めて今検討しているところで、またこちらの議会のほうでも報告してまいりたいと思っております。

○井上委員 よろしくをお願いします。教育委員会は、3点セットみたいにして、そういう新規事業を3つつくってんのね。それは、私も非常に期待をしているので、その事業が生きて、具体的に学校でも、きちんと子供の現実と合わせるようにしていただければ、大分違ってくると思うんです。

だから、新規で3つ事業があるんだけど、その3つの教育委員会の事業が、本当に生きるような事業になってくれれば、また違ってくるのかな。だから、そこを福祉がきちんと受けとめて、商工が就職のところをきちんと受けとめてとさせていただきますと、随分変わってくるのかなと思います。

その御報告を楽しみにしていますので。ありがとうございました。

○前屋敷委員 自殺対策のことでお伺いしたいんですけれど、今度、新規事業でも予算化がされておりますが、基金事業もなくなったということで、返還金も今度の予算では上がっている

んですけども、少しずつ減ってはきてるものの、報告によりますと、26年度ではまた10人ほどふえている状況の中で、これまで県としても、この新年度の事業でもありますが、自殺ゼロのプロジェクト推進事業とかをずっとやってきて、新年度も予算はふやしてこの事業を進める計画になっているようなんですけれど、今回の新規事業の中身も見ましても、こういういろいろサイトに接続しやすいとか、研修をするとか、啓発する事業があっても、やはりそこが実際に相談の窓口とつながって行って、本人にどうアドバイスしたり、説得したりという部分につながるか、その辺の連携が非常に大事だろうと思うんです。現在の状況で、未遂の方のフォローであったりとか、それから、実際に相談窓口、電話も含めてですけど、相談してこられた方々の対応は、どういう状況かお聞かせください。

○渡邊福祉保健課長 今の委員からの質問は、私どもが取り組んでおりますさまざまな自殺対策の進捗状況とか成果とか、そういったことと捉えて御説明させていただいてよろしいでしょうか。

まず、今、お話に出ました自殺未遂者の対策でございます。

これは、この1月から県立延岡病院で始めた事業でございます。1月4日にスタートいたしまして、これまでに3件対応しております。県立宮崎病院に自殺未遂で運ばれた方、そこを救急救命医が処置をしまして、そこに、例えば、延岡ですと吉田病院とか、大きな精神科の病院がありますので、その病院からPSW、精神保健福祉士が駆けつけまして、そこで今後、具体的な精神科の治療を受けたほうがよろしいです。よとお誘いをして、そして実際、その後の受診につながる実績が既に上がっているところで

ございます。

そのほかには、これは、9月の常任委員会のときにもお話をいたしましたけれども、かかりつけ医のことを御説明をいたしましたけれども、小林保健所管内で、平成26年1月から行っておりますかかりつけ医、これは、28年1月、ちょうど2年が経過したわけですけども、158件、かかりつけ医から精神科医への紹介が行われております。

この158件、成果が今上がってきておりますけれども、小林保健所のほうでは、その後の患者さんたちの状況について、適宜フォローをしております。おおむね受診から6カ月後の経過を確認しているんですけども、確認した84%の方が、経過が改善している、あるいは現状維持といった良好な状況でございます。

特にうれしいのは、そういう紹介を受けた方で、自殺をされた方は1名もいらっしゃらないということで、それは、大きな成果ではなかろうかと考えております。

それともう一つ、若者に対する取り組みを今年度初めて開いたところでございます。

若年層は、自殺をする数はそれほど多くはないんですけども、数としては余り減っていない状況でございますので、今年度、若者対策を徹底させようということで、こころの保健室カードをつくりまして、全ての国公・私立の高校、10の全ての大学、そして33の専門学校に9万枚配布をいたしました。

その配布をしたことに伴って、こころの保健室という若い方向けのいろんな相談をする、県のホームページをつくっているんですけど、このカードを配った成果だと思っておりますが、昨年同期に比べまして、アクセス件数が1.7倍ふえております。

そして、あわせてメールの相談なんかも応じているんですけれども、メールの相談件数も、前年同期比1.5倍となっております、そういう意味では、やっただけの効果は出ているのではないかなと思っております。

以上でございます。

○前屋敷委員 アクセス数もかなりふえたり、メールでの連絡もとれたりということで、そういった点では、確実に相談をしようという人たちがふえていることは、本当、明るい兆しというか、改善に向けてのものが見えてくるなど今、御説明も聞いて思ったところです。

しかし、依然として200名、300名近くの方が自殺に追い込まれているのは、厳然たる事実なので、要因はそれぞれ違うと思うんですけれど、経済的なものも、社会的な状況も背景にありながらの結果ですので、その辺の点では、今のよう未然に防ぐことも行いながら、そういうさまざまな要因の解消は、なかなか難しいとは思いますが、社会的な問題も含めてますので、さまざまな対策もとりながら、そういった方々に寄り添う形での施策というのを十分に、心を砕いて進めていただきたいと思います。要望で。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、福祉保健課、国保・援護課の審査を終了いたします。

ここで10分間の休憩をとらせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時20分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

続きまして、長寿介護課、障がい福祉課の審査をおこないますので、それぞれに説明をお願いいたします。

○松田長寿介護課長 長寿介護課分を説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の長寿介護課のところ、143ページをお開きください。

長寿介護課の平成28年度の当初予算額は、左側から2つ目の欄にございますように、187億5,810万3,000円でございます。

以下、主なものについて御説明いたします。

145ページをお開きください。

中ほどにございます(事項)生きがい対策費8,815万3,000円でございます。

これは、高齢者の生きがいを高め、その生活を健康で豊かなものにするために要する経費でございます。

説明欄1の「老人クラブ支援事業」などを引き続き実施させていただきたいと考えております。

次に、一番下の(事項)在宅老人介護等対策費3,350万円ではありますが、これは、在宅での介護高齢者等が、地域で安心した生活をおくることができるようにするために要する経費でございます。

説明欄2の「地域包括支援ネットワーク・権利擁護支援事業」などを引き続き実施させていただきたいと考えております。

146ページをお開きください。

1番上の(事項)認知症高齢者対策費2,146万7,000円でございますが、これは、認知症高齢者やその家族を支援するための事業等に要する経費でございます。

説明欄1の「認知症介護研修事業」などを引

き続き実施させていただきたいと考えております。

次に、その下の(事項)超高齢社会対策費233万5,000円でございますが、これは、高齢者福祉に関する県民の理解促進などの高齢者対策の総合調整等に要する経費でございます。

説明欄2の「元気なみやぎきを支えるシニアパワー創出事業」などを引き続き実施させていただきたいと考えております。

次に、その下の(事項)介護保険対策費158億2,137万2,000円でございますが、主なものは、説明欄1の「介護保険財政支援事業」157億7,538万1,000円でございますが、これは、市町村が実施する介護保険事業に要する経費に対し、県が定率の負担を行うものでございます。

説明欄5の改善事業「介護支援専門員研修向上支援事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)老人福祉施設整備等事業費2億4,133万4,000円でございますが、これは、次のページでございますけれども、老人福祉施設への建設費、運営費補助等に要する経費でございます。

主なものとしたしましては、説明欄3の軽費老人ホーム事務費補助金などを引き続き実施させていただきたいと考えております。

次に、その下の(事項)地域医療介護総合確保基金事業費につきましては、医療・介護連携推進室長より御説明いたします。

○横山医療・介護連携推進室長 引き続き地域医療介護総合確保基金事業費23億6,806万7,000円の説明をさせていただきます。

説明欄にございますとおり、1の基金積立金16億463万9,000円と、その運用利子84万7,000円の積み立て、そして、3の基金を活用します事業

費として7億6,258万1,000円を計上させていただいておりますけれども、事業内容につきましては、別冊の常任委員会資料で説明をさせていただきます。

なお、基金積立金と基金事業費の額が一致しておりませんけれども、これは、長寿介護課以外の課の事業にも基金を充当するためでございます。

それでは、別冊の常任委員会資料の8ページをお開きください。

まず、1の目的・背景でございますけれども、団塊の世代が後期高齢者となります2025年に向けて、医療・介護の総合的な確保を図るために、各種の基金活用事業を実施するものでございます。

2の事業概要でございますが、毎年度、都道府県が国に事業計画を提出しまして、その事業費の3分の2が消費税増税分を財源とします交付金として国から交付され、残る3分の1を県が負担するものでございます。

制度の対象となります事業は、枠囲みの(1)から(5)の5項目で、医療・介護に係る施設整備や人材確保に関する事業とされております。

枠囲みの中でございますが、まず、医療分8億9,458万5,000円でございますけれども、(1)の病床の機能分化・連携に関する事業としまして、新規1事業、継続5事業、3億1,370万8,000円。

(2)の居宅等における医療の提供に関する事業としまして、継続5事業、7,066万8,000円。

(3)の医療従事者の確保に関する事業としまして、継続21事業、5億1,020万9,000円を計上させていただいております。

次に、介護分でございますけれども、7億5,505万4,000円でございますが、(4)の介護施設等

の整備に関する事業として、継続1事業、6億2,510万7,000円。

(5)の介護従事者の確保に関する事業としまして、新規3事業、改善3事業、継続21事業、1億2,994万7,000円を計上させていただいております。

この医療分と介護分を合わせまして、上のほうに書いておりますけれども、16億4,963万9,000円となっております。

下の小さな表に、28年度の基金積立分の額を記載しておりますけれども、医療分に今年度の基金残額からの充当がございます関係で、事業費の総額とは一致してございません。

3の事業効果でございますが、地域包括ケアシステムの構築など、急性期医療から在宅医療・介護までの一連のサービスが、切れ目なく提供される体制づくりが進むものと考えております。

次のページに、新規・改善事業の具体的な内容を記載しております。

こちらは、各事業の担当課長から説明をさせていただきます。

なお、私ども医療・介護連携推進室所管分が、介護分の(5)の③の改善事業「認知症地域支援体制整備事業」でございますけれども、この事業は、認知症の早期診断・早期対応を進めるために、認知症サポート医の育成ですとか、スキルアップ研修を実施しますとともに、市町村が取り組みます認知症初期集中支援チームの設置でございますとか、若年性認知症対策への支援を行うものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○松田長寿介護課長 それでは、長寿介護課の所管事業について御説明いたします。

同じく常任委員会資料の9ページでございま

す。

まず、介護分の(4)介護施設等の整備に関する事業でございますが、これは、継続事業のみとなりまして、12市町村、24カ所の整備に対しまして補助を行うものでございます。

次に、(5)の介護従事者の確保に関する事業でございますが、まず、①改善事業「介護未経験者就業支援事業」についてでございますが、多様な人材層の介護業務への参入を促進いたしますため、未経験者に対する就業実践講座を開催いたしますとともに、未経験者が参入しやすい業務配置の検証や業務難易度別の研修を行うものでございます。

次に、②改善事業「介護支援専門員研修向上支援事業」についてであります。地域包括ケアシステムの中におきまして、医療職など多職種との連携・協働しながら、利用者の自立支援に資するケアマネジメントを実践できる介護支援専門員を養成するため、平成28年度から見直しが行われます研修を効率的・効果的に実施するため、行政及び関係団体等で構成する研修向上委員会の運営を支援するものでございます。

次に、④新規事業「中核的介護人材育成支援事業」についてでございますが、現在、在職中で実務経験が3年以上の介護職員に対しまして、実務者研修の受講支援等を行うことで、介護福祉士の養成を支援いたしますとともに、離職している潜在介護士に対して、専門課程の再研修を実施することによりまして、介護分野への復職を支援するものでございます。

次に、⑤新規事業「小規模事業所研修確保事業」についてでございますが、事業所単位での研修開催や、代替職員がいないということで研修派遣が困難な小規模事業者に対しまして、共同で研修する機会を設けて、職員の研修の機会

を確保することによりまして、職員の資質向上とともに介護人材の定着促進を図るものでございます。

最後に、⑥新規事業「介護ロボット導入調査検証事業」についてでございます。

介護従事者の身体的負担軽減に資する介護ロボットを試験的に導入いたしまして、その効果を検証いたしますとともに、アンケート調査や介護現場の見学会等を行うものでございます。

次に、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございます。

議案のほうは57ページになりますが、改正内容につきましては、常任委員会資料で御説明させていただきたいと思っております。

常任委員会資料の34ページをお開きください。

まず、1の主任介護支援専門員フォローアップ研修手数料でございますが、この主任介護支援専門員とは、介護支援専門員の人材育成の役割を担う者というふうにされております。

(1)の改正の理由でございますように、本研修によりまして、介護支援専門員に対する研修の講師を養成してまいりましたが、その講師が充足されましたことから、研修を廃止することとし、所要の改正を行うものでございます。

(2)の改正の概要につきましては、条例の規定から研修手数料を削除するものでございます。

(3)の施行期日は、平成28年4月1日としております。

続きまして、2の介護支援専門員研修手数料でございますが、(1)の改正の理由でございますように、地域包括ケアシステムの中で、多職種との連携・協働や、利用者の自立支援に資するケアマネジメントを実践できる介護支援専門

員を養成するため、来年度から介護支援専門員研修のカリキュラムが見直され、研修時間が増加することに伴いまして、研修の手数料を見直すものでございます。

(2)の改正の概要でございますが、まず、アの介護支援専門員実務研修手数料につきましては、県が実施いたします介護支援専門員実務研修受講者試験の合格者が受講する研修でございますが、研修時間が44時間から87時間に増加することに伴い、研修手数料を2万6,000円から4万6,000円に見直すものでございます。

次に、イの介護支援専門員再研修手数料につきましては、有効期限が5年間となっております介護支援専門員証の有効期限切れの者などが受講する研修でございますが、研修時間が44時間から54時間に増加することに伴い、手数料を2万6,000円から3万2,000円に見直すものでございます。

ウの介護支援専門員更新研修手数料につきましては、専門員証の更新の際に受講する研修でございますが、実務未経験者と実務経験者を対象とした研修に分かれております。

まず、実務未経験者の研修につきましては、研修時間が44時間から54時間に増加することに伴いまして、手数料を2万6,000円から3万2,000円に見直すものでございます。

また、実務経験者の研修につきましては、より専門性の高い内容となりますため、専門Ⅰと専門Ⅱの研修に分かれておりまして、専門的な知識・技術の習得を目指す専門Ⅰの研修は、研修時間が33時間から56時間に増加することに伴いまして、手数料を1万4,000円から2万4,000円に、実践事例の研究や発表に重点を置きます専門Ⅱの研修につきましては、研修時間が20時間から32時間に増加することに伴いまして、手

数料を1万2,000円から2万円にそれぞれ見直す
ものでございます。

(3) 施行期日は、28年4月1日としており
ます。

なお、介護支援専門員の実務研修、介護支援
専門員再研修及び介護支援専門員更新研修のう
ち、実務未経験者の研修につきましては、国の
実施要綱におきまして、来年度の介護支援専門
員実務研修受講者受講試験合格者が受講する
ということになっておりますことから、合格発表
の日から施行することとしております。

最後に、3の喀たん吸引等業務に係る手数料
でございますが、(1)の改正理由でございます
ように、社会福祉士及び介護福祉士の法の改正
によりまして、平成28年度以降の介護福祉士国
家試験に合格した介護福祉士が、業務として喀
たん吸引等を行うに当たりましては、その介護
福祉士の属する事業者が県知事の登録を受けな
ければならなくなりますので、その所要の改正
を行うものでございます。

(2)の改正の概要でございますが、まず、
アの喀たん吸引等業務の事業者登録手数料を追
加するものでございます。

現在は、介護職員がたん吸引等の業務を行う
場合は、職員が50時間の喀たん吸引等の研修を
修了し、特定行為業務の事業者登録を受ける必
要があります。

今回、法改正によりまして、28年度以降の介
護福祉士国家試験合格者は、介護福祉士の資格
取得の課程で、喀たん吸引等の研修を修了して
おりますことから、喀たん吸引を実施できると
なりますが、その根拠となる条項も新たなもの
となるところでございます。

このため、事業所の登録手数料の項目を、手
数料条例上、別に設ける必要がありますので、

今回、新たに追加するものでございます。

なお、事務登録手續の負担は、これまでの特
定行為業務の事務所登録と同様となりますので、
1件当たりの金額は、1,500円と同じ金額で設定
させていただいております。

また、イにありますように、法改正に伴い、
根拠法令の条項に条ずれが生じる部分ござい
ますので、合致するように対応をするもので
ございます。

(3)の施行期日は、法改正の施行日ござ
います平成28年4月1日としております。

長寿介護課については、以上でございます。

○川原障がい福祉課長 障がい福祉課ござ
います。

お手元の平成28年度歳出予算説明資料の障
がい福祉課のところ、149ページをお願いいたし
ます。

障がい福祉課の平成28年度当初予算額は左
側から2つ目の欄にありますように、139億149
万7,000円であります。

以下、主なものについて御説明いたします。
151ページをごらんください。

一番下の(事項)障がい者スポーツ振興対策
費4,003万8,000円ですが、これは、宮崎
県障害者スポーツ協会の運営や、県障がい者ス
ポーツ大会の開催等に要する経費であります。

説明欄4の新規事業につきましては、後ほど
常任委員会資料にて、御説明させていただきます。

152ページをお願いいたします。

障がい者社会参加促進事業費3,945万2,000
円ですが、これは、障がい者の社会活動へ
の参加を支援するための経費であります。

説明欄4の(1)の改善事業「聴覚障がい者
等福祉対策推進事業」であります。これは、

従来から実施しております手話奉仕員や要約筆記者等の養成事業におきまして、その養成事業にかかわる指導者として、国による専門研修を受講するための経費をお願いするものであります。

次に、153ページをお願いします。

2番目の(事項)精神保健費1億7,979万6,000円ですが、これは、精神障がい者に対する医療扶助、保護等に要する経費であります。

説明欄3の精神科救急医療システム整備事業の5,326万2,000円は、緊急な医療を必要とする精神障がい者等のために、精神科救急医療体制等を整備・運営するものであります。

説明欄8の新規事業「児童精神科医療体制拠点整備促進事業」の4,500万円は、先ほど、医療・介護連携推進室より説明させていただきました「地域医療介護総合確保基金事業」の医療分(1)の新規事業でありまして、児童精神科の拠点整備を促進することにより、児童精神科医療の充実・向上を図るものであります。

154ページをお願いいたします。

1番目の(事項)障がい者自立推進費96億3,384万8,000円です。

これは、障害者総合支援法に基づく公費負担など、障がいのある方の自立支援に要する経費であります。

説明欄1の介護給付・訓練等給付費の57億9,205万1,000円は、障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものであります。

説明欄2の自立支援医療費の35億6,474万8,000円は、身体障がい者の更生医療給付、精神障がい者に係る通院医療費の公費負担に要する経費であります。

説明欄5の(3)の新規事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて説明させていただきます。

ます。

次に、その下の(事項)障がい者就労支援費の1億877万9,000円です。

これは、障がい者の働く場の確保などの就労支援に要する経費であります。

説明欄1の「障害者就業・生活支援センター事業」の4,291万7,000円は、障がい者雇用の身近な相談窓口として、県内7カ所に設置している障害者就業・生活支援センターの運営費等です。

次に、155ページをお願いします。

1番目の(事項)障がい児支援費13億4,737万3,000円ですが、これは、障がい児福祉に要する経費であります。

説明欄1の障がい児施設給付費12億1,275万3,000円は、障がい児施設に入所する児童に係る給付、通所事業所を利用する児童に係る給付に要する経費であります。

説明欄10の改善事業「発達障がい地域支援体制サポート事業」1,022万5,000円ですが、これは、県内3カ所、宮崎、都城、延岡にございます発達障害者支援センターに、臨床心理士1名ずつを発達障害者地域支援マネージャーとして配置し、発達障害に関する相談対応とともに、関係機関との連携・調整や、市町村、サービス事業所等への助言・指導等を総合的に行わせることによりまして、センターの地域支援機能の強化を図るものであります。

続きまして、新規事業について説明させていただきます。

常任委員会資料をお願いいたします。

10ページをお願いいたします。

新規事業「平成38年全国障害者スポーツ大会に向けた選手・指導者育成事業」です。

まず、1の目的・背景ですが、国民体

育大会とともに本県で開催されることが内々定めております全国障害者スポーツ大会を見据えまして、県民の障がい者スポーツへの理解を促進しますとともに、指導者、選手及びチームの育成を行うものであります。

2の事業概要であります。

まず、(1)にありますとおり、「普及啓発事業」といたしまして、県民の障がい者スポーツへの理解促進を図るため、著名なパラリンピック選手による講演会や体験教室を開催しますとともに、各種大会の案内や競技ルール等を紹介する広報誌を作成し、配布することとしております。

(2)の「指導者育成事業」としましては、県体育協会に加盟している団体で、障がい者スポーツとかかわりのある陸上競技や水泳などの団体と連携して、それらの団体に所属する指導者を対象とした初級指導員の育成を行うこととしております。

次に、(3)の「選手・チーム育成事業」といたしまして、全国障害者スポーツ大会で開催される競技種目全て、具体的には6つの個人競技、7つの団体競技の全てに選手やチームが出場できるように、選手やチームの育成を目的とした体験教室を開催することとしております。

3の事業費は、329万2,000円をお願いしております。

4の事業効果であります。障がいのある方が積極的にスポーツをする機運の醸成や、県民の障がい者スポーツに対する理解促進が図られるとともに、障がい者スポーツの選手・指導者の育成を通じた競技力の向上が図られるものと考えております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

新規事業「障がい者差別解消推進事業」であ

ります。

1の目的・背景であります。今議会に、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」をお願いしているところでありますが、条例や障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別に関する相談体制や紛争解決のための仕組みをつくりますとともに、障がいや障がいのある人に対する県民の理解を促進するための啓発事業を行うものであります。

2の事業概要であります。

まず、(1)の相談体制の整備では、障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置し、相談員が相談に対応するほか、県内の市町村や事業所を対象に情報の収集や提供、研修を行うこととしております。

次に、(2)の紛争解決体制の整備では、県内におけるさまざまな関係機関で構成する宮崎県障がい者差別解消支援協議会（仮称）であります。——を設置し、障がいを理由とする差別の解消を推進するための調査審議を行うとともに、相談窓口では解決できなかった事例に関して、助言またはあっせんを行うこととしております。

次に、(3)の啓発の実施では、障がいや障がいのある人に対する県民の理解を促進するためのパンフレットの作成やシンポジウムを開催することとしております。

3の事業費であります。840万1,000円をお願いしております。

4の事業効果ですが、障がいのある方などが、障がいを理由とする差別について相談しやすい環境が整備されますとともに、障がいを理由とする差別の解消に向けた県民や事業所の意識の高揚が図られるものと考えております。

続きまして、議案第32号「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」

であります。

条例案につきましては、平成28年2月定例県議会提出議案（平成28年度当初分）の議案第32号のインデックスのところ、179ページであります。説明につきましては、常任委員会資料で説明させていただきます。

常任委員会資料の38ページをお願いいたします。

（4）議案第32号「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」についてであります。

本条例につきましては、昨年12月の常任委員会におきまして、条例の骨子案につきまして御報告を行ったところでありますが、本日は、今回上程しております条例案及び昨年12月から1月にかけて実施いたしましたパブリックコメントの結果につきまして、御説明をさせていただきます。

まず、1の制定の理由についてであります。障がいのある人もない人も、それぞれがともに支え合いながら、心豊かに生活できる宮崎県づくりに向けて条例を制定するものであります。

次に、2の条例の主な内容についてであります。

条例は（1）から（4）にありますように、大きく4つの柱で構成されております。

まず、（1）の第7条の不利益な取扱の禁止につきましては、障害者差別解消法の中で、障がいを理由とする差別の禁止に関して、総括的に定められているところでありますが、障がいのある方が地域生活を送る上で身近な分野について、個別に禁止規定を設けたところであります。

次に、（2）の第8条の社会的障壁の除去のための合理的な配慮についてであります。障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送

る上での障壁となっている社会的障壁の除去について、障がいのある方から配慮を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重とならない範囲で、必要かつ合理的な配慮をすることについて、法律と同様の規定を設けたところであります。

続きまして、（3）の第9条から第15条で定めております相談体制及び紛争解決の仕組みにつきましては、障がいを理由とする不利益な取り扱い等に関する相談体制の整備や話し合いによる解決の仕組みに関する規定を設けたところであります。

次に、（4）の第16条から第21条で定めております共生社会の実現に向けた施策の推進等についてであります。共生社会の実現に向けまして、障がいや障がいのある方に対する県民の理解を深めるための啓発に関する規定を設けたところであります。

39ページをお願いいたします。

3のこれまでの取組であります。12月3日の前回委員会の後、12月7日から1月6日までの約1カ月間、条例骨子案についてのパブリックコメントを実施いたしまして、2月9日の県社会福祉審議会において、条例骨子案を御報告したところであります。

次に、4のパブリックコメントの結果についてであります。

先ほど御説明いたしましたとおり、約1カ月間、県民の皆様から条例骨子案についての御意見を募集したところ、（3）の意見の概要にございますとおり、30名の方から100件の御意見をいただいたところであります。

主な御意見としましては、「障がいのある人の定義に難病も加えるべきである」、2つ目の「市町村と県との連携を密にしてほしい」、また、下

から2つ目にありますように、「障害者差別解消支援協議会には、障害当事者の方も入れてほしい」など、さまざまな御意見をいただいたところでもあります。

このほか、今後の施策や取り組みに対する御意見を多くいただいたところでありまして、いただきました御意見を十分に踏まえながら、今後の施策等を進めてまいりたいと考えております。

6の施行期日ではありますが、4月1日からの施行を予定しているところでもあります。

説明は以上であります。

○後藤委員長 議案に関する執行部の説明が終了しました。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。

本日の日程は、午後4時までとなっております。ただいま御説明いただきました質疑につきましては、あすの午前10時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議がないようですので、明日午前10時の再開といたします。

本日の委員会日程は終了いたします。

午後3時51分散会

平成28年 3 月 9 日 (水曜日)

午前 9 時57分再開

健康増進課長	木内哲平
感染症対策室長	片平久美
こども政策課長	川畑充代
こども家庭課長	徳永雅彦

出席委員 (8 人)

委員 長	後藤哲朗
副委員 長	岩切達哉
委員	中野一則
委員	宮原義久
委員	外山衛
委員	山下博三
委員	井上紀代子
委員	前屋敷恵美

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	桑山秀彦
福祉保健部次長 (福祉担当)	高原みゆき
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	日高良雄
こども政策局長	椎重明
部参事兼 福祉保健課長	渡邊浩司
部参事兼 医療薬務課長	孫田英美
薬務対策室長	甲斐俊亮
看護大学 法人化準備室長	河野譲二
国保・援護課長	日高裕次
長寿介護課長	松田広一
医療・介護連携 推進室長	横山浩文
障がい福祉課長	川原光男
衛生管理課長	竹内彦俊

事務局職員出席者

政策調査課主査	大峯康則
議事課主任主事	原田一徳

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

○日高国保・援護課長 昨日の説明で誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

平成28年度歳出予算説明資料の139ページでございます。

この一番上の(事項)戦傷病者・引揚者及び遺族等援護費につきまして、説明欄6の特別給付金等支給裁定事務費を御説明いたしましたけれど、この中で、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の裁定事務の請求が昨年度から始まっていると申し上げました。

この昨年度からは誤りで、正しくは今年度からでございますので、訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○後藤委員長 それでは、昨日御説明いただきました長寿介護課、障がい福祉課分の議案に関する質疑はありませんか。

○岩切副委員長 口火を切らせていただきます。

障がい福祉課さんのほうの155ページの障がい児施設給付費等について、細かいところをお聞きすることになると思うんですけども、補正のときにも伺いましたが、わかばとかあさひとかと、発達障がい等が疑われる児童等の通所施設が、待機状況が出てると理解しておりまして、宮崎県として必要量を満たしているのか。そう

いう状況を危惧しておりまして、費用額等については、このような予定をしておられるんですけども、その辺の考え方、今後の見通しについてお聞かせをいただければと思います。

○川原障がい福祉課長 発達障がいに関しまして、今、委員が言われましたように、発達障がいに関する認知の高まり等によりまして、相談件数等、あるいは支援ニーズが年々増加している状況がございまして、いわゆる診断とか支援の待ち期間についても、保護者の方々からできるだけ早目の診断なり支援をしてほしいと御要望をいただいているところであります。

こういったことから、県におきましては、従来から発達障害者支援センターを設置いたしまして、相談支援に当たってるところでございませぬ。

また、できるだけ早い気づき、支援につなげていく必要がございまして、幼稚園とか保育所の職員、あるいは市町村の保健師などを対象とした研修会などを行いまして、身近な地域の中で早期に発見できる仕組みづくり、体制づくりにも取り組んでるところでございませぬ。

また、待機期間をできるだけ短くしたいということで、発達障害者支援センターのほうに、臨床心理士の増員を行っておるところでございませぬ。

また、より身近なところでの相談、対応ということで、県内7カ所の発達障害者支援センターに業務委託を行いまして、1歳6か月健診とか、3歳児健診会場での相談窓口の設置でありますとか、幼稚園とか、放課後児童クラブ等への定期訪問も行いまして、身近な地域でより早期に発見できる体制づくりに努めているところでございませぬ。

○岩切副委員長 ありがとうございます。発見

を早期にとということと、早期療育というのは必要だと思います。

療育の場の充足についてはいかがでしょうか。

○川原障がい福祉課長 これにつきましても、今、発達障害者支援センターのほうで具体的な相談支援、療育支援を行っているところでございます。

また、通常の幼稚園とか児童クラブ等でも、発達障がいに対する支援、適正な支援ができるような形での保育、保健師さんとか、保育士さんとか、幼稚園の先生、そういった方々に対する研修などについても取り組んでいるところでございます。

○岩切副委員長 一般の幼稚園、保育園で療育が可能な体制をとということで、そういった児童を抱える施設等については、一定の対応がなされているという理解でよろしいでしょうか。

○川原障がい福祉課長 やはりまだまだではあろうかと思えます。地域的な偏在の部分でありますとか、親御さんとしてはより身近なところで子供を預けたいといったことがございまして、今後とも発達障がいの支援につきましても、さらに充実するよう、いろんな機会を捉えまして、施設等に対して働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○山下委員 8ページのあたりでお伺いします。常任委員会資料の地域医療介護。

いろんな取り組みがここでも紹介されるんですけども、私も何回かずっと申し上げてきてるんですけども、在宅介護、在宅医療、これが目指す姿になってくるだろうと思うんですけども、であれば、在宅介護で、我が家で見守りをしてくれる人たち、在宅で介護をする人たち、家族ですよね。それに対する支援は、考え方も何も、全く出てこないんですか。

○横山医療・介護連携推進室長 前の委員会でも御質問をいただいておりますけれども、正直申し上げて、あのときと余りお答えが変わらないということで、申しわけないんですが、過去、介護保険制度が入るときに、随分、国のほうでも家族への何らかの支援は、相当議論をされたと承知しております、ただ、その後も含めてですが、まずは、限られた財源の中でこの制度を運営していく。半分は国民の負担もございまして、何とかその財源も抑えながら考えたときに、まずは、直接介護を要する方々に対するサービス給付、ここをしっかりとやっていく。そういう意味では、家族のほうが置かれてしまった形になっておりますが、その後も、高齢者がどんどんふえていく、要介護の方々がどんどんふえていって、財源が膨らんでいく中で、その議論が改めて起き上がる状態になっていないのが現状でございます。現時点でも、国がいろいろ介護保険制度の改正を検討しておりますけれども、その中で、家族への手当ては、具体的には出ていないのが現状でございます。

したがいまして、各市町村では、独自の介護保険の任意事業の中でもやれることになっておりまして、直接、年間10万円ぐらい助成という形でお金を出したりやっているとありますけれども、各市町村の判断に任されているのが現状でございます。

○山下委員 宮崎県の状況を見ても、若い人たちが県外に出ていってしまう。これは、給与差もいろいろあるだろうと思うんですが、今後の高齢化社会を考えたときに、今、地域包括ケアシステムの中で、訪問介護の仕組みづくりをやる。そして、介護職の人たちを何とか確保しようという事業の形態だろうと思うんですが、訪問介護だって、私は、全て見守りまでできるわ

けでもないし、一部の介護しかできないんです。

在宅医療、在宅介護をやっていくのであれば、必ずそこには見守りをしてくれる人たちがいないといけない。残りの部分も老々介護になってしまったり、本当に悲しい状況を想定できるんです。介護の大変さは、私達はわかっていますから。何らかの形で家族が見守りをしてくれる中での、訪問介護の中で不足する部分、これも、家族しかいないと思うんで、何かその仕組みづくりをしていかないと、家族の役割というか、そこにもどうしても、何か手だてが必要になってくる気がするんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○松田長寿介護課長 委員がおっしゃるとおり、家族の方々の介護の負担といえますか、これをどう軽減していくかは、大変重要な課題だと思っております。

委員がおっしゃった見守り一つにつきましても、きのうからいろいろ御意見をいただいておりますが、やはり今後の介護保険制度の中で、見守りとか、生活支援サービスとか、そういった部分により力を入れていかなくちゃいけないと。やはり少子化、核家族化で、家族の負担能力は、だんだん低下していくというか、厳しくなってますので、そういった面を介護保険の中であわせて支えていくことは、当然、考えていかなくちゃいけないことと思っております。

○山下委員 本当に、私たちがそういう話をすると、地域の中での活動とか、地域の中で支え合うそういう地域づくりは、健康な間はできるんです。だけれど、寝たきりになったり、食事介助から入浴から、排せつの介助からするときになると、どうしても家族が中心にならざるを得ない状況は、想定できるんです。

そうであれば、皆さんはまだ若いですから、親御さんのことを考えると、それを想定したら、本当に何かの手だてをしてあげられる仕組みを、国のほうも考えてくれないかなと思うんですけど、ぜひ、そこ辺も頭に入れておっていただくとうれしいと思います。

○井上委員 認知症の高齢者対策費について、教えていただきたいんですが、御説明によると、認知症介護研修事業を、家族支援だと御説明をいただいたんですが、これまでも取り組んでこられているので、大体、どういう形で、どういうふうに認知症の問題についての研修がされているのか、教えていただけますか。

○横山医療・介護連携推進室長 認知症介護研修事業ということでお答えいたします。

まずは、介護事業所の職員の方々に対する研修をやっております。それと、介護事業所の管理者に対する研修。認知症の方にどう対応していくかは、それなりの専門知識がないとうまく対応できないというのがございますので、そういう意味で、従業者の方にも、管理者の方にも、どう対応すべきかの専門的な研修をやっていただくこととあわせて、いろんな事業所の研修を行うための講師を養成するための研修も行ってあります。

○井上委員 家族支援と説明されたけれど、家族支援というのは、どういう意味。説明のときに、これは、家族支援と言われたんですけど。

○横山医療・介護連携推進室長 申しわけございません。家族支援と説明をしたのであれば、それは言い間違いだったと思います。

○井上委員 本当に認知症はわからないわけよ。高齢者の方が、2人で暮らしていると、認知症についての認識がない。それで、ここも含めてそうだけでも、認知症についてのある程度の知

識がないと、何がどんなふうになってるかなかなかわかっていただけない。

きのう、民生委員さんの話をしましたが、一番近々の例でいうと、私のところの地域の方が、一緒にお散歩されてて、夫の方がそのまんま歩いて、大塚から阿波岐原まで歩いてこられたんだけど、妻のほうは、3時間たっても帰ってこないからって行って、ようやく警察に届けを出して、翌日のお昼にようやく夫を見つけて、そのまんま入院していただいたケースです。地域は、みんなで探すけれど、まさか阿波岐原まで歩いてるなんて思っていないので、大塚の中を探して回るということをして、でも、いなくなってしまうみたいなので。

私は、SOSネットワークにずっと取り組んできた経過があるので。認知症の方って結構お元気で歩いておられるので、よく見かけるのが、今の時期にコートも着ないで、外をセーターだけで歩いておられる人がいたりとかすると、心配になる。そのときに、民生委員さんの方には申し上げただけれど、奥様も同じ年齢だから、自分の夫が足が悪いのに、ついてこないということで、3時間たってからじゃないとその届けを出さないのは、ちょっと御自分もおかしいというか、認識が少し弱って、認知力が弱っておられるのではないだろうかねと。

だから、周りの方は、そういう方たちの見守りをどんなふうにしていくのかを常に考えておかないと、お二人で暮らしてるから大変ですよねという話をしたんですが。

やはり認知症についての認識がないと、私たちみんなで探して回ったりしてるわけですけど、果てしなく歩いておられるので、行くところが違うのよね。

だから、警察のSOSネットワークと、S O

Sネットワーク全体は、皆さん方のところも、いろんなところがかかわってのSOSネットワークだから、そういう徘徊も含めてどうやって早期に確認するか、見つけるかがすごく大事だと思う。

私は、事業の中で、少なくともそういうことを、家族の方たちが、少しわかっていたらというか、それを可能性としてわかっていたらというような状況をどこでつくっていくのかが、よくわかっていないんです。

一方で、生きがい対策費として、高齢者の方の生きがいを高めて、その生活を健康で豊かなものにする事業があるんだけど、こういう高齢者クラブの皆さんのところで、ちょっと聞きづらい内容かもしれないけれども、そういうのを少しみんなで勉強するとか、そういうことってできないんですか。今、高齢者クラブの皆さんクラブの皆さんとかもお元気で、いろんなことをやっておられる。

先ほど、山下委員からも出てましたけれど、お元気で出てきている人はいいんです。出てこない人が問題で、そういう方たちをどう前に出したり、そこでちゃんと自分の置かれてる状況をわかっていただくようにするか。

最近テレビに、母親が亡くなって、仮設住宅でっていうのが、ありましたよね。長男の方は50歳代って言われたけれども、そのまま衰弱しておられたって。自治会の役員までしておられた方なので、地域の皆さんにとってみれば、非常によく面倒を見ていただいた方だと、信頼の厚い方だと。でも、いざ自分のことになると、結局、公的な方たちが、自分の生活に入ってくることを拒否されてる経過があるので、そういうことをどこに相談をしたらいいか、誰に何を言ったらいいかを言っていたらいいよう

な場所みたいなのを、丁寧につくっておく必要があるのではないかなと。SOSが出せるところが必要なんじゃないかなと思うんです。

だから、包括センターに来いよと言われると、なかなか難しいんだけど、だから、民生委員さんの力って大きくなって、地域を御存じなので、本当、つくづく思うんです。だから、あそこを手厚くしないと、そういう情報ってなかなか入ってこないだろうと思うんですけれど、よく歩いておられないと、地域の状況もわからないことが起こる。

だから、私は、もしかして死んでしまった後に見つけることは、なくしようという話を皆さんにはしてるとこなんですけれど。だから、そういうことが、どこに予算的に反映されているのか。市町村は、どこにその費用として使うことができるのか。これが予算の中で、私がよくわからないところなんです。それはどうなってるのか教えてください。

○横山医療・介護連携推進室長 本当、委員が御指摘のとおりで、認知症の方々で、外の方々が気づかれる分には、何とかいろんなサービスにつないでいくとか、相談につないでいくことができるんですけれども、おっしゃるとおり、ひとり暮らしであるとか、老々介護の状態とかの方々は、早い段階で認知症の疑いがあるかどうかを見きわめていくのは、非常に難しいと。それで、だんだん状態が重くなってからやっと見つかるという話が、多々あると聞いております。

きのうの民生委員さんが、なかなか手が少ないという話を聞いておまして、やっぱりなかなか難しいなど。民生委員さんも、非常に大きなかなめとして、こういう活動をいただく、派遣にいろいろ協力をいただく立場におられる

方なので、そういう方々が減っていくのは、厳しいなときのう思ったところなんです。

どういう取り組みをしているか申し上げますと、なかなか難しい問題ではあるんですけども、基本的にはその周りの方々が気づいてあげる、家族が気づいてあげることなんですけれども、周りの方々という意味では、今、認知症サポーターを拡大する。そんな難しい研修ではございませんけれども、認知症はどのような病気なのかと。それと、どういう対応をしなければならないかを、1時間とか2時間ぐらいの研修で知識を身につけていただくものですが、現在、県内で8万人ぐらいの方が既に受講をいただいております、相当の広がりを見せていると。いろいろ企業で取り組んでいただいているところもございます。

おっしゃるとおり、SOSのネットもございます。時々報道されておりますけれども、各市町村では、徘徊があったときの対応ができるように、模擬訓練をやったりという取り組みも出ておりますし、子供も含めてですけれども、そういう地域で暮らしている人たちに認知症の知識を少しでも身につけていただくと。

ただ、ここら辺は、事業というわけではなくて、私も、日ごろの市町村との活動の中で取り組みを進めておまして、事業化という形では、今、予算事業としては上がってございません。

予算として上げておりますのは、例えば、9ページの(5)の③で、「認知症地域支援体制整備事業」を上げておりますけれども、こちらのほうは、この中で、例えばかかりつけ医の先生方に……、失礼しました。こちらではないですね。

こちらの認知症サポート医の研修なんですけれども、認知症サポート医以外のかかりつけ医

の先生方が相談できるような、ちょっと深い知識を持った先生を育成する、養成する形でこの事業をやっているんですが、今申し上げたかかりつけ医の先生方に対する認知症の対応研修もやっております、あと、各病院とか診療所の看護師さんたち、医療従事者に対する研修もやっております。

やはりどういうふうに見つけようかと考えたときに、まず、高齢者は、かなりの方々が病院とか診療所によく行かれるんだらうと。そういうところで、ドクターにその兆候なりを早く見きわめていただいて、医療が必要であれば医療につなげていくようにしていただければなということ、研修をやっております。

そのような、直接抜本的に、どんと各家庭の中で困ってる方々をすぐ見つけられる方法は、なかなか考えられないんですけれども、そういうさまざまな方法で、少しでも早く発見をして、サービスなり医療なりにつなげていくことで、取り組んでいるところでございます。

○井上委員 正直申し上げます、今、答弁された内容は、私の質問とはちょっと合致してない、正直そう思う。

これから考えていただきたいと思うのは、目につけばいいんです。どこかに言えばいいと認識していただければいいんです。誰かに頼っていいんだと認識していただければいいんです。

私が、大塚で問題が起きたときに、民生委員さん達と話をするために、資料としていただいたものは、すごくいいものがあったわけです。SOSをどこに発信したらいいかが書いてあるようなもの。

だから、生きがい対策のときに、高齢者の人たちがたくさん集まられるわけだけでも、踊ったり、みんなで健康を確認し合うのは物すごく

いいことだし、それはずっと続けていただきたいと思うんだけど、それと同時に、何か一つ県のほうから、市町村のほうから、ここに声をかければいいんですよと、皆さんの手に届くことをやっていただきたいなと思って。その地域の中でもそうなんですけれど。

だから、きのうも言いましたけれど、民生委員さんたちをどう具体的に、きちんと役割を持って、検証しつつ、動きのすばらしさをアピールすると同時に、そこにステータスを持たせることはやっぱりするべきだと思うし、その人たちが具体的に動いてくださることによって、児童委員の方もそうですけども、絶対にいろんなことに目が届いていくようになっていくと思うんです。

だから、毛細血管的に力として動いていただくための人材の確保のところを、もっと手厚くできないものか。そして、そこがきちんと動いていただける体制が、どうやったらとれるかをこれからやらないと、団塊の世代の人たちが後期高齢者になった段階のときには、もうみんな手いっぱいという状態にならざるを得ない。だから、それに対応できる、動いていただける人たちがふえていくことが大事なんじゃないでしょうか。

けさのニュースによると、被災地の皆さんのところの高齢化というか、体力的も含めてそうですけども、そういう低下の状況は、普通の人の14倍ぐらいって言ったかな。きょうの朝のニュースなんかで言われてましたけれど、14倍ぐらい進行が速いと出てましたよね。それが少しなだらかに、遅くなっていくようにうちはしたいと、宮崎県はすることができていけばいいのかと思うんです。

せっかくいいものを宮崎県はつくってるわけ

だから、それが皆さんのところに届くように、何かの工夫をしていただけると、ここに相談したらいいんだよ、ここに相談することはとてもいいことなんだよと書いてあるんだけど、それをぜひ届けてあげていただきたいなと。相談することは恥ずかしいことでも何でもないことを、みんなで確認し合える力があるといいのかなと思うんです。

先ほど言われたところは、市町村も一生懸命やっていたらいいんだけど、絶対手が届いていないと思う。だから、そういうのをもう少しこまめに、丁寧にこれからやっていく癖をつけとかないといけないのではないかなと思いますので、それをやっていただきたいと思います。よろしくお願ひしときます。

○前屋敷委員 関連してなんですけれど、県がこの研修事業を行うことなんですけど、対象は事業所の管理者、それから従業者の方も含めてですが、全事業者を一度に対処にするわけにはいかないんですけれど、どういう計画でこの研修事業を行っていくんですか。

○横山医療・介護連携推進室長 一応、案内は全事業者に出すんですけども、おっしゃるとおり、講師の数でありますとか会場の関係で、お断りする部分も正直出ております。少しでも回数をふやすとか、会場を大きくして定員をふやすとか努力はしてるんですけども、なかなか研修をする講師の数とかで制約があるんです。できるだけ多くやっていくのが、今のところ、何人が目標でそこまで行ったら終わりではなくて、毎年毎年、可能な限りたくさんの機会をつくって、そこで研修を受けていただく形で取り組んでおります。

○前屋敷委員 仕事を持ちながら研修を受けるわけですから、なかなか大変ですよ。どうし

たら受けやすい、受ける方が多くなるかという点では、県内を何カ所かに分けてこまめにするとか、そういう対策をとらないと。宮崎で年に1回とか2回とかしても、なかなかそういうところから見えるのは大変なんで。そういう工夫は、きめ細かにやっていく必要があるんじゃないかなと思うんですけれど。

○横山医療・介護連携推進室長 おっしゃるとおり、本当に少しでも機会をふやしたいと思っております。

申し上げたように、非常に希望者が多くて応えられない部分もございまして、来年度から回数をふやしてとしているんですが、その中で、なかなか悩ましいというのが、実際の実地研修もやるんです。介護の事業所、施設のほうで、実際に認知症の方々をどう介護するのか実地研修をやるために、実際にやっている事業所を使つての研修とかもあるもんですから、受け入れ可能な施設が限られております。指導者の問題もあるんですけれども、ただ、本当に機会はどんどんふやしていかないといけないと思っておりますので、関係の皆さん方ともいろいろ協議させていただきながら、取り組んでまいりたいと思います。

○前屋敷委員 それとあわせて、その下の段の高齢者の100歳のお祝い事業ですけれど、超高齢社会対策費ですが、「百歳長寿者等お祝い事業」で130万なんですけれど、この事業の中身を具体的に聞いたことがなかったもんですから。100歳になられた方に、何か記念品とか、どういう中身なんでしょうか。

○松田長寿介護課長 これにつきましては、当該年度といいますか、100歳に達する方について、お祝いをお届けする形にしております。

○前屋敷委員 市町村では、お祝い金だとか、

いろんな取り組みをされてるんですけれど、県は、具体的にはどう。

○松田長寿介護課長 知事からの祝い状でありますとか、あるいは、最高齢者に対しましては、お祝いの品をお届けするということで、お祝い状を知事名でお届けするということです。

○前屋敷委員 予算も昨年と同額になってるもんですから、どういう形で、どういう中身なのかということで。お祝い状と記念品を100歳の方にお届けする中身ですね。

○松田長寿介護課長 記念品につきましては、最高齢者に。100歳の方が約400名ぐらい、県内にいらっしゃると思いますので、お祝い状という形で、その方々は対応させていただいております。

○前屋敷委員 その下のページで、146から147ページにかけてですが、老人福祉施設の整備事業ですけれど、ここの1の県単事業「福祉施設整備事業」で、これは、スプリングラーの設置だとか、ユニット化への助成だとか、整備だとかに充てられると思うんですけれど、昨年とすると、金額も予算も減っているんですが、スプリングラーの設置などの促進は、どういうふうですか。

この間、補正では、国の事業が減額になったりしてきてるんですけれど、充足してる状態ではないと思うんですが、積極的に整備する方向に進めてほしいと思うんですけれど。

○松田長寿介護課長 委員がおっしゃるとおり、まだ未設置の施設がございまして。例えば、有料老人ホームで、まだ63カ所ございまして。やはり30年の3月には義務化をされますので、設置を急がなくてはいけないということで、当初予算におきましては、昨年と同額を一応確保させていただいております。

ただ、国のほうの10分の10の補助もございま

すので、そちらのほうの申請もあわせて活用しながら、設置を進めていきたいと思っております。

減額になっております理由につきましては、今年度の予算では高台整備等の、移転等の整備費の補助、これが1,000万円。それから、ユニット化の改修に対する補助、これを2,200万円ほど計上しておりましたけれども、これについては、まず、ユニット化のほうは基金のほうで対応すると。高台については、計画を各法人に照会いたしましたところ、まだ具体的な計画が上がってこなかったことで、今回は計上していないということでございます。

○前屋敷委員 義務化になることもあるわけですから、予算の関係もあるんでしょうけれど、その辺は県のほうが積極的なアプローチもしながら、充足させていただきたいと思えます。

それと、その下の(3)の「療養病床転換補助事業」で、昨年と同額なんですけれど、昨年の御説明では、これは、療養病床をほかのものに転換をする分で、昨年、50床分とお聞きしてるんですけれど、ことしも同じ中身ですか。

○松田長寿介護課長 そうでございまして、医療・療養病床から介護保険施設に転換するとき、対象になる施設でございます。

これは、予算額として、前年度、今年度と同額を確保させていただいております。年度途中になりまして、要望が上がってくることもございますので、一応当初予算で対応をさせていただきたいと考えております。

○前屋敷委員 それと、総合確保基金事業なんですけれど、一番下の介護ロボットの調査検証事業があるんですが、これは、身体介護に資する介護ロボットになるのでしょうか。どこかの事業所にモデル的に使っていただいて、検証す

るということですか。

○松田長寿介護課長 これは、介護従事者のほうの介護の際に支援をする、負担軽減といえますか、あるいは効率的・効果的な介護をしていくという意味で、導入を検証していこうということでございまして、一応県内4カ所でございますが、配置をいたしまして、そこで試験的に使っていただくということでございます。

その上で、いろんなアンケートをとりましたり、実際、その見学会を開催いたしましたり、導入に当たってのいろんな課題とか、施設の体制づくりとか、そういったところを検討していただこうと考えております。

○前屋敷委員 実際私たちも、どういうものか見てみたいと思えます。

○外山委員 34ページ、介護主任支援専門員フォローアップ研修、改正の件なんですけども、この1のところは、講師が充足されたことから廃止ですから、この講師が何名ぐらい確保されたわけですか。

○松田長寿介護課長 397名、一応研修を受け、終えられております。

○外山委員 この397名が、講師の資格を得て、2番の研修を担う考えでいいんですか。

○松田長寿介護課長 そうでございまして。

○外山委員 この397名は、各施設なんかの実務者ですか。

○松田長寿介護課長 施設にお勤めの方、それから、包括支援センターとかにお勤めの方というふうになります。

○外山委員 ということは、講師が確保されたので、2の(2)のそれぞれが従事しながらこの資格を得るためには、どこで研修を受ければ、というのはあるんですか。

○松田長寿介護課長 会場につきましては、県

の福祉総合センターを初め、県内の会議室を活用しながら研修を実施していく予定にしております。

○外山委員 そのときに、その講師の方々の、何名かが任命されて出てくるわけですね。

○松田長寿介護課長 そうでございます。

○外山委員 (2)のA、この試験合格者は、いわゆる学校を出て、介護士の免許を持った人ですか、資格を持っていない人。

○松田長寿介護課長 実務研修受講試験がございまして、これは、県で毎年実施してるわけですが、これに合格した方がこの研修を受けられて、その後、名簿に登載され、申請をされることで専門員証が交付されて、資格者ということで業務に従事できることになります。

○外山委員 もう一点だけ、また戻りますが、この講師の育成は、何年ぐらいかかってますか。何年間で397名っていうのは、1年じゃない。

○松田長寿介護課長 24年から4年間でございます。

○外山委員 最後にもう一つだけ。介護施設でこの講師を抱えてることは、いわゆる施設のメリットか、何かあるんですか。

○松田長寿介護課長 これにつきましては、例えば、主任を2人以上置くと加算を受けられるメリットもございますし、あと、何名以上置かなくちゃいけないとか、そういった基準もございます。

○外山委員 基準ができてますからね。結構です。ありがとうございました。

○井上委員 今は、介護の方たちの問題点だったんだけど、ここで私もうらやましいなと思うのは、「小規模事業所研修確保事業」とかが障がい者施設のほうにはないんだろうか。これは、ぜひつくってほしいなって、常々思うところな

んですけれど、障がい者施設のほうには、そういう職員の研修をするときの、何か補助は考えてない。

○川原障がい福祉課長 障がい者関係の研修につきましては、県の社会福祉協議会に委託して、サービス責任者とか、相談支援専門員等の研修を行っておりますけれども、言われました形での支援的なものは、事業としては、現在、行ってないところでございます。

○井上委員 障がい者施設の職員の方も、定着率が決していいとは言えないので、研修して、自分たちがどういう仕事をしてるか、自分たちの仕事のステータスを理解していただかないといけないので、研修はすごく大切になってくるんじゃないかなと思うんです。

自分が採用になったところだけしか見てない状況だと、なかなか定着していく力にならないので、研修を丁寧にやっていったほうが。事業所だからといって、事業所で代替要員まで確保して、研修にやれるほど力があるかという、なかなかそういう力がないので、研修がしっかりできていける状況をつくり上げていけたらいいなと思うんですが。今回のこの事業の中では一切そういうのは出てきてないので、何か考えてみていただけるといいかなと思うんですけれど。

社会福祉協議会の委託事業だけで定着してる、できるとはとても思えないので、ちょっと工夫が必要なのかなって、予算書を見て思うんですけれど、いかがですか。

○川原障がい福祉課長 従事者の研修につきましては、ただいま申しあげましたような、相談支援専門員でありますとか、サービス管理責任者、いわゆる特定の従事者に対する専門的な研修を行っているんですけども、一般的な研修につ

きましては、やはりこれも、社協を通じての研修でございますけども、初任者向けの研修でありますとか、中堅職員向けの研修でありますとか、こういったもののメニューは実施してるところでございます。

また、専門的な研修という意味では、強度行動障害の支援者の研修であるとか、そういった専門的な研修についても取り組んでいるところではございます。

○井上委員 今言われたのは、何ページのどの事業のことを言ってるのか、そこだけ教えてください。

○川原障がい福祉課長 今の研修につきましては、151ページの障がい者福祉費の③あたりで実施してるところでございます。

○井上委員 308万全額委託費ですか。308万で……。

○川原障がい福祉課長 委託費でございます。

○井上委員 ということは、年次的に計画をして、そういう事業所に回りつくのにどのくらいかかります。1回の研修で、お金はどのくらいかかるんですか。

○川原障がい福祉課長 この相談支援事業につきましては、初任者、現任者、専門分野とやっておりますけども、初任者については、当然、初任者、現任については5年に一回受けるような形をお願いをしてるところでございます。今年度、従事者研修については255名の方が受講していただいているところでございます。

○井上委員 ということは、毎年、255名が研修できるんだから、この研修事業のあれからすると、全く移動はないとの認識ですよね。

○川原障がい福祉課長 例えば26年度ですと、345名の方が参加いただいているところございまして、この相談支援専門員従事者研修につ

きましては、大体、おおむね充足しているのかなとの感じは持っておりますけども、委員が言われました形での、いわゆる初任者の研修でありますとか、そういった定着するような研修については、まだ現在のところ、障がい者部門での研修の対応は行われていないのが実情でございます。

○井上委員 私自身も検証してみますが、障がい福祉課のほうでも検証してみてもらうといい。それぞれのところで職員の定着率がいいとは思えない現状なんです。だから、ずっと人を探しておられてということをお繰り返しておられるわけで、中途採用が非常に多いのは事実なんです。そのときに、応募していただければいいけれど、応募していただけないと、そこに空きがずっと出たまま、今いらっしゃる方に負担が重たいのでやめるみたいなことの繰り返しをしていかれる現状があるわけですよ。

一回実態調査をしていただけると、本当はそれが一番いいんだけど、なかなかそうはいかないのかもしれないけれど、検証する必要があるのではないかなと思うんです。

研修をどうやってしたらいいのかと、そこをきちんとやっとなないと、職員のモチベーションが下がると、なかなかうまくいかないじゃないですか。だから、それをきちんとやっていきたいと思ってる経営者の方にとってみても、なかなかそこをうまくやっとなないと、続けて維持するというのがなかなか、不可能になっていく可能性がある。いつも不安がある状況になるので、そのあたりは丁寧に1回検証していただけるといいのかな。

社協との連携がどんななのかが、私もよくわからないけれど、全て社協へ、社協へという話で終わってるので、社協は何をしてるのがよ

くわかってないところもあるんですが。よかったら、長寿介護課がしてる事業みたいな、そういう点を少し工夫して、厚目にしていくということも、考えていただくといいのかなと思う。

そして、施設側は、だんだんついの住みかということにシフトしていこうとしてるわけだから。そこは、やっていただけるとしたら、行政的にも助かる内容なので、そこを含めて少し考えていく力が施設側に持てるような状況にしていただけたらなと思うんです。

○川原障がい福祉課長 いわゆる福祉は、一般としての初任者なり現任者研修は実施しているところがございますけども、言われましたように、いわゆる障がい施設部門に限った形での施設研修のあり方、現在、相談支援専門員あたりでしかやってないもんですから、こういった形の研修が必要なのか、あるいは望ましいのか、できるのかどうか、そういった部分も含めまして、また施設の管理者の皆様方とも、機会あるごとにいろいろ意見交換をしながら検討させていただきたいと思います。

○井上委員 ぜひお願いします。というのが、そこに、資格がなくてもやれる仕事があるわけです。そしたら、一つの雇用の場所であることは、間違いのないわけですよね。だけれど、なかなかそこで定着しないので、素通りされる可能性があるんで、それを全部事業所側に押しつけていくのも、ちょっとまずいのかなと思うので、ぜひ、検討をお願いしておきたいと思います。要望でいいです。

○前屋敷委員 障がい者差別解消推進事業なんですけど、条例も今度出されるのですが、この相談窓口の体制で、県に置くことになってるんですが、障がい福祉課に窓口を置いて対応されるのか、また、相談員は専属でといいますか、職

員の方が兼ねてその相談員として携わられるのか、その辺を少し詳しくお願いします。

○川原障がい福祉課長 相談窓口としましては、県と市町村のそれぞれの障がい福祉主管課に設置いたします。これに加えて、県におきましては、専門の相談窓口ということで、現在の予定でございますけども、県の障害者社会参加推進センターの中に新たに相談員を配置いたしまして、相談対応を行っていきたいと考えております。

現在設置されているこのセンターでございますけども、障がいのある人からの相談対応でありますとか、各種の啓発事業を行うということで、各都道府県に設置されているセンターでございます。県におきましては、現在、宮崎県身体障害者団体連合会に委託して設置しているところでございます。ここのセンターにあわせてこの相談窓口も設置することでございます。

○前屋敷委員 それと、差別の解消支援協議会を立ち上げるとのことですが、こことはリンクして、一体となって、相談に応じる、解決に当たるといふことですね。

○川原障がい福祉課長 そのとおりでございます。この協議会につきましても、いろんな障がい者差別案件等に対する相談、助言、こういったものにも対応していくことにしております。この窓口とは十分に連携、一体となりまして対応に当たっていきたいと考えております。

○前屋敷委員 予算説明資料の154ページ、障がい福祉課ですが、ここの障がい者就労支援費の中の7番の就労支援事業、この事業費が、昨年とすると半分になってるんですけど、昨年度で終了した事業とかで、減額になってるんですか。中身について教えてください。

○川原障がい福祉課長 この⑦の就労支援事業

でございますけども、内容としましては、知的とか精神障がい者の雇用支援、あるいは職場体験事業、これは、例年どおりなんですけども、昨年までやっておりました精神障がいの方の社会適応訓練事業が、なかなか希望される方がいなかったことがございまして、今年度からこれについては廃止という形にしたところでございます。

○前屋敷委員 この訓練事業は、希望者が、なかなか難しかったわけですか。

○川原障がい福祉課長 精神障がい者の社会復帰ということで、企業に委託して、雇っていただくシステムをとってたんですけれど、やはりなかなか難しいといえますか、委託、訓練されてもなかなか続かないとか、いろんな状況がありまして、今回については見送ったところでございます。

○前屋敷委員 その訓練の中身だとか、十分に理解されてないとか、そういうことではないんですね。訓練は一定かかったけれども続かなかったとか、十分に機能を発揮しなかったということですか。

○川原障がい福祉課長 考えますと、やはり精神障がいを持たれた方の社会復帰、在宅の方ということで、一般企業等への訓練で考えてたんですけども、まず第一歩としては、やはり就労支援事業所、B型とかA型、こっちのほうからのスタートのほうが、より効果があるのかなと。その中で、一般社会に、一般企業等に復帰できるという状況になれば、また、いろんな形での支援をしていきたいと考えているところでございます。

○前屋敷委員 そこは試行錯誤だと思うんですけど、これで完全に終わりじゃなくて、ちゃんと社会に復帰できるような形での訓練、いろ

いろ施策も講じてみていただきたいなと思います。

○宮原委員 147ページの老人福祉施設整備費、ここの3番、軽費老人ホーム事務費補助金があるんですけど、軽費老人ホーム自体が何カ所あるんですか。

○松田長寿介護課長 少々お待ちください。
県内に19施設ございます。

○宮原委員 この19施設に一億五千二百数十万ということですが、これは、入所されてる方1人という形の何かカウントがあるのか、施設に対して幾らという補助金になっているのか、どういう形で支払われるんですか。

○松田長寿介護課長 実際にこの補助をしておりますのが、19施設のうちの宮崎市とかの施設等を除きまして、10施設でございます。算定方法といたしましては、補助単価に利用者の数を掛けて、それから、利用者の方々から費用を一部いただくことがございますので、それを差し引くことでございます。その基準額がそういった形で出てくるんですけども、基本的には人件費とかに対する補助となっております。

○宮原委員 宮崎市はまた別にその基準があつて、それを支払ってることでいいんですね。

○松田長寿介護課長 そういうことでございます。

○中野委員 123ページ、これは、保健所のことでございますが、保健所運営費の中には、保健所等の維持管理費7,700万、保健所運営活動費1億100万ありますよね。

今度は、下の保健所施設設備整備費の中に保健所の設備整備費、あるいは保健所庁舎補修整備費とかがあるんですけど、維持管理とか、あるいは整備費とかに分けてありますが、この違いの中身を…。

○外山委員 委員長、これは福祉保健課、大丈夫ですか。

○中野委員 これはどこなの。(「福祉保健課です」と呼ぶ者あり)

○外山委員 福祉保健課ですよ。(「きのうの」と呼ぶ者あり)

今、長寿介護課と障がい福祉課ですから。

○中野委員 なら、総括で言います。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

○岩切副委員長 障がい者差別解消条例をつくっていただきました。それで、解消推進事業の中で、障がい者差別解消支援協議会(仮称)を設置することで、事業が提起をされております。条例の中にもそれがあるかと思いますが、その構成について、条例の説明資料の39ページ、パブリックコメントでも、当事者の参加をとの御意見もあるようであります。障がい者差別解消支援協議会のメンバー構成について、今の段階でのお考えをお聞かせください。

○川原障がい福祉課長 この障がい者差別解消支援協議会につきましては、差別でありますとか、合理的配慮の取り組みを効果的に推進していくためには、やはり関係者、関係機関が連携し、ネットワークを図りながら取り組んでいく必要があるということで、現在のところ、地域における福祉とか医療、雇用、あるいは有識者、障がい者当人や団体の方、あるいは市町村の関係機関など、できるだけ幅広く参画いただく方向で検討をしてるところでございます。委員につきましては、現在のところ20名程度を考えてるところでございます。

○岩切副委員長 ありがとうございます。雇用面も含めてのことで、大変広くありますし、具体的な議論も展開が可能だろうと理解します。

この条例制定に向ける際に、「障害を理由とす

る差別の解消の推進に関する法律」の施行が契機になっておられるわけなんです、この推進法の中には、一定期間で見直しをしましょうという部分もあったかと思えます。県の条例には、その部分は、具体的には見当たらなかったんですが、そこに対する県としてのお考えをお聞かせください。

○川原障がい福祉課長 今言われましたように、法律の附則の中で施行後3年をめどに合理的な配慮のあり方など、法律の施行の状況について検討を加えて、必要があると認めるときは、法律の見直しを行うといった附則の規定があるところでございます。

条例につきましても、障がい者団体の皆様との意見交換等の中で、必要に応じた見直しについては行っていただきたいといった御意見、御要望もいただいたところございまして、県といたしましても、この法律の見直し状況でありますとか、あるいは具体的な今後の相談事例等も見ながら、随時、障がい者団体の皆様とも意見交換を重ねながら、必要に応じた見直しについて、検討してまいりたいと考えております。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、長寿介護課、障がい福祉課の審査を終了いたします。

入れかえがありますので、暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時9分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

医療薬務課、衛生管理課、健康増進課の審査を行いますので、それぞれ説明をお願いします。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○孫田医療薬務課長 それでは、医療薬務課分を御説明いたします。

お手元の平成28年度歳出予算説明資料の医療薬務課のところ、ページでは127ページをお開きください。

医療薬務課の平成28年度当初予算は、左から2つ目の欄ですが、総額で37億3,856万4,000円をお願いしております。

それでは、主なものについて御説明いたします。

130ページをお開きください。

ページの下から2番目の(事項)へき地医療対策費1億8,988万2,000円であります。

主な事業は、説明欄1の自治医科大学運営費負担金等1億3,307万1,000円ですが、これは、僻地勤務医師を養成している自治医科大学に対する県の負担金などであります。

次の(事項)救急医療対策費11億6,183万3,000円であります。

主な事業は、次のページをごらんいただきたいと思っております。

説明欄2の第三次救急医療体制整備3億623万9,000円ですが、これは、重症・重篤な救急患者を受け入れる救命救急センター等の運営費を負担するものであります。

次に、6の「医療施設スプリンクラー等整備事業」4億8,300万円ですが、これは、医療施設が行うスプリンクラー等の整備を支援するものであります。

次に、一つ下の7の「ドクターヘリ運航支援事業」2億446万8,000円ですが、これは、ドクターヘリの運航を支援するとともに、フライトドクター、フライトナースの研修支援等を行う

ものであります。

次の(事項)地域医療推進費1億3,807万8,000円であります。

主な事業は、説明欄3の「医師修学資金貸与事業」1億1,639万9,000円ですが、これは、僻地や小児科等、特定診療科に勤務する医師の育成・確保を図るため、医学生に対し修学資金を貸与するものであります。

次のページをお開きください。

次の(事項)地域医療介護総合確保基金事業費7億5,327万7,000円であります。

ここで、資料が変わりまして、厚生常任委員会資料の8ページをごらんいただきたいと思っております。

「地域医療介護総合確保基金事業」についてであります。

9ページ上のほうにありますとおり、医療分は、(2)居宅等における医療の提供に関する事業と、(3)医療従事者の確保に関する事業であります。ともに継続事業となっております。

主な事業は、資料が戻りまして、先ほどの歳出予算説明資料で御説明いたします。

132ページをお開きください。

説明欄(1)の「地域医療介護総合確保計画推進事業」2億2,620万円ですが、これは、高齢化の進展により増大する医療・介護サービスの需要を見据え、病床の機能分化・連携等を促進するため、病床の機能転換等を図る医療機関の施設・設備整備への支援を行うものであります。

次に、(5)の「看護師等確保対策事業」2億4,282万8,000円ですが、これは、看護教育の充実を図るため、看護師養成所の運営費に対するの補助や、看護師等養成施設に在学する者に修学資金の貸与を行うものであります。

次に、(12)の「女性医師等の離職防止・復職

支援事業」4,883万8,000円であります。

これは、女性医師の働きやすい職場環境づくりを支援するほか、病院内保育所の運営等に対して補助を行うものであります。

次に、(14)の宮崎県地域医療支援機構運営事業費4,349万2,000円であります。

これは、県と宮崎大学等で設置いたしました宮崎県地域医療支援機構において、医師の育成・確保対策を効果的に行うことで、地域医療提供体制の充実を図るものであります。

次のページをごらんください。

一番上の(事項)薬事費1,936万8,000円であります。

これは、医薬品等の製造から流通段階における監視指導や適正使用の推進に要する経費であります。

次に、下から2つ目の(事項)毒劇物及び麻薬等指導取締費690万4,000円であります。

これは、毒物劇物、麻薬等の監視指導や覚せい剤等の薬物乱用防止に要する経費であります。

このうち、2の「薬物乱用防止推進事業」341万8,000円は、薬物乱用防止の啓発を図るため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の街頭キャンペーンなどを行うための経費であります。

次に、一番下の(事項)県立看護大学運営費10億7,718万5,000円ですが、これは、質の高い看護職者を育成するとともに、看護教育研究や地域貢献事業を行う県立看護大学の運営に要する経費であります。

次のページをお開きください。

説明欄5の「県立看護大学法人化準備事業」5,164万4,000円ですが、これは、後ほど看護大学法人化準備室長より御説明いたします。

続いて6の㊸「魅力ある大学づくり・人づくり事業」1,560万2,000円ですが、こちらについ

ては、別冊の厚生常任委員会資料で御説明いたします。

厚生常任委員会資料の5ページをごらんください。

㊸魅力ある大学づくり・人づくり事業についてであります。

これは、地域社会に貢献できる魅力ある大学を構築していくため、県立看護大学を核として、地域志向の看護力を備えた看護師や、地域に不足している助産師・認定看護師・訪問看護師などの人材を養成するもので、28年度は、助産師及び認定看護師等の新たな教育課程開設に向けて準備を行うとともに、訪問看護師養成の場となる訪問看護ステーションを設置するための準備を行ってまいります。

なお、次のページ、県立看護大学法人化準備事業につきましては、法人化準備室長に説明させていただきます。

○河野看護大学法人化準備室長 委員会資料の6ページでございます。

県立看護大学法人化準備事業についてであります。

1の目的・背景であります。

先日の委員会で御報告しましたとおり、平成29年4月を目途に、県立看護大学を公立大学法人による運営形態に移行したいと考えております。

このため、本年度に引き続きまして、来年度も具体的な制度設計などの準備業務を進めますとともに、法人運営上必要となります財務会計システムの整備等を行うこととしております。

2の事業概要についてであります。

まずは、(1)法人化準備経費1,354万5,000円であります。

これは、今年度からの継続分でありまして、

①法人化準備支援業務委託につきましては、公

立大学法人の組織体制や法人会計等に係る専門知識を有する者に、制度設計等に係る支援業務を委託するものであります。

具体的には、他県で地方独立行政法人への移行業務の支援実績を有する監査法人に委託するものでありまして、債務負担行為に係る平成28年度分の歳出化であります。

次に、②法人化準備委員会等開催につきましては、今年度に引き続き、法人化準備委員会等により、実務上の協議・検討を行うための経費であります。

続きまして、(2)法人化移行経費3,809万9,000円であります。

こちらが新たな準備作業となりますが、①財務会計システム整備につきましては、法人化後の会計処理に必要な財務会計システムを整備するものであります。

次に、②不動産鑑定評価につきましては、現物による出資を予定しております看護大学の土地、建物について、法人設立に必要な出資額を算定するための鑑定評価を行うものであります。

3の事業費につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、4、事業効果につきましては、法人化によりまして、県立看護大学が目指します地域社会と連携し、本県の保健・医療・福祉の充実に貢献する大学の実現を図るものであります。

看護大学法人化準備室からは、以上であります。

○孫田医療薬務課長 議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計予算」に係る説明は以上であります。

次に、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

資料が変わります。議案書の赤いインデックス、議案第21号のところ、57ページをお開きください。

「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

医療薬務課所管分の説明をさせていただきますので、58ページをお開きください。

まず、117号から120号までについてですが、これは、法律の名称が、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」から「臨床検査技師等に関する法律」に変わったことによる改正でございます。

次に、122号についてですが、歯科技工士国家試験合格証明書の交付に係る手数料を削除する改正となっております。

これは、12月の委員会でも御説明させていただきましたが、当該合格証明書の交付については、経過措置により当分の間、県で行うこととされておりましたところ、このたび、この経過措置が削除されまして、国の指定機関が直接行うこととされました。

これに伴い、歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料の規定を削除するものであります。

次に、議案第31号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明をさせていただきます。

赤いインデックス、議案第31号のところ、173ページをお開きください。

条例別表の13の2につきまして、削除を行う改正でございますが、こちらにつきましても、ただいま説明いたしました使用料・手数料条例の改正と同じ理由によるものでありまして、歯科技工士国家試験合格証明書の交付に係る経過措置が削除されたことに伴い、一部の市町村が処理することとされている事務を削除するもの

でございます。

医療薬務課の説明は、以上であります。

○竹内衛生管理課長 衛生管理課分について御説明いたします。

お手元の平成28年度歳出予算説明資料の衛生管理課のところ、157ページをお開きください。

衛生管理課の平成28年度当初予算額は、左側から2つ目の欄にありますように、20億8,817万9,000円でございます。

それでは、主な内容について、御説明いたします。

159ページをお開きください。

まず、上から6番目の(事項)動物管理費4億2,466万6,000円は、狂犬病予防並びに野犬等による被害発生防止と動物愛護に要する経費でありまして、このうち、説明欄4の「動物愛護センター共同設置事業」2億9,266万7,000円は、施設の建設及び備品購入等に要する経費でございます。

次に、160ページをお開きください。

1番目の(事項)食肉衛生検査所費2億7,527万5,000円は、食肉の安全確保を図るため、食肉衛生検査所の検査員が食肉検査をするために必要な人件費、検査薬等の経費でございます。

次の(事項)食品衛生監視費7,459万8,000円は、食中毒などを未然に防止するために行う監視指導等に要する経費で、説明欄2の食品衛生推進事業委託費4,320万4,000円は、保健所が収去した食品を、民間の検査機関等へ委託するものでございます。

なお、説明欄5の新規事業「HACCP普及・定着を目指した衛生管理促進事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)食鳥検査費1億728万2,000円は、安全で衛生的な食鳥肉を確保する

ために、検査員が食鳥検査をするための経費でございます。

次のページをお願いいたします。

中ほどの(事項)生活環境対策費5億1,370万円は、水道施設の普及促進、水質検査体制の整備、建築物等の衛生対策の推進に要する経費で、このうち、説明欄8の新規事業「生活基盤施設耐震化等交付金事業」につきましても、委員会資料で御説明いたします。

平成28年度歳出予算説明資料での説明は、以上でございます。

続きまして、新規事業を御説明いたしますので、厚生常任委員会資料の12ページをお願いいたします。

新規事業「HACCP普及・定着を目指した衛生管理促進事業」でございます。

1の目的・背景ですが、平成26年度に国の関係法令の改正を受けまして、本県の条例にHACCPによる衛生管理の手法を導入したところでございます。

この高度な衛生管理の手法を食品事業者に普及促進し、さらに導入済み施設での定着・強化を行うことで、さらなる衛生水準の向上を図るものでございます。

2の事業概要ですが、(1)の「HACCP普及・定着事業」は、食品事業者や屠畜場等の衛生管理責任者に対しまして、衛生講習会や施設での実地指導を行い、本手法による衛生管理の普及促進・定着・強化を図るものでございます。

(2)の「HACCP助言・指導人材育成事業」は、本手法は専門的知識を要しますことから、研修会等に保健所や食肉衛生検査所職員等を派遣しまして、指導助言者として育成していくものでございます。

3の事業費ですが、249万4,000円をお願いし

ております。

4の事業効果ですが、食品事業者にHACCPの普及啓発が図られ、食肉や食品の安全性が高まることで、食中毒などの事故を未然に防止しますとともに、衛生管理の向上により、県産品の安全・安心の付加価値が高まり、製品のイメージアップや流通拡大につながるものと考えております。

続きまして、資料の13ページをごらんください。

新規事業「生活基盤施設耐震化等交付金事業」でございます。

1の目的・背景ですが、水道整備に係る支援につきましては、これまで国庫補助制度だけでしたが、耐震化・広域化等をより推進するために、県が関与して指導助言が行いやすい交付金制度を新たに国が創設し、補助金制度とあわせて二本立てとしたところであります。この国の交付金を活用しまして、市町村等が行う水道施設の耐震化事業等を促進するものでございます。

2の事業概要ですが、国の交付要綱に基づきまして、3つの事業メニューを設定しております。

(1)の「水道事業運営基盤強化推進等事業」は、水道事業者の広域化を図るため、(2)の「水道施設耐震化事業」は、水道施設の強靱化を図るため、(3)の「官民連携等基盤強化推進事業」は、水道事業者の官民連携導入を図るため、市町村等の水道事業者に対して補助を行うものでございます。

3の事業費ですが、4億9,920万2,000万をお願いしておりまして、全て国庫支出金となっております。

なお、平成28年度は、2の(2)水道施設耐震化事業において、要望のありました7市町村

9事業に対して補助を行うこととしております。

4の事業効果ですが、将来にわたり安定した水の供給と強靱な水道の構築を図ることができ、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することができると考えております。

議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計予算」につきましては、以上でございます。

続きまして、特別議案でございますが、衛生管理課からは、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第22号「宮崎県犬取締条例の一部を改正する条例」、議案第33号「興行場に関する条例の一部を改正する条例」の3つの議案を提出しております。

このうち、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び議案第22号「宮崎県犬取締条例の一部を改正する条例」は、関連する議案でありますので、まとめて御説明させていただきます。

常任委員会資料の36ページをお開きください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び議案第22号「宮崎県犬取締条例の一部を改正する条例」についてです。

まず、1の改正の理由ですが、狂犬病予防法または宮崎県犬取締条例の規定に基づきまして、県が捕獲、抑留した犬につきましては、飼い主が返還を求める場合は、所定の費用を納付することとなっております。

この犬の返還等に要する費用は、現在、現金で徴収しておりまして、収納後の銀行への振り込み等に要する手間や現金を扱う危険性がありまして、事務負担の軽減や事故防止の観点から、証紙による収納が望ましいと考えております。

一方、証紙で収納できる手数料は、使用料及び手数料徴収条例に定める必要があるため、所要の改定を行うものでございます。

次に、2に改正の概要を記載しておりますが、まず、(1)の使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、条例第3条及び別表第2に手数料の名称、区分、単位、金額を追加するもので、具体的には、狂犬病予防法または宮崎県犬取締条例の規定に基づく抑留に係る犬の飼養管理及び返還手数料といたしまして、犬の飼養管理、1頭1日につき430円、犬の返還1頭につき4,110円を追加するものでございます。

次の(2)の宮崎県犬取締条例の一部を改正する条例につきましては、本条例では、現在は、「飼育者が抑留された犬の返還を求めるときは規則で定める額を負担する」と規定されているところを、「宮崎県使用料及び手数料徴収条例で定める手数料を納付する」ように改正するものでございます。

最後に、3の施行期日は、2つの条例とも平成28年4月1日としております。

続きまして、議案第33号「興行場に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

常任委員会資料の40ページをお開きください。まず、1の改正の理由です。

本条例では、映画館、劇場などの興行場の設置場所及び構造設備に係る公衆衛生上必要な基準等を、国の通知である興行場法第2条、第3条の関係基準条例準則に基づいて定めておりますが、この準則が改正されたことを受けまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の概要ですが、条例第6条第1項第7号におきまして、喫煙所の設置を原則としている規定を、設置を任意と改正するものでございます。

改正の背景でございますが、健康増進法にお

きまして、劇場、観覧場などの施設を管理する者には、受動喫煙を防止する措置をとる努力義務が課せられるとともに、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性としまして、公共的な施設等につきましては、原則、全面禁煙であるべきとされております。

このようなことから、既に全面禁煙としている施設も多く、また、複合商業施設などでは、興行場部分とは別の場所に喫煙スペースが設けられているなど、必ずしも喫煙所を設ける必要がないことによるものでございます。

なお、本条例では、全面禁煙としていない施設については、興行場について講ずべき措置の基準の中で、所定の喫煙所以外での喫煙を禁止することが定められておりまして、受動喫煙防止の対策が、現在、図られているところでございます。

最後に、3の施行期日は、平成28年4月1日としております。

衛生管理課からの説明は、以上でございます。

○木内健康増進課長 続きまして、健康増進課分を御説明いたします。

お手元の平成28年度歳出予算説明資料の健康増進課の箇所、163ページをお開きください。

健康増進課の平成28年度当初予算額は、左から2つ目の欄にございます。37億3,194万1,000円でございます。

うち、主なものについて御説明いたします。

165ページをお開きください。

まず、165ページの中ほど、(事項)母子保健対策費2億7,819万3,000円でございます。

これは、母子保健の推進、あるいは子供の障がい、疾病の早期発見・予防等に要する経費でございます。

説明欄の4のところにな妊治療費助成事業と

いうものがございますが、これは、8,114万5,000円で、体外受精などの特定不妊治療を受ける夫婦に対して経済的支援を行うものであります。

また、説明欄の6にあります「安心してお産のできる体制推進事業」1億2,185万5,000円、これは、周産期医療体制のネットワークを強化しまして、県内の周産期母子医療センターに対して補助を行うという経費でございます。

166ページをお開きください。

中ほどにございます(事項)小児慢性特定疾病対策費2億3,396万6,000円、これは、治療が長期にわたり医療費が高額になる悪性新生物などの小児の慢性疾病に対して、医療費等の負担軽減を図るための経費でございます。

同じページの一番下、(事項)歯科保健対策費4,752万3,000円、これは、生涯を通じた歯科保健を推進するため、歯の健康づくりに関する知識の普及啓発等を行うための経費でございます。

次のページの説明欄の5に、「がん治療における医科歯科連携推進事業」1,410万8,000円というものを記載しております。

これは、がん拠点病院等と歯科の連携を図りまして、口腔ケアや歯科治療を行うことによりまして、患者の生活の質の向上、あるいは医療費の減少につなげるための体制整備を行うための経費でございます。

同じページの中ほどにございます(事項)健康増進対策費1億5,282万4,000円でございます。

説明欄2の主なものですが、健康づくり推進センター管理運営委託料としまして7,015万8,000円を計上しております。

これは、県内の各市町村の行うがん検診の制度管理やデータ分析、また、同じく市町村の行う特定健診・特定保健指導に関する研修等の技

術支援、さらには健康づくりに関する普及啓発や調査研究を行う宮崎県健康づくり推進センターの管理運営に要する経費でございます。

同じページの一番下になります。(事項)難病等対策費18億1,845万9,000円でございます。

説明は、次の168ページにありますけれども、説明の1、指定難病医療費としまして17億7,233万1,000円をお願いしております。

これは、原因が不明で治療法が確立していないいわゆる難病のうち、特定の疾病に対する医療費の助成や難病対策の推進に要する経費でございます。

それから、次の下の(事項)原爆被爆者医療事業費2億9,830万3,000円をお願いしております。

これは、原子爆弾による特殊な被害をこうむった被爆者に対して、各種手当の支給や健康診断を行い、健康管理を促進するための経費でございます。

その下の(事項)感染症等予防対策費2億4,554万5,000円をお願いしております。

これは、感染症発生の未然防止や蔓延防止を図るための対策の推進に要する経費でございます。

説明欄の中で、10番としまして、「予防接種副反応・健康状況調査事業」5,038万7,000円をお願いしております。

これは、予防接種法に基づく定期の予防接種等による健康被害で障がいが生じた場合の障害年金等の支払い、あるいは予防接種後の健康状況調査の実施に要する経費でございます。

また、説明欄の11、「感染症危機管理対策事業」としまして、7,382万7,000円をお願いしております。

これは、新型インフルエンザ等の感染症の発

生に備えて、危機管理体制整備をするための経費でございます。

次に、同じページの一番下の(事項)肝炎総合対策費としまして、2億5,737万8,000円をお願いしております。

これは、B型、C型の肝炎ウイルスによる慢性肝炎に対するインターフェロン治療等を行った患者に対する医療費の助成、あるいは肝炎対策の推進に要する経費でございます。

次のページに説明がありますけれども、1の(3)としまして、新規事業「肝疾患診療地域連携体制整備事業」、686万円を計上しております。

こちらにつきましては、後ほど委員会資料で御説明します。

最後に、(事項)としまして健康長寿社会づくり推進費1億1,662万6,000円をお願いしております。

これは、県民一人一人が健康づくりや生きがいづくりに取り組み、誰もがいつまでも健康で生きがいを持って暮らすことができる健康長寿社会づくりを推進するための経費でございます。

説明欄の2、新規事業「健康長寿社会づくりプロジェクト体制整備事業」416万3,000円、さらにその下、説明欄3の新規事業「+ロコトレみやざきアクション事業」1,357万1,000円、この2つにつきまして、後ほど委員会資料で御説明いたします。

資料が変わります。常任委員会資料の14ページをお開きいただけますでしょうか。

新規事業の健康長寿社会づくりプロジェクト体制整備事業についてであります。

まず、右ページ、15ページの図をごらんください。

この図は、健康長寿社会づくりプロジェクト

の全体のイメージを示しておりますが、今回の新規事業は、図の上半分の推進体制のところに位置づけられるものでございます。

事業の具体的な説明につきましては、左のページにお戻りいただけますでしょうか。

まず、目的・背景ですけれども、健康長寿社会の実現を目指しまして、今後、さらに社会的機運の醸成、効果的な事業展開を図るため、県内関係団体等への積極的な働きかけや普及啓発の強化を行うものでございます。

事業概要ですけれども、1つ目、仮称とありますが、健康長寿県民フェスタといたしまして、講演会や推進会議の構成団体等によるブース設置など、県民参加型のイベントを新たに開催することとしております。

2つ目、(2)ですけれども、本プロジェクトのコンセプトを県内に周知をしまして、県民一人一人の意識を高めるということで、テレビスポット広告などによる普及啓発を実施するための経費でございます。

事業費としましては、416万3,000円をお願いしております。

事業効果としましては、県内関係団体との連携が一層図られまして、このプロジェクトの取り組みの広がりや連動がさらに広がるということ、そして、ひいては県民一人一人の実践を促しまして、健康寿命男女とも日本一の達成につながると考えております。

続きまして、次の事業に行きますが、右側の15ページの図をもう一度ごらんください。

下半分、健康づくりの箇所に、個別の事業としまして、+ロコトレみやざきアクション事業を新規事業として掲載しております。

具体的には、次の16ページをお開きください。

本事業の目的・背景ですけれども、まず、骨、

間接、筋肉など、これを運動器というふうに呼びますけれども、この運動器の障がいのために移動機能の低下を来した状態、これをロコモティブシンドローム、運動器症候群と呼んでおります。略してロコモと呼びます。このロコモが、いわゆる要介護の前段階に当たります要支援というものの原因の第1位として挙げられてるといふことありまして、ロコモの予防が大事であるということになります。

このため、県民に対しまして、ロコモに関する正しい知識の提供、そして、これを防ぐための運動、運動というのは、体を動かして行う運動です。これの実践を促進することによりまして、要支援になることを防ぎ、ひいては健康寿命の延伸を図るものでございます。

事業概要に参ります。

まず、1つ目としまして、宮崎県ロコモティブシンドローム対策協議会(仮称)を設置いたしまして、医療関係者、運動指導関係者等によるこの事業についての企画・検討を行います。

次の(2)としまして、ロコモ予防に関する正しい知識や実技の研修会、テレビスポット広告等による普及啓発を行います。

3つ目としまして、正しい知識やロコモを防ぐ運動、ロコトレといたしますが、これなども効果的に普及するため、DVD等を制作いたしまして、市町村、介護施設等のさまざまな場所におきまして、この資材を活用した実践を進めてくという、この3つになってございます。

事業費としましては、1,357万1,000円をお願いしております。

事業効果としましては、ロコモ予防の推進によりまして、自立度の低下、要支援・要介護状態を防ぎ、健康寿命の延伸に寄与するものと考えております。

次に、17ページに参ります。

新規事業の肝疾患診療地域連携体制整備事業でございます。

目的・背景ですが、肝疾患診療連携拠点病院である宮崎大学医学部附属病院に肝疾患相談センターを設置しまして、肝疾患の患者さん、その御家族への相談支援を行うとともに、肝炎に関する情報の収集・共有を図りまして、肝炎を早期に発見し、早期治療を進める。さらには、地域においてかかりつけ医と肝炎の専門医療機関との円滑な連携を図り、質の高い肝炎診療体制を構築するものです。

事業概要、1つ目ですけれども、順番が逆になっていますが、肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会を設置します。これによりまして、地域の医療機関等の連携を図ることにより、適切な肝炎の治療の体制を整備することとしております。

次に、(2)肝疾患相談センター、これを設置をいたしまして、患者さんまた御家族の相談に応じる、あるいは情報提供、生活指導を行い、あわせて医療機関からの相談に対する助言等を行うということとしております。

事業費は、686万円です。

事業効果としましては、専門医等による相談支援を実施することによりまして、県民の皆様、患者様、あるいは医療機関に対して最新の肝炎医療情報を提供し、肝疾患診療ネットワークを強化することによりまして、適切な医療の提供が行われると考えております。

健康増進課分は、以上でございます。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑につきましては、午後1時からの再開からお受けしたいと思います。

休憩に入ります。

午前11時48分休憩

午後0時59分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

医療薬務課、衛生管理課、健康増進課の質疑に入りたいと思います。

質疑はありませんか。

○中野委員 議案第21号について、お聞きしますが、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律が、臨床検査技師等に関する法律に変わったという説明でしたが、衛生検査技師というのは、制度もなくなったんですか。それで法律が変わったんですか。

○孫田医療薬務課長 委員がおっしゃるとおり、衛生検査技師という資格が廃止をされました。従来から持っていらっしゃる方は、そのまま継続して、業務を継続できるんですが、新規免許の発行が停止されたとなっております。

○中野委員 後のほうが聞こえん。新規が何て。

○孫田医療薬務課長 新しく免許が、発行されなくなると、今までやってらっしゃった方は有効でございます。

○中野委員 ということは、衛生検査技師はなくても、それにかわるものが何かあるんですか。

○孫田医療薬務課長 いわゆる臨床検査技師と衛生検査技師という2つの資格が従来ございまして、臨床検査技師につきましては、直接患者さんなどに触れることができるような、その上でさまざまな検査を行う資格でした。

衛生検査技師というのは、直接患者さんに触れることができない資格でありまして、衛生検査技師の資格が廃止されまして、臨床検査技師一本になったということでございます。

○中野委員 臨床検査技師は、直接患者に触れ

ることができるということは、その患者の検査でしようけれども、病名の発見とか、いろいろそういうこともできるんですか。

○孫田医療薬務課長 診断を下すのは医師のみに認められておりますので、臨床検査技師等の行う検査は、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査といった、いわゆる検体を分析して、数値がどうなっているかとか、血糖値がどうだとかいうことを検査して、そのデータを医者に渡して診断をしていただくこととなります。

○中野委員 それから、今度、新しい臨床検査技師等の「等」だけは残っておりますが、ほかにもこういう関連の技師があるということですか。「等」と書いてあるから、2つ以上あったということですかね。

○孫田医療薬務課長 この法律の中には、技師の関係だけではなく、衛生検査証といった施設関係のものも規定されているので、「等」というのが入ってることのようにございます。

○中野委員 そうですか。今後、手数料を取るために、運営をするためにですから、資格はいいでしょう。

それから、131ページ、例えば、緊急医療対策費の中に、さっき、医療体制整備とか、スプリンクラー整備とか、ドクヘリの支援事業とかがある。多額の金額が、特に2の第三次医療体制整備は3億、スプリンクラーは4億8,000万ですよ。これは、もう既に病院が決まっておるわけですか。どこの病院かを教えてください。

○孫田医療薬務課長 第三次救急医療体制整備は、救命救急センターの運営費になっておりまして、こちらの対象は、県立宮崎病院と県立延岡病院の救命救急センターとなっております。

スプリンクラー整備につきましては、今後また、新年度新たに要望をとりまして、そのなか

ら採択をしていくこととなります。

○中野委員 これは民間の病院も入るわけですか。

○孫田医療業務課長 医療施設のスプリンクラー整備につきましては、民間病院も入っております。一応、積算上は21施設程度を対象にしようという計画になっております。

○中野委員 それから、7のドクヘリ、これは運航支援事業だけれど、2億円くらいかかるんですが、毎年このくらいは予算化されておるわけですか。

○孫田医療業務課長 27年度当初予算で2億1,100万円余り、決算見込みで2億3,000万程度、例年これぐらいの経費はかかっております。

○中野委員 さっきは、フライト云々と説明されたけれど、いわゆるドクヘリが飛びますよね。そういうときに、飛ぶための経費を県が支援していると理解すればいいんですか。

○孫田医療業務課長 ヘリの運航そのものにかかわる部分でありまして、これは、全額を西日本空輸という民間会社のほうに委託をしております。

○中野委員 ドクヘリが飛ぶためのこういう経費は、県は2億何がしかですが、ほかからも来るんですか。2億ぐらいで、1年間ずっと運航できておるわけですか。

○孫田医療業務課長 この2億400万のうち、国庫補助対象事業として運航経費が1億9,700万円余、こちらが運航に直接要する経費になります。

これ以外に、国庫補助対象以外のものとしたしまして、ヘリの安全運航に関する保守経費、あるいは無線電波の使用料、あるいはそれに搭乗するスタッフ、医師、看護師等の教育とか研修経費等を含めまして、全体でこの2億400万となっております。

○中野委員 質問の仕方が悪かったですね。この金額で、ドクヘリは全てだと。承知してないかもしれませんが、ほかからもお金をもらったというか、運営費が必要なのかなと、これだけでという意味ですが。

○孫田医療業務課長 ヘリの運航経費の直接の国庫補助対象分につきましては、全額国の補助を受けまして、県と国が支払うことになっております。

また、その他の補助対象外経費につきましては、今年度までは県で全額やっておりましたけれども、来年度におきましては、県と市町村で、新たに救急災害医療行政連絡協議会、仮称でございますが、こちらを設立した上で、負担金を計上。県と市町村で半額ずつ経費の負担をすることで、予定をしております。

○中野委員 今、そこをまた聞こうかと思ったんですが、市町村の負担の2分の1の算出方法は、過去の実績とか、人口割とかいろいろありますよね。どういう算出で出してるわけですか。

○孫田医療業務課長 委員がおっしゃるとおり、人口割と基本割分というので計算をしております。考え方としては、基本的に既に運航しております防災ヘリの負担の仕方を参考にしております。

○中野委員 基本割は、どういうあれなの。一律という意味ですか。

○孫田医療業務課長 失礼しました。均等割ということでございます。

○中野委員 えらい小さな町村は、負担が大きくなりますね。この均等割は、金額はわずかなんですか。

○孫田医療業務課長 済みません、積算の数字をただいま手元に用意しておりません。全体として1,481万5,000円を県と市町村で半分に割っ

て、すなわち、700万円余を市町村で御負担をいただくことになっております。

均等割額に対して、さらに人口割を足す形になっておりまして、済みません、不正確な数字かもしれませんが、一番大きいところが*300万円弱、その他は、小さいところで数十万円といった金額になっております。

○中野委員 その点はわかりました。

今度はずっとさかのぼって、僻地医療の件ですが、自治医科大学への運営費負担、これは、全てこの1億3,300万という金額は、県の一般財源なんですか。

○孫田医療薬務課長 一般財源になっております。

○中野委員 これは、全国47都道府県が持ち寄るんだと思いますが、その算出方法は何で決まっておりますか。

○孫田医療薬務課長 基本的に、各都道府県、ベースになりますのが、入学者が1県2名ずつになっておりまして、順調にいけば、2名掛ける6年間で12名となります。それに対して、基本額として1億2,700万円を各県で負担をすることになっております。

○中野委員 入学者は、全国どこも2名ずつですか。

○孫田医療薬務課長 ベースになるのは1県2名ずつで、その上で、時々3名分、もう1名プラスの枠をいただけたらなっております。その際は、140万円上乗せとなります。

○中野委員 1名プラスのときは、たった140万円ですか。それは、枠を広げてもらわないかな。1億2,000万円と言われたから、1人が6,000万かかるのに、プラス1名で140万を足すだけでいいの。

○孫田医療薬務課長 1億2,000万は12名、2名

ずつ6年間おりますので、だから、1人約1,000万程度になりますが、これで、自治医大の基本的な経費を均等割りして負担をしていると。それに人数が1人ふえても、全体的な経費として大きくふえるものではないので、140万程度でとってることになります。

○中野委員 あそこは、入学定数は何名なんですか。

○孫田医療薬務課長 基本定数は、110名となっております。

○中野委員 110名ということは、いつも16人はオーバーしてるわけですね。47の倍からそれを引けば、そこらの線ですか。

○孫田医療薬務課長 自治医科大の立地しております栃木県に、別枠で若干多く定員が割り当てられたりとかいう配分がされております。

○中野委員 わかりました。とりあえず、僕はここでよかです。

○宮原委員 13ページ、生活基盤施設耐震化等交付金事業、水道の整備ということですよ。耐震化をということで。事業費のところの下の方に、「市町村の要望を踏まえ、7市町村において」とあるんですが、これは、要望が7市町村上がってきて、7市町村が全部これに該当してることでいいんですか。

○竹内衛生管理課長 これにつきましては、県のほうであらかじめ市町村に対して、今後水道整備をどうするかという計画を上げていただきます。その計画書をもって国に上げた分で、国が配当率を決めて、交付決定という形で流れていきます。

○宮原委員 ちなみにこの金額で、大体どのぐらいが補助で渡ることになるんですか。

○竹内衛生管理課長 これは、国の交付要綱が

※次ページに訂正発言あり

ありまして、例えば、水道事業を持っている自治体の財政力指数とか、あと、人口当たりの水道配管の距離とか、そういうので、国がまず4分の1とか、3分の1とか、10分の4とかの率でもって補助をする仕組みになっております。

○宮原委員 あと、よく聞くのが水漏れです。かなり漏れてると聞くんです。だから、そういったものを改修していくのを、要は地震に弱いので、耐震化補強でやりますよといっても、それが該当する事業なんですか。

○竹内衛生管理課長 この耐震化というのが、地震とかが起きたときに、配管と配管のつながりが外れるといったところとかは、その配管の取りつけをかえて、強靱なものにしていくことにこの補助が行われるので、水漏れの原因が、それに起因しているものかどうかとは別に、やはり地震に対する強靱化をするということに対する交付となっております。

○宮原委員 これは、埋め込んである部分、地下に入ってる部分も、当然入りますよね。

○竹内衛生管理課長 これは、水道を浄化する、水道の浄水場、あと、高いところにあります配水池から今度は水道本管が対象となります。

○宮原委員 ということは、もう全てということですよ。

○竹内衛生管理課長 そのとおりであります。

○宮原委員 わかりました。

○孫田医療薬務課長 済みません、先ほどのドクターヘリの市町村負担金、手元に資料が参りましたので、訂正をさせていただきます。

均等割が全体の3割、人口割が7割という三七で配分をいたしておりまして、一番金額の多い宮崎市で、負担金が196万4,000円、一番少ない西米良村で9万1,000円という形になっております。

○中野委員 私もここを聞こうかと思うて、後回しにしておりましたが、せっかく出ましたからついでに。

いわゆる耐震のための対策ですよ。耐震をというのは、何かの地震を想定しておるわけですが、いわゆる南海トラフ地震に対してですか。

○竹内衛生管理課長 基本的には、やはり東日本大震災等を経験して、国がこれまで補助金制度で耐震化事業を支援してきていましたけども、今回、それは交付金制度に移行して、より促進するという国の方針を受けてのものであります。

○中野委員 いわゆるああいいう大きな地震は1,000年に一回とか、南海トラフも確率が近いような話ですけれども、それよりも確率が多いのは、こういうことがあるかどうかわかりませんが、大寒波、寒さ。この前のにやられまして、私のうちのもまだ直らんとです。外のはいまだに使えんとです。そうしないと、困ってる人が多いですから、我々は後回しにしてくれということで。自宅、中のほうは修理をして、2カ所ぼんぼんとやられたんです。修理に来ているうちに、またぼんぼんとやられて。

それで、4年前も実はやられたんです。4年だと思いますが、えびの高原のアイススケート場の手すりや壊れたときです。ちょうど4年前でしたから、あのときも、地元のほうも今回と変わらないぐらい、大分やられましたよ。

それで、4、5年に一回は発生するああいいう寒さ対策、あのぐらいの寒さは、東北、北海道では年中あると思うんですが、それでも割れないんだそうです。水道管が違うとか何とか聞きました。

だから、そういうのを一律に補助して、もうこれは国のお金だけれど、何か対策はないもんかなと。4年に一回は、やはり大きいですよ。

何かそういう方法はないのかなと思っていた矢先に地震に対してはあるから。寒さに対しては、そういう寒いところ、北陸、東北、北海道はあると思うんです。何かそういう制度を勉強してもらって、南九州といえどもえびのとか寒いところがありますから、4、5年に一回、ばんばんやられたら大変だから、何か方法はないもんかなと思うんです。そういうお考えはないですか。もう来年度事業に回さないかん、来年というか、再来年度に回さないかんかもしれませんが、緊急にしてほしいと思うんですが。

○竹内衛生管理課長 まさしくこの前、未曾有の寒波が襲って、自治体によっては自衛隊まで要請されたところもありますけども、実際に水道の漏水が起きたのが、各家庭でございまして、水道事業本体での水道管破裂とか、そういう事態は生じなかったわけなんです。それで、例えば、各家庭で水道管が破裂して水漏れが起こって、高いところにある配水池の水位が下がって、それに供給するために応援要請したという状況でございまして、そういった部分でいきますと、やはり各家庭での水道管破裂、これは、事業者ではなくて、各家庭で補修していただくとなっております。

あと、水道事業者が今持っているのが、40年たった老朽化した水道管、これをそれぞれ、随時更新してはいますが、これについては、やはり水道事業体の経費の中でとされてる状況でございます。

委員がおっしゃるとおり、寒波による漏水は、東北方面でも日常的に寒いことですので、そういった部分は起きてないんですけども、本県でも、水道事業体自体のトラブルは生じなかったというのがこの前の現象であります。

○中野委員 水道事業者といえば、市町村とい

う行政か簡易水道の組合ぐらいだと思うんですが、実際は破裂するのは個人の家かもしれませんが、それを何か、個人の家にも支援するような、行政がそういう組合を補助してやれば、そこが事業化して、してくれりゃせんかなと思うんです。一律だから、かなりのお金が、もう個人にすればそれぞれでしょうけれども、それを計画的にする、そこを県も補助する。これは、もとは国だけでも、何かそういうのを。寒いところは破裂せんですから、何か特別な方法がしてあるんだろうと思うんです。

○竹内衛生管理課長 それで、今回、各家庭での水道管破裂という部分で、要は寒さが来ると、寒波が来るという予報があったときに、どうやって破裂しないようにするか。例えば、断熱材で覆うとか、あと、水道をあらかじめ少しずつ流すとか、そういう対策は、寒いところではとられてるようですので、その周知は行ったところでもあります。

○中野委員 そのぐらいで破裂を予防できれば、みんなしてるんです。我々もじゃんじゃん流しよって、パイプの中に水があるから、寒ければ寒くなるほど氷が膨張して、鉄管ですから、鉄管を破裂させるんです。そのエネルギーは大きいですから、水が氷になって、氷が膨張する、そのエネルギーは大したもんです。そのエネルギーがあるから、恐らく鉄管が破裂したんだと思うんです。

なければしょうがないけれど、考えてみてくださいということですから、来年度事業では間に合いませんが、1年間研究しとってください。お願いいたします。

○外山委員 先ほどの中野委員の質問の中で、ドクターヘリの件ですけども、この協議会をつくられて、1,400万を集められて。1,400万は西

日本空輸に支出だが、使い道はどうか。この2億は全く別で、新たに協議会をつくって、市町村で集めたものは、用途はどこに行くんですか。西日本空輸に出すってわけじゃないですね。これは、何のための拠出金なんですか。

○孫田医療薬務課長 1億9,700万円は運航そのもの、それ以外の1,740万、これは、県のほうが740万の歳出予算を組んでおりまして、これと同額を市町村に出していただいて、合計1,400万余で何をするかといいますと、ヘリの安全運航に係る保守経費、これが、例えばライブカメラを設置したり、ヘリポートの給油・灯火システムを運営したり、あるいは無線電波の使用料を負担したりと。それ以外に、それに乗ります医師、看護師、これ特別な訓練をしないとイケませんので、そういった訓練に要する研修教育のための費用といったものに充てていくことにしております。

従来からこの分は全額県費でやっておりましたのを、新年度から市町村の皆様の御理解を得まして、半分負担をしていただけることになったということです。

○外山委員 わかりました。

○中野委員 ヘリでちょっと思い出しました。

警察本部のヘリ、あれは火山灰を吸い込んでかどうかして、多額の修理費がかかって、それを修理するのに何億かかかるんでしょう。また、それを吸い込まないか、付着か何か知りませんが、しないための予防をするのにまた1億近くかかるんだと。合せて2億幾らかかかると聞きましたが、その対策は、ドクヘリはせんでもいいんですか。

○孫田医療薬務課長 航空機のジェットエンジンにつきましては、吸気の場合に火山灰等といったものを吸いこむのは大変危険で、事故のもと

になるということで、一部のヘリコプター、飛行機等には吸気の部分にフィルター等を設置して、それを防ぐと聞いておりますが、ドクターヘリについては、通常のノーマルのフィルターしかついていない状況だと理解をしております。

○中野委員 今度、新燃も、御鉢も、硫黄山も噴火云々がありますよね。そこに行かざるを得んと思うんですが、大丈夫ですか。県警ヘリか何かで、そういうのは、さっき言ったようなことは耳にされてませんか。私は、何かでちょっと耳にしたんだけど。

○孫田医療薬務課長 実は、その件につきましては、運航委託をしております西日本空輸と、どちらの負担でやるかというときの解釈としては、県側の解釈としては、それは安全に運航するための基本的なものであるので、委託を受けた西日本空輸のほうで対応することで解釈していることのようにです。

○中野委員 向こうが、当然、そういう備えなければならぬんだということですか。でも、県警ヘリは、こことは関係はないけれど、また困った問題ですね。向こう側は県費を持ち出して、こっちも、いずれそうなるかもしれんですよ。ここの委員会には関係ないですから、ここで議論する必要はないと思いますが、備えの必要はあるのかなと思ったので、質問しました。

○山下委員 6ページの看護大の法人化のことで、お聞きしていきたいと思いますが、先日、この資料を届けていただきました。平成26年のデータが、ここにいろいろ資料で添付されてたんですが、男女別で入学者を見ても、圧倒的にやっぱり女性が多いんですね。男性の比率が13%ぐらいかな。県内外の学生の状況は、55%が県内で、県外が45%ぐらいになるかなというデータを出したんですが。その中で、この事業効

果という中の4番の項目の中に、県立看護大学が目指す地域社会と連携し、本県の保健医療・福祉の充実に貢献する大学を実現する。これは、最初から基本理念であつただろうと思うんですが、就職状況を、26年のデータをちょっと見てみた中で、96名の卒業生の中で、県内の就職が39名、4割だろうと思うんですが、本当にこの大学を新たに法人化して目指していくのであれば、過去も3割だったとか、去年が3割だったのかな。3割という答弁を先日いただいたと思うんですが、であれば、新たな目標数値、そこをしっかりと目指していくべきじゃないかなと思うんですが、その所見をお聞きしたいと思います。

○河野看護大学法人化準備室長 まさにおっしゃったとおり、先日の御報告のときも申し上げたと思うんですが、やはり県立の大学として、県民のためのいろんな地域貢献も含めて、人材の供給も含めて役に立つ大学となる必要があると考えておまして、そういう意味からすると、その目指すべき方向、これは、中期目標とかで定めていくことになると思うんですが、その中ではしっかりと県内就職率、このあたりの向上も盛り込んでいきたいと考えております。

○山下委員 私は、地方に人材が不足している医療、介護の現場で、大学の本来の目的、目標をしっかりとやっていくのが本来だろうと思うんですが、県外に行く理由、県内の入学者が55%ぐらいいるんですが、なおかつ地元定着が悪いのは、何なんでしょうか。やっぱり給与面ですか。そこがわかったら、教えてください。

○河野看護大学法人化準備室長 若い卒業生ですから、一度はやっぱり県外に出てみたいという意見もありますし、やはり向学心をする上で、都会での医療機関で学びたいという向上的な意欲もございます。その中で、やっぱり処遇面で

のものも含まれてるのかなと考えております。

○山下委員 地元アプローチする医療機関との連携やら、そこが一番大事だろうと思うんですが、そういう事業、何かそういうものはやってないんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 今年度の事業の中で、まさにそのあたりの取り組みも始めておまして、就職のための相談員を新たに看護大学内に配置いたしまして、学生に対して、県内の医療機関のメリット、勤務状況も含めてになろうかと思いますが、看護大の在学生に対して、就職相談員を置いて、まさに県内就職に向けての取り組みを始めたところでございます。

○山下委員 せっかく法人化にこれだけ人と物をつぎ込んで事業化してるわけですから、最終目標を7割ぐらい地元に残せるような数値を目指して頑張っていただくとありがたいと思います。

それから、この中で、福利厚生制度があつて、授業料の免除という項目があるみたいなんですが、授業料の納付が著しく困難な学生に対して、一定の条件を満たせば免除等の制度がありますということなんですが、この対象学生は、今、どれぐらいおられるのですか。

○河野看護大学法人化準備室長 済みません、少々お待ちください。

2014年度前期の資料が、今、手元にありまして、全学生が409名いるうちの、申請が、そのうち60名程度でございまして、実際に全額免除しているのは5人と、半額免除で39人と、この程度の数になっております。

○山下委員 全額は5名、半分は39名と言われましたね。これは、県内の入学者が何人ぐらい対象になってますか。

○河野看護大学法人化準備室長 少々お待ちく

ださい。

手元にそのデータがございません。申しわけ
ございません。

○山下委員 免除というのが、地元に残るとか
そういう定義じゃないだろうと思うんです。成
績優秀者とか、そういうのが条件で、生活が厳
しいから免除しますとか、そういう一定条件の
中での規定だろうと思うんですが、私が聞いた
かったのは、県内、県外の人数がどれぐらい、
その39名、半額の中でおるのかなと。せめて、
そういう人たちには、免除の部分とかも、県費
が投入されるわけですから、そういうものを条
件として出しているのであれば、地元に残っ
てくれる定義づけが必要かなと思うんで、そこ
辺は何も検討してないの。

○孫田医療薬務課長 現在の免除規定の中に、
県内であるとか県外であるというのはありま
せんが、さまざまな手段を尽くして、県内に残
っていただけるような方に入学していただくの
が一つございます。今年度といいますか、今度
の入試から取り組みを始めましたものが、推
薦入学試験について、市町村枠を新たに設け
まして、市町村長の推薦のあった者について、
推薦入学を認めようという別枠、従来のもの
と違う、学校推薦ではない枠を新たに設けた
という取り組みもしております、この推薦の
条件といいますのが、将来地元で就職する
強い意思を持つ者を条件とした取り組みも
始めております。あらゆる手を使って、
そのあたりに取り組んでまいりたいと思
います。

○山下委員 ありがとうございます。その推
薦枠、市町村は何名。

○孫田医療薬務課長 全体が100人しか
おりませんので。

○山下委員 1学年ね。

○孫田医療薬務課長 はい。その中で、特
別入試の一般推薦入試で、県内が25名、
県外が3名、それに地域推薦入試で5名
という形になっております。あと、社会
人入試で2名という枠をとっております。

○山下委員 ぜひ、地域に残れるよう
なシステムを、あらゆる手段を使ってや
っていただくとありがたいと思う。こ
れは、希望しておきたいと思いま
す。

次に、よろしいですか。H A C C Pの
ところで確認をしていきたいと思
うんですが、12ページです。

H A C C Pというのが、私はもう、本
当に普及はどのぐらいあるのかなとい
う思いで、今までも気になってたん
ですが、新規事業で普及定着を
目指した衛生管理促進事業が
新たに事業化されておまして、
県内で、例えば今、H A C C P
の資格を持つ業者、これがわか
っていれば教えていただきたい。

○竹内衛生管理課長 現在、H A C C P
を導入している施設が、昨年1
月で検査証のほうで全部確認
しましたのが、屠畜場が7…。

○山下委員 屠畜場が7、全部だね。

○竹内衛生管理課長 はい、全部です。
年間30万羽以上の大規模食鳥
処理場が、これは、全てで10
です。

それと、国が食品衛生法の中
で、総合衛生管理、H A C C P
承認をしている施設が、乳
処理業が2…。

○山下委員 牛乳でしょう。

○竹内衛生管理課長 牛乳が2
です。あと、食肉製品、ハム、
ソーセージの製造施設、これ
が2です。あと、清涼飲料水
が1、国の承認が5です。そ
れと、串間にありますE Uに
輸出している水産食品、ブリ
を輸出してますけれど、黒

瀬水産です。これが1でございまして、これが現在、いわゆる導入を確認してる施設でございます。

○山下委員 全部で何カ所かな。

○竹内衛生管理課長 23でございます。

○山下委員 23事業所ね。わかりました。

きのうでしたか、新聞に、国が食品国際基準HACCPの国内業者に対する義務づけ、こういう見出しで出ておったんですが、この基準の中で、統計を出したんでしょう。農水省が、畜産食品や水産食品製造の7業種の企業、約1,300社を対象にしてやったということなんです、その中で、14年の10月現在でHACCPを導入しているのは、売り上げ50億円以上が87%で、1億から50億未満の企業が34で、1億未満の企業が14%あるということなんです。

今出していただいた乳処理業者、食肉、鳥、そういう関連事業者で23の事業所ということだったんですが、私もこのデータを見て、1億円未満の企業が14%あるのは、かなり頑張っているところがあるんだなと。県内の23の事業者を見たときに、恐らく10億以上ぐらいを売り上げている企業がほとんどだなという思いで、屠畜場関係は何百億という世界でしょうから。県内で対象とするべき食品業者、1億以下でもこれだけの事業認証をやってるということですから、であれば、今から進めようとする本県の食品関連事業所、どれぐらいを対象にして、今からこういう普及をやっていこうという構想があるんですか。

○竹内衛生管理課長 まずは、今、保健所で、例えば営業許可更新とか、そういったときを利用しまして、アンケートを実施してるところです。

12月末現在で、約1,500ほど施設にアンケート

を実施したところ、その中で約90施設ぐらいが導入したいという意向がありまして、全体でいけば6%程度なんですけれど、そういう施設に対して、今後、フォローしていく流れになるのかと思っております。

国としましては、食品衛生法の中で34業種ございまして、どこを先に義務化するか、国の動向を見据えて、今後、県でも、最初に当たるところと待っていただくところという形で、対策も練らないといけないと考えております。

ちなみに、それに要するマンパワーですけども、それが今回のこの2の事業概要の(1)と(2)で、職員を、いかに育成するかということにこの事業の視点があろうかと考えております。

○山下委員 国がここまで動き出したのは、2020年の東京オリンピックを控えて、いかに日本の食を、安全を担保して、それを世界にPRしていこうかという取り組みだろうと思うんです。もうあんまり時間がないんですよね。もう4年、5年ですから。国も、食品衛生の基準を厳格に義務づけしていこうということだろうと思うんです。

私は、食肉事業以外にも、いろんな事業所が、多くの弁当事業に参入したり、そして、宮崎が目指してる方向は、フードビジネスの中で、海外戦略をさまざまな角度から、今、攻めていこうとしてるわけですから、私は、HACCPの認証は、ぜひとも本県としては独自に強力な体制で進めてほしいと。希望がかなりあるということでもありますので、そういう意欲のあるところも、県独自でその体制をとっていただいて、強力に進めていっていただければいいかなと思うんですが、今後の課題、方向をお聞かせください。

○竹内衛生管理課長 委員のおっしゃられると

おり、フードビジネスとHACCPは、特に外国に輸出したいところは条件となっておりますので、今後、商工とも連携しながら、例えば、商工に産業集積推進室がございます。また、フードオープンラボも持っておりますので、そちらとの連携で、県全体で、また、農政ともそうですけれども、連携しながらこのHACCPを推進していきたいと、普及していきたいと考えております。

○山下委員 HACCPの認証を取っていかうとすれば、事業所にどれぐらいの負担、どういう手順というのが、1年で取れるものなのか、やっぱり2年ぐらいかからないと取れないとか、経費的な問題やら、そういう仕組みがわかったら教えて。

○竹内衛生管理課長 まず、経費的な部分ですけれども、HACCPが、あくまでもソフト面でするので、どうしてもソフト面で手が回らないところにハードの整備が必要なのかなと考えております。

その施設での人材育成をまずしていかないと、トレーニングをしていかないといけないということがあります。品質管理を余り、持っていない人が多い中で、どのようにして頼るところがあるとか、それを主体で行う事業者の方はおられますけれども、これに行政が入ってお手伝いをするというようなところで、なるべく負担がかからないようにしたいと思っておりますけれども、費用がどれぐらいかかるかは、算出が今はできてないところです。

○山下委員 わかりました。

1億円未満の企業が14%も、国の調査、1,300社の中であるということですから、私は、食の安全は、企業の取り組みの姿勢だろうと思うんです。そういうソフト面、大きな責任と義務を

果たす、企業側の責任、まずはそこ辺を明確にして、自覚を持たせること、そこ辺を早急に進めていくことが大事かなと思ってますので、宮崎県が誇るフードビジネスですから、ぜひ、強力に進めていただくとありがたいと思います。

それからもう一点、16ページの、さっきも言ったんですが、新規事業で、+ロコトレみやざき何だらかんだらという事業概要の中で、仮称という言葉で、宮崎県ロコモティブシンドローム対策協議会、こんな長ったらしいもので、これは高齢者が対象ですから、私は、やっぱり覚えやすい、意味がしっかりとわかる言葉、あなた方、若い人やったらこれでも理解できるんでしょうけれど、もう我々世代が、上が対象でしょうから、すんなりと受け入れられるような表現とか、みんなが飛びつくようなものの発想でないと、机上の空論でしか終わらないと思うんです。

○木内健康増進課長 この事業名について、ちょっと長いんじゃないかという御指摘は、そのような部分があるかと思っております。実際にお年寄りの方に御説明をするときには、もう少し平易な表現を工夫したいと思います。

ただ、ロコモという、この単語自体は非常に、かつてはメタボというのがありましたけれども、整形外科の先生方を中心に、こういうものがやっぱり概念として非常に大事なんだということで、全国でもこれは、あちこちで取り組まれている新しい概念でありまして、それをどういうふうにわかっていたかかは、工夫したいと思いませんけれども、このロコモという概念自体はもう変えられないのかなと思っております。

表現のわかりやすさは、御指摘のとおり努めたいと思います。

○山下委員 せっかく目玉であった県営電気事業の予算で、これをやるんでしょう。やるんだっ

たら、継続でこれを6年間やっていこうとするのか。これは、やっぱり6年間、どういう事業計画で、何年計画とかで、今後進めていくものですか。

○木内健康増進課長 県営電気事業みやざき創生基金につきましては、今回、知事のチャレンジ枠でっておりますので、この予算自体は1年となっております。

ただ、この取り組みは、引き続き何らかの形で続けなければいけないと思ってまして。例えば、各市町村であるとか、地域包括ケアのメンバー等で続けていただけるような、1年で終わりにならないような働きかけをしたいと思っております。

○山下委員 打ち上げ花火にみたいに、1,300万の事業費を使って、ぱっとやって。そういうものではなくて、今やってるものに何かをくっつけていったほうが、今ある組織とか、そういうものに継続でやっていけるような、そういう事業が組めなかったのか。これだけの名前をつけて、あと、テレビ企画やらそんなんでやって、テープを流して。これは死んだお金にならへんかなと思って、心配するものですから、生きた銭にしてください。決意を言ってください。

○木内健康増進課長 御指摘ありがとうございます。+ロコトレに入っているものは、まさに委員が御指摘のとおり、今やってるものにプラスしていかなければ継続的なものにならないということで、そこに乗せるところをまず1年でやりたいということです。

○山下委員 よろしくお願ひします。

○井上委員 医療薬務課をお願いします。

131ページの病院群輪番制病院運営の現状と、それから、効果は今現在、どのようになっていますか。

○孫田医療薬務課長 この病院群輪番制病院運営費は、休日または夜間に入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するために、病院に対して助成をすることで、そういった医療確保をするベッドを空けておいてもらうとか、医師を確保するとかといった事業になっております。これは、実は日南・串間医療圏の県立日南病院を対象とした事業となっております。

事業費の積算といたしましては、医師1人の給与、あるいは待機要員の時間外費用といったものが積算効果になっておりますけれども、これ自体は、これだけでやるものではなくて、地方公営企業法の負担金、繰出金ということで、病院会計のほうに繰り出して、そちらで実施をしていただく形になっております。

○井上委員 病院からすると、医師の少ないところも含めてそうだけでも、夜間のあれとか、そういうことやらも頭にイメージされた上での輪番だよ。違うんですか。1億804万も使って、何をしてんのかな。

○孫田医療薬務課長 大変失礼いたしました。実は、この病院群輪番制は、事業そのものは、県のレベルではなくって、市町村のほうにありてるということで、恐らく委員のイメージされてるのは、共同利用型のその次の事業のほうに近いのかなという気がいたします。

輪番制の確保ということで、名称はこうですけども、実際には日南病院の空きベッドを常に確保しておくための経費、これが一番大きく4,500万となっております。

○井上委員 確かに言われるとおり、私のイメージは、市町村やっちゃけれど、日南の空きベッドが一番大きなお金を使われてるということやね。空きベッド確保。また丁寧に教えてください。

そして次に、地域医療の推進費のところの医師確保対策強化事業で100万だけれど、この100万ってどういうふうに使われているの。

○孫田医療薬務課長 これは、平成19年に、県と関係市町村で、宮崎県医師確保対策推進協議会という組織を設立しておりまして、その協議会の運営を行うのに要する経費となっております。

実際に使われてる中身といたしまして、医師の面談や学会参加、医師招聘経費が360万程度、宮崎県にゆかりのある医師との交流会経費で200万余、地域医療ガイダンスを学生向けにやっておりますけれど、それで、あるいは広報経費といったものが、主な内容になっております。

○井上委員 100万しかないから、その300万…

○孫田医療薬務課長 失礼しました。実は、これは、推進協議会でやってる事業全体で、そのうち県の負担額が100万円だということでございます。

○井上委員 県の負担が100万円ということね。医師不足関係の実態も、ここでは議論をされて、そこが常に把握されてると考えていいんですか。それとも、次にアプローチするための何かが、そこで議論されてると考えたらいいんですか。

いや、正直なことを言うと、医師確保というのが一番大変なところにいらっしゃるのに、きちんとした予算が確保されてるんだろうって見ると、なかなかそこは確保されてない。

病院局が、医師確保のための研修医とかを一生懸命やっていただいているんだけど、それだけではなかなか確保ができないだろうから、僻地医療で自治医科大に金を出したりとか、そういうふうにしてるけれど、それがうまく宮崎に返ってくりゃいいけれど、なかなか返ってこな

いので、現状、どういうふうなお金の、予算の立て方をしてるのかなと思ったけれど、なかなかそれに合致するような予算が見当たらないので、どこにあるのかな。なければいいです、なければいいです。

○孫田医療薬務課長 医師確保対策強化事業は、100万円の負担金だけですけれども、実は、医師確保という名前がついてない医師確保対策は、たくさん打っているわけで、十分とはまだ、もちろん言えないんですけど、できる限りの手を打っているわけです。それは、医師の修学資金でありましたり、小児専門医の育成確保事業でありましたりといった複数の事業を、思いつく限りといいますか、女性医師の確保のための就労支援事業をやったり、院内保育所の運営支援事業とか、さまざまなアプローチをしているところでございます。

特に、一番まとまったものとして出ておりますのが、ずっと見ていきますと、地域医療介護総合確保基金事業費の中に、132ページ、ここにあります1の(14)に、宮崎県地域医療支援機構運営事業費4,300万がございまして。こちらが、本県の医師不足、地域偏在の解消をするために、県、大学、医師会、市町村、これが結成いたしました地域医療支援機構がありますので、これで総合的な医師確保の戦略とか、戦術とかといったものを話し合いをやりながら、いわゆるコントロールセンター、コントロールタワー的な役割を果たしているところであります。

○井上委員 先ほど、医大と連携をとりながらやってるんだと言われたので、十分に、全体的に医師確保のあれが回るのかどうか。全部見せてもらいましたので、大体こういうことかなとわかるんだけど、それでいいということなんでしょうね。それでいいということなのかな。私

もよくわかってないところが。

そしたら、魅力ある大学づくり・人づくり事業の、この5ページのところのやつですが、キャリアアップ教育体制整備事業の助産師養成事業があるんだけど、少子化もいろいろありなんだけど、魅力ある大学づくりというときの、助産師さんは、今もすごくあれなの。数の確保が必要な、養成というか、そういう流れにあるの。

それとも、病院局で議論したときには、県立病院を利用していただいているところがすごく多いと。少し値段は、分娩費が上がったけれども、やっぱり県立病院を利用していただいていると。地元の、地域の産科が占めてるところも多いのでみたいなお話をされたんだけど、そこを補足するというか、必ず助産師になったら就職が確実にいけるような受け皿は十分にあると理解していいということ。魅力があると理解していいの。

○孫田医療薬務課長 実は、県内で勤務している助産師、平成24年調査ですけれど、290名いらっしゃいます。これは、人口10万人当たりで見ると、全国平均を若干上回ってはいるんですが、一方、県内の産科医は、かなり高齢化が進んでおりまして、正常分娩に対応する、あるいは事前・事後での妊産婦の指導等に、やはりどうしても助産師は必要だという声がございます。

一方、現在、県内では県立看護大学、宮崎大学の大学院、あと、民間の藤元メディカルシステム付属医療専門学校で、助産師を養成してるんですが、この藤元メディカルが、今年度いっぱい廃校になると、閉校予定になっておりまして、ここの定員が10名ありました分がなくなることになっております。

このため、将来の助産師の供給がかなり厳し

い状況が見えてまいりましたので、宮崎看護大学において、きちんとした助産師の育成をやっていこうということで、別科として設けることにしたものでございます。

○井上委員 これは非常に期待できる、魅力を持って見ていただける一つになると理解していいということですね。

それで、先ほど山下委員からも出てましたけれど、県立看護大に県内定着促進事業も出てきてるわけだけれど、この「就職相談員を配置し」って、この前、県立看護大の方たちの就職のあれをしているところが、テレビで出ていたので見たんですが、そういうふうに一生涯懸命やっただいてると思うんだけど、この就職相談員の方は、具体的にどのような動きをしておられるんですか。個別に、お一人お一人のニーズも多分あるんだと思うんだけど、就職相談員は、県内の病院でのデータなんかも確保しとかないといけなんでしょうし、いろんなことがある。うちの県立病院だけに看護師を配置するだけじゃいけないとは思っているので、県内定着のための就職相談員の方って、どのように動いておられるんですか。

○孫田医療薬務課長 実は、これまで看護大学には就職相談の担当、いわゆる教員等の体制も、実務的なものもなく、それぞれの教室で、それぞれのつてなり何なりといったので就職を行う状態でした。

そこで、就職相談員で、統一的にといいますか、組織的に就職の相談に応じる体制をつくったところでありまして、就職相談員となっていた方も、県内の看護師長、看護部長をやっていた方になっていただいた上で、さまざまな県内のつながり等を見ながら、また一方、そういった専門の組織が従来はなかったことで、

どこに就職して、結局どうなってるか把握もできていないのが実情でありましたので、そういったもののデータ集積も今後やっていくことになっております。

○井上委員 宮崎県の地域医療はどうなっているんだということが、看護師さんも含めて、頭に入っていないといけないと思うのね。就職をなぜ宮崎でしていただきたいかと、そして、優遇までして、いろんな手だてをしているかは、わかっていただかないといけない。

研修医の先生方たちは、バスツアーとかを組んだりして、病院局は、現場を見ていただいたり努力しているわけ、いろいろやってるわけ。それが、即効果になるかどうかは、研修医の先生方にもよるんだろうけれども、ただ、少なくとも現場を見ていただくことには大変な効果があると思うのね。だから、何かそういう、病院局がやってるからじゃなくて、そこにまたリンクしていく形もったり、いろんな形をとりながら、現場をしっかりと見る。それと、宮崎県内の医療圏ごとをどう理解していただくか。いろいろな病院が、宮崎県内にもあることとかを理解していただかないといけないので。そういう点での個別の、一々の相談も大切だけれども、総体的に宮崎で就職することはどういうことなのか、宮崎で看護師になることはどういうことなのかを理解していただけるような。

あれは、清武だったのかな。どこかはわからないけれど、どこかでやっておられるのなんかを見たんだけど、ああいうのも大事だし、いろんな、実際に医療機器のある医療機関を見せていただくこともいいのではないかなと思うので。そういう点での手だてみたいなのを具体的にやっていただくと、山下委員が何度も言われたような効果は、実際にあらわれてくるので

はないかなと思ってるそこなんですけどね。

○孫田医療薬務課長 県立病院さんの行っているバスツアー等には、当然、看護大学からも参加させていただいておりますし、また、看護大学のほうで、先ほどの就職相談員の合同就職説明会の中で、病院への見学、あるいは面接にも直接つなげていく取り組みも行っております。

また、地域を知ることは大変大事でありますし、さらに今後、多職種連携によるチーム医療が非常に重要になってくると思います。これにつきましても、実は、地域医療ガイダンスを県でやってきておりました、従来は医者さんが中心でしたが、今月、高千穂のほうで開かれますものについては、改めて多職種連携をテーマにしたものにするということで、そういった他の職種、看護師、PT、OTといった方々にも参加いただけるように、今、呼びかけを始めて、新たな取り組みをやっているとございます。

○井上委員 研修医の先生たちと一緒に、看護師さんは何人行ってらっしゃるか、わからないけれど、見る限りではそんなにたくさん行ってらっしゃる、100人の看護師さんが、全部行ってしまうには見えないんだけど。そのあたりも丁寧にやっていただいたらいいのかなと思います。そういうのをぜひやってください。

そして、県立看護大を卒業した人たちのデータは、結局追跡をしないと、潜在の看護師さんのデータとしていかに活用していくのかが非常に大切なので。宮崎県立看護大を卒業した人は、潜在看護師としてうちがどれだけ利用できるのか。それを更新できるような力をうちがどんなふうにもつのか、データとして持つのかは大事だと思うので、そこは丁寧にやっていただけるといいと思うんですけれど、そういう追跡はできるんですか。

○孫田医療薬務課長 一旦完全に離れてしまった過去の卒業生の方々は、なかなか再度の接触は難しいところがあるんですが、今後の卒業生は、当然、きちんと把握していくとともに、過去の卒業生等についても、情報が把握できるものについては、そういったものの組織化といえますか、データベース化には取り組んでいかなければならないと思っております。

○井上委員 同窓会組織という言い方、緩やかなネットワークでいいので、ぜひ、きちんとしたデータ管理をしていただけたらと思っております。

次に行きます。

健康増進課にお願いをしたいんですが、母子保健対策費のところなんだけれど、ライフステージに応じた多様な支援策の充実と強化を図るということで、結構、不妊治療費の助成の関係のこととか、いわゆる妊娠とか出産の総合的なサポートをしていきたいとのことで、意欲的に書いておられるので、大変興味を持って、そしてまた、共感を持って見せていただいたところなんです。今までは不妊治療というと、不妊は女性だと、女性が不妊の対象者なんだみたいなところから出発していたのは事実で、ただ、最近は、男性の不妊について、無精子症の問題も含めて、物すごく問題になっていて、やっぱり男性も不妊のときには一緒に治療を受けないといけないんだという認識が、少しずつだけでも、芽生えてきてると。そしてまた、対策費をこれだけ持っていたら点では、大変うれしく思ってるわけですが、男性の不妊と、不育症の治療費助成事業と一緒にあって、あれなんですけれど、男性不妊のあれで、女性の治療のための助成費を受けられた方は、今までどのくらい。26、27年度で何人ぐらいいらっしゃるって、この前、部長が答えられたのが、実績なのかな

と思ったりしてるところです。

○木内健康増進課長 男性不妊の治療費助成につきましては、国の新規事業としても、27年度の補正として始まったところですけども、県で国に先駆けてこの予算化をしたのも、*27年度の6月補正でありましたので、まだ今年度分ができていない状況にあります。

年度末にまとめて申請が来る傾向でありまして、27年度の総体がまだわからない部分ではあります。本日の時点では、男性不妊の助成実績としては6件となっております。

○井上委員 男性の不妊という形で、こういう事業を立ち上げたというか、それを県が一緒になって不妊治療に取り組みますよと発信をしたときの、印象はどうだったんですか。

○木内健康増進課長 件数が多い少ないよりも、委員がおっしゃるとおり、女性だけが不妊にかかわるのではなくて、やはり男性も不妊に向き合わなければいけないんだとの声が多かったのではないかと受けとめております。

○井上委員 衝撃的な出し方はしないでもいいんですけども、本当に丁寧に広げていただきたいし、健やかな妊娠サポート事業と同一に、妊娠することはどういうことなのかを、女の子も男の子も一緒になって、学校の教育の中できちんと話しといていただくというか、性教育のありようもきちんとしておいていただかないといけないと思うんですが、そのあたりまでは、ここでは手を広げるようにはならないと理解していいんですか。

○木内健康増進課長 まず、教育の現場で男女のかかわり方をどのようにケアするかについては、母子保健対策費の中の8番、「健やか妊娠サポート事業」の中で、思春期の中高生の方に、

※次ページに訂正発言あり

命の大切さ、あるいは男女の関係を考えてもらうような、教育という形で実施をしております。

逆に、不妊がというくりではないんですけれども、性について考えてもらう事業で実施をしております。

あと、1点訂正させてください。

先ほど、男性不妊不育症を27年度の6月補正と申し上げましたが、26年度の2月補正の予算を繰り越ししておるところでございます。

○井上委員 「健やか妊娠サポート事業」が、どのくらいの金額を使っていたか。具体的にどのような事業展開をしているのか、知りたいところなんですけれども、それは、どのような動きをされているんですか。

○木内健康増進課長 健やか妊娠サポート事業、全体は1,671万7,000円となっております、この金額の大きいものは女性に対する健康相談なんですけれども、健康教育、学校等におきまず教育につきましては、全体数は259万3,000円を計上しております。

これは、学校等に助産師の経験者であるとか講師の方を派遣したり、あるいはピアカウンセリングと申しまして、大学の学生ですけれども、学生が自分たちも学びつつ、学校に行って、教えつつともに学ぶという事業を展開しています。

○井上委員 自殺対策なんかも含めてそうなんですけれども、やっぱり人と人とかかわっていくこと、何かを言葉に出してしゃべることが、うまくできるようにならないといけないと思う。

私は、この思春期の、言い方があれだと、昔という性教育という捉え方で、家庭を持つことと結婚だとかまで、いろんな話がいく可能性はすごくあって、こういう事業を丁寧にやっとなないと、結婚のイメージ、家庭のイメージが湧かないと思う。

結婚してみたら、男の人はお家に帰るよりか、ほかのどこをうろうろしながら、なるべく遅くなって帰るみたいな、夜寝るためだけに帰るとか。うまく自分の体の変化とか気持ちの変化を妻に伝えられないでいたりとかってすることが、往々にして起こるので、妻は気づいていても、黙って背中を向けて飲んでる姿を見たら、何か言えなくなったりとかって。うまく変化に気づいていたとしても、その変化に足が踏み込めない状態が起こり得るので。だから、そういう問題を含めて少し、ここが全てじゃないんだけど、こういうところからを入口として、人と人とかかわることについて丁寧に教えていかないと、なかなか自分の気持ちを伝えることを、しゃべれることが本当は大事なよね。インテリジェンスも大事なんだけれど、インテレクトも大事なんだということが教育の現場で話されるようになるといいのかなと現実には思うわけ。

だから、この妊娠とか出産の総合サポートは、今現在、妊娠してる人とか、出産する人とかとか、その予備軍の人たちに対してのサポートをしてくとか、そういうのがすごく大切なんじゃないのかなと考えてるわけです。

だから、丁寧な事業展開と、そして、私は、そういう意味でいえば、ここはもっと予算をとっていいと思うところなんです。予算をしっかりとっていただいて、母子保健のこの対策費は、ぜひ、頑張ってもらっていただけたらと思ってます。

そしてもう一つ、この事業の中で、難病の子供の支援事業が20万なんだけれど、たった20万、たかだか20万、何て言うべきかわからないけれど、ここは、総括のところ議論させてもらいたいところでもあるので、これは予告編として、頭に入れとっていただいて。この難病の子供の

支援事業はどうしていくのか。そして、それはどういう取り組みをするのかを総括のときにお聞きしたいと思うので、そのときにばちっとした答えをよろしく願いしておきたいと思いません。

○前屋敷委員 引き続いて、今の母子保健対策費の10番目、市町村子育て世代包括支援センター設置です。これは、昨年よりかなり予算もふやして、このセンター設置をやろうということなんですけれど、基本的には全ての市町村にセンターの設置をする目標なんですか。

○木内健康増進課長 子育て世代包括支援センターといいますものが、一人一人の、妊娠をされた方と面談をするなどしまして、状況を聞き取って、どういった支援が必要かを考えていく、そのスタートになる事業と考えておりますので、全市町村に広がっていくべきものだと考えております。27年度は、宮崎市と綾町での実施実績でございます。

○前屋敷委員 やはりお母さん方をサポートしアドバイスするのは、身近なところで行っていくことは非常に必要なので、この支援センターの設置は、早く全市町村に必要だと思います。

昨年在宮崎と綾ということで、今年度は630万ほど予算もふやして取り組むので、ぜひ。

ことしの目標は、プラスどのくらいですか。市町村で取り組む度合いもいろいろかと思うんですけれど。

○木内健康増進課長 市町村の状況等も、よく相談をして、把握したいと思えます。

○前屋敷委員 あと、167ページの歯科保健対策費ですけども、これの6番の「在宅歯科医療新規参入促進事業」、これは、毎年ですか。昨年と予算額は一緒なんですけれど、現状ではどのくらい、参入といいますか、実際に治療に当たっ

てらっしゃる医療機関はありますか。

○木内健康増進課長 この事業の実績で申しますと、昨年度になってしまいますけども、26年度に19の歯科医療機関における機器の整備等について、補助を行ったところです。

実際に在宅歯科医療を行っている歯科診療所、これも、どの程度のアクティビティかがちょっと難しいところではありますけれども、昨年1月に宮崎県の歯科医師会で調べたときの在宅療養支援歯科診療所の数につきましては、県内75カ所という数字です。

○前屋敷委員 高齢化とともに、どうしても在宅で治療が必要という方もふえてきますので、そういった意味では、歯が一番健康のもとですので、8020運動もずっと進めていらっしゃるんですけど、やはりそしゃくすることから健康も始まりますので、ぜひこのところは、引き続き参入促進の働きかけも強めていただきたいと思います。

それと次に、168ページの難病対策費ですが、7番の「難病指定医確保研修事業」で、これは、昨年度から始まったんですかね。どの程度、県の研修事業に参加をされたのか、実績で教えてください。

○木内健康増進課長 難病指定医の制度につきましては、昨年の新法の施行に伴いまして、新しくできた制度であります。

難病指定医の数自体につきましては、順調にふえておりまして、十分かどうかの検証が必要かと思えますけれども、直近の数字で、県内難病指定医は1,200人程度の指定をしております。

難病指定医たる要件の中に、各種の、各科目の学会の専門医を持つることとあるわけなんですけれども、専門医を持たれていないお医者さんを指定する場合に、県の実施する研修の受講が、

経過措置として必要であるとなっております。

ことしと来年と経過措置がまだありまして、どちらかで受けていただくことになろうかと思えます。今年度に行いましたこの研修につきましては、120名程度の方に受講いただいた実績です。

○前屋敷委員 経過措置ですけれども、今年度で、国は予算はつけないということなんですか。今、国が半分、県が半分という予算で事業がなつてますけれど。

○木内健康増進課長 これにつきましては、国の補助が2分の1出しております、今年度限りではございません。継続的に実施ができると考えております。

○前屋敷委員 難病の対象がかなり広がって、前もお話ししたと思うんですけど、難病の方をきっちり診断をしてくださる医者がふえないことにはなかなか進みませんので、そういった意味では、引き続き研修も含めて、専門医の確保をしていただきたいと思います。

○中野委員 委員会資料でお尋ねします。

まず、看護大法人化準備事業ですが、この概要説明の中の経費1,354万5,000円、この括弧書きは、昨年度に債務負担行為で承認されておっただけのことですか。

○河野看護大学法人化準備室長 もう少し具体的に申し上げますと、今年度の6月の肉づけ予算の審議の中でお願いした額でございまして、この法人化準備支援業務委託、こちらが2年間で2,639万2,000円で、債務負担としましては、28年度分に1,494万の当時は債務負担の議案を出ささせていただいて、承認いただいたところでございます。そのうちの28年度分としての予算化が、今回、ここに掲げております中に含まれております。

○中野委員 その差額は、まだ別途あるという

ことですか。

○河野看護大学法人化準備室長 今年度、業者の選定に当たりまして、企画コンペを行いました。その中で、2年間の、複数年契約を行ったわけですが、そのコンペの中で、価格も含めた競争を行った中で、予定していた予算額よりも低く抑えられたということで、債務負担の範囲内での所要額、必要額を予算化したことでございます。

○中野委員 それで、この法人化支援業務委託に1,354万円かかるわけですが、これは、いわゆる監査法人に全部丸投げして、法人化の準備をするということですか。

○河野看護大学法人化準備室長 基本的には、説明の中でも申し上げました②でございまして、法人化の準備委員会を立ち上げまして、看護大学と我々本庁との間でいろいろ議論をして、構築していく中で、アドバイザーとして、全国的な状況の説明でありますとか、具体的な、どういう作業をやるという資料の提供とかを含めて、その後の検討委員会の中に参加していただいで、一緒に構築作業をしていただいでるところであります。

実績としましても、今年度の中で、28回ほどその会議の中に参加していただいでるところでございます。

○中野委員 いわゆる法人化するための制度設計等に係ると書いてある、この制度設計をするのを監査法人が全部案というか、設計書じゃないけれど、全部設計をつくってくれるんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 広く制度設計という言葉であらわしておりますけれども、具体的には、作業の中で一つボリュームが大きいのは、例えば企業会計になることで、財務会計システムを構築していかないといけない。あるいは

は、企業会計のそういう研修でありますとか概念、それから、具体的な作業手順、マニュアルを整備していくとか、非常に細かな作業がございます。

制度設計の中には、先日の委員会でも御説明しましたように、大きな組織体制のあり方の情報提供等もあったわけなんですけども、具体的に一つの法人へなっていく中で、いろんな労基法上の手続、あるいは労働安全衛生法の手続とか、いろんな届け出等もございます。一つの法人化をしていく上で、細かな手続等がございますので、こういうのが必要になるとか、こういうマニュアルが必要になる。そういう意味で、細かい、手とり足とりといいますか、細部にわたっての支援を受けているところでございます。

○中野委員 いわゆる監査法人に委託する部分の予算額は、幾らなんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 2年間の契約の中で、2,000万の契約となっております。そして、今回お願いしております28年度の予算としましては、このうち、1,354万5,000円のうちの1,071万5,000円の予定でございます。

○中野委員 1,071万5,000円が、委託費で、監査法人の委託料になるわけですね。

○河野看護大学法人化準備室長 はい。

○中野委員 監査法人は、もう決まってるわけですか。去年からだから、去年に決まっておるわけですね。本年度もそこが全部設計をしてくれるわけですか。

○河野看護大学法人化準備室長 2年間の継続契約で、同じ法人になります。

○中野委員 この監査法人は、どこなんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 監査法人のトーマツという会社でございまして、東京に本社のある全国的な監査法人でございます。

○中野委員 トーマツ、「遠い松」って書くんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 いえ、片仮名で「トーマツ」です。

○中野委員 その監査法人に全部委託しないと、法人化のための準備は、皆さん方じゃできないわけですか。わざわざ対策室をつくってやっているのに、そこに全部丸投げをして、実際は看護大学の法人化を進めてるんじゃないかなという印象を受けたんです。

○河野看護大学法人化準備室長 本県におきましては、県の機関としては、今回、初めての地方独立行政法人の移行事務でございまして、地方自治法とか公務員法の行政の世界から、そういう労働法制とか企業会計、民間への移行という作業を行うことになりまして、庁内にそういう移行業務のノウハウがないところでございます。

また、行うにしても、そういう大枠の制度設計にとどまらず、先ほど申しましたように、各種関係公所への民間企業としてのいろんな届け出等がございまして、これまでは、行政の中ではなかったような世界のものの手続等、いろんな規程の策定、今のところ90本ほどの規程が、法人化に当たっては必要になる見込みもございます。その規程整備をする上でも、非常に細かなところの規定を考えるに当たって、やはり全国的な法人化のノウハウがあるところのアドバイスは必要と考えてるところでございます。

○中野委員 (2)の法人化移行経費のことにしてお尋ねしますが、この②で不動産鑑定評価となっておりますよね。もう既に、不動産鑑定士は決定しているわけですか。

○河野看護大学法人化準備室長 まだでございます。

○中野委員 そういうところは、やっぱり入札か何かで、どこかを指定するわけですか。

○河野看護大学法人化準備室長 予算を認めていただければ、28年度の執行の中で、入札等を行う予定にしております。

○中野委員 その総額が3,800万、ここに計上してある全ての金額なんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 (2)の3,809万9,000円、こちらのほとんどを占めておりますのは、①の財務会計システム整備でございまして、こちらのほうがこのうちの3,529万9,000円を予定しております。

○中野委員 不動産鑑定評価のほうの金額は幾らですか。

○河野看護大学法人化準備室長 280万でございます。

○中野委員 280万の予算で、土地、建物の評価をしてもらうということですか。

○河野看護大学法人化準備室長 そのとおりでございます。

○中野委員 看護大ができて20年ぐらいと、この前や補正のときに言われましたよね。そうすると、その当時、土地は取得して、建物も建てて、残存価格もわかっているのに、何で280万も使って評価をする必要があるんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 確かに当時は、やはり評価はあったと思うんですが、法令上求められておりますのが、時価評価によるとされておまして、この評価に際しては有識者の意見を聞くこととなっております。効率性等を考えて、専門家による鑑定評価をお願いしたいと考えております。

○中野委員 今の時価の評価と、20年前に取得した、あるいは投資した金額は、帳簿上にちゃんと載っていると思うんですが、その差があった

場合にはどんなふうになるわけですか。時価が、そう高くもならないと思うんですが、余り変わらないと思うんですが、なぜ、時価評価でせんないかんとですか。わずか20年間の間のことですが。帳簿残にちゃんと土地は幾ら、建物は幾ら、そして、計算上償却すれば幾らとかって、計算上出るはずですが。

○河野看護大学法人化準備室長 繰り返しますが、法令上、時価評価によるとされておりますので、その手続上、必要な経費と御理解いただきたいと思っております。

○中野委員 時価評価は、わずか20年のものを、不動産鑑定士に評価してもらわないといけないもんなんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 不動産鑑定士に限定されてるわけではございませんけども、法令上は、評価に際しては学識経験を有する者の意見を聞かなければならないということで、第三者による評価を求められているところでございます。

○中野委員 今、不動産鑑定士に限らないみたいなことを言われましたが、ほかに誰か別にも評価できる人が、頼んでもいい人がいるんですか。

○河野看護大学法人化準備室長 やはり専門家ということで、もし予算を認めていただければ、不動産鑑定士にお願いしたいと考えておりますが、法令上の限定が不動産鑑定士と求められているわけではございません。

○中野委員 不動産鑑定士以外で想定されるのはどういう方ですか、ということで聞いたかたんですが。

○河野看護大学法人化準備室長 先ほど申しましたように、この相手方と申しますのは、入札等により、そういう評価ができる方との公告な

り募集を行うことになりますので、そこでの結果になると考えております。

○中野委員 もう不動産鑑定士にお願いすると決めていらっしゃるんですが、そうでない人でもいいようなことを言われたから、そうでない評価できる人とは、どういう立場の人かなと、一般論で聞いているんですが。

○河野看護大学法人化準備室長 法令上、不動産鑑定士でなければならないとなっていないことだけでございまして、私どもとして、それ以外の方を想定しているものではございません。

○中野委員 だから、法令上そうになっているから、あとはどういう人が、想定される立場の人がいるのかなと思って、それを聞いているんですが。頼むなというわけじゃないんです。ただ一般論として聞きたい、知りたいんです。

○河野看護大学法人化準備室長 弁護士の中とかには、その辺がでえられる方がいらっしゃるかもしれませんが、やはり一番想定される中では不動産鑑定士と考えております。

○中野委員 さっき、自分自身でああいうようなことを言われたから、一般論としてお聞きしたところでした。余りはっきりわからなければ、不動産鑑定士にと明言されたらよかったようなものですが。要は、本当に必要があるのかなと。

いわゆる不動産評価の必要があることは、現物を見る、出資を予定することで、新しく法人化した場合に、現物出資額は幾ら、県は現物として幾ら出資しましたとの金額を出すために評価されるということでしょう。

○河野看護大学法人化準備室長 そのとおりでございます。

○中野委員 わずか20年で、ちゃんと取得した金額もわかっているし、20年前にわかっているはずよな。それから、建物も幾らで建設しまし

た。そして、何年たってるから償却は幾らありました。途中で建物を建て増したのはいくらとか、土地でもほかを買っておけば、全部ここを管理する帳簿があるはずだから、何で、どうせ県のもんですが、幾ら法人といえども、県の傘下の中にあるものを、現物出資ですするのに。どこかにこれを売却するのであれば、価値の高いものを安くで売ったとか、もう帳簿残からすれば10倍も20倍もしてるのに、それを帳簿残と売ったとなれば、大きな問題だと思うんです。

そうでないものを、しかも自分たちの県の、法人化しようがどうしようが、内側の問題ですが。それに280万も不動産鑑定士にお金を払って、どうもその辺が、この前段のものも含めて、何か全てが。

あなたたちの仕事は、そういう不動産鑑定士とか、さっきは何やったかな、監査法人、いわゆる監査士ですよ。この予算から見れば、そういうところに丸投げすることばかりが仕事みたいに、そのための準備のための準備というのが、準備室の準備なのかと誤解するぐらいにしか映らんのよな。何か、全部自分たちでできる範囲内のことであるような気がしてならないです。

しかし、それも法の制約があるんですか。こうしなきゃならない、法的根拠があつてこうされてるわけでしょう。

○河野看護大学法人化準備室長 繰り返しになりますが、先ほどの評価につきましては、地方独立行政法人法上、1条ありまして、時価評価によることとされておりますので、御理解いただきたいと思います。

○中野委員 前段の設計に係るものもあれですか。制度設計に係るものも、その法律に基づいてやってるの。

○河野看護大学法人化準備室長 そちらのほうは、法律に基づくものではございません。

○中野委員 どうもいただけない話だなと思いつながりながら説明を聞いておりましたが、これは、まあいいでしょう。

きょうは大分時間があるものですから、ゆつくりと質問してるんですが。

次に、議案第21号について、ここの改正理由の中に、「現金で収納しており、事務負担の軽減や事故防止の観点から、証紙による収納に」ということでしたが、いわゆる現金による収納件数は、大体年間どのくらいあるものですか。

○竹内衛生管理課長 平成26年度の件数が274件でありまして、犬の返還に要する費用が……、ちょっとお待ちください。

○中野委員 皆さん方は、自分の負担が軽減するくらいだから、今の事業量はきちんと把握されているから、事務の負担が軽減されるという表現にされてるわけでしょう。

○竹内衛生管理課長 昨年度、犬の返還に取り扱った件数が274件でございまして、犬の返還手数料が112万6,140円と、1日430円の飼育管理に要する費用が延べ914日、39万3,020円。

○中野委員 それを今まで何人ぐらいで携わっておられるわけですか。

○竹内衛生管理課長 これに携わる保健所で、衛生環境課の担当者が1名、それと、総務企画にこの現金収納を行う担当が1名おりました。その2人で領収証等を切って、発行していたわけでありまして。

○中野委員 各保健所にとということですか。

○竹内衛生管理課長 そのとおりであります。

○中野委員 1保健所ですれば、余り多いわけじゃないわけですね。

○竹内衛生管理課長 それが、毎日ではござい

ませんけども、1件あったらその1件を持って、例えば銀行に収納に行かないといけない、そういう業務が発生するということでもあります。

○中野委員 事務の負担の軽減と大仰に書いてあるから、かなりの件数があって、取り扱い金額も高額なんだろうなど。

しかも、事故防止の観点からというのは、事故防止とは、内々の事故と読めましたけれども、金銭を取り扱うのであれば、そういうことも想定されるわけですけども、それで軽減されるから。私の本来の質問は、軽減された分だけの仕事、労働力を別のどういう方向で行政サービスをされるものだろうか。今までした仕事が減るわけだから、減った分だけは、新たな行政サービスをどんなふうに仕向けられるのだろうか、その辺は何だろうか。本来お聞きしたかったんです。これぐらいじゃあ、それをできるまでではないわな。1日当たりになれば、わずかのことですから。

○竹内衛生管理課長 これは、動物管理業務ですけれども、動物業務に関しては、今後、愛護業務も、非常に推進していかないといけないこともあります。愛護業務についても、現金が証紙化されることによって、総務企画課の職員も、ほかの業務にその期間従事できる。

また、これは5時以降とか、時間外にも総務企画課の職員も残っていただかないといけないのもありますので、そういった面も含めて、ある程度業務の負担軽減が図られるのではないかなと考えております。

○中野委員 それで、人件費が大幅に削減される場所までではないんでしょう。

○竹内衛生管理課長 そう大きくされる金額ではないと思っております。

○中野委員 書かざるを得なかったんでしょう

が、大それた改正理由とかが書いてあるから、何か期待しますが。こうすることで物すごい事務負担が軽減されて、そして、その分だけ人件費も削減でき、削減しなくても、ほかの行政サービスができるようになるよとか、そのことを想定したんですよね。想定するまでもないようなことだと、今、聞いて思いましたが、もっとすらっと改正理由を書けばいいのになと思います。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、医療薬務課、衛生管理課、健康増進課の審査を終了いたします。

ここで10分間休憩をとりたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後3時9分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

次に、こども政策課、こども家庭課の審査を行いますので、それぞれに説明をお願いいたします。

○川畑こども政策課長 こども政策課分を御説明いたします。

お手元の冊子、平成28年度歳出予算説明資料のこども政策課のところ、171ページをお開きください。

こども政策課の平成28年度当初予算額は、左側から2つ目の欄のとおり、157億4,455万3,000円でございます。

以下、主なものについて御説明いたします。

173ページをお開きください。

まず、中ほどの(事項)施設職員対策費1,599万1,000円でございます。

これは、保育士等の確保に要する経費であります。このうち、説明欄の3の新規事業「子育て支援員研修事業」及び4の新規事業「保育士支援センター設置運営事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)少子化対策環境づくり推進事業費6,591万5,000円でございます。

174ページをお開きください。

これは、子供が健やかに生まれ育つための環境整備に要する経費であります。このうち、説明欄の7の改善事業「みやざき「えんむすび」プロジェクト事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、下から2番目の(事項)教育・保育給付費87億634万5,000円でございます。

これは、子ども・子育て支援新制度に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所及び小規模保育事業等の運営に要する経費の県負担分を計上しているものであります。

次に、(事項)地域子ども・子育て支援事業費11億7,781万7,000円でございます。

これは、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業に要する経費であります。このうち、175ページの説明欄の9、新規事業「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、下から2つ目の(事項)児童手当支給事業費29億4,419万円でございます。

これは、中学生までを対象に支給される児童手当の県負担分を計上しているものであります。

次に、一番下の(事項)児童扶養手当支給事業費12億3,305万6,000円でございます。

これは、ひとり親家庭等に対して児童扶養手当を支給する経費を計上しているものであります。

176ページをお開きください。

中ほどの(事項)私学振興費5億3,325万3,000円であります。

これは、私立幼稚園の振興のための助成及び指導に要する経費であります。説明欄の1の(3)の改善事業「私立幼稚園特別支援教育経費補助事業」及び(4)の改善事業「預かり保育推進事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

177ページをごらんください。

(事項)就学前教育推進費476万8,000円あります。

これは、就学前の幼児教育に要する経費であります。説明欄1の改善事業「幼児教育・保育の質向上推進事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

歳出予算説明資料での説明は、以上であります。

続きまして、厚生常任委員会資料のほうで御説明いたします。

お手元の厚生常任委員会資料の18ページをお開きください。

新規事業、子育て支援員研修事業についてであります。

まず、1の目的・背景であります。

この事業は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、地域の実情等に応じた子育て支援を担う人材の確保が求められることから、保育等への従事を希望する方に対し研修を実施することにより、子育て支援員を養成するものであります。

2の事業概要であります。子育て支援員になるためには、(1)の基本研修と(2)の専門研修の両方を修了することが必要となっております。

まず、(1)の基本研修につきましては、子育て支援員として必要とされる基礎的な知識・技術等を習得させるものであります。

次に、(2)の専門研修につきましては、基本研修を修了した方に対し、子供の年齢や発達等に応じた専門的な知識・技術等を習得させるものであります。

これらの研修の実施により、平成28年度は100名程度を養成したいと考えております。

3の事業費は、577万1,000円をお願いしております。

4の事業効果であります。子育て支援員を養成することで、地域における子育て支援機能の充実が図られ、子供が健やかに成長できる環境等の整備が推進されるものと考えております。

続きまして、19ページをごらんください。

新規事業、保育士支援センター設置運営事業についてであります。

まず、1の目的・背景であります。

この事業は、潜在保育士の就職に向けた支援等を行う保育士支援センターを設置し、保育士の安定的な確保等を図るものであります。

2の事業概要であります。保育士支援センターの設置及び運営につきましては、潜在保育士等に対する相談支援などを実施することとしております。

(2)の保育士再就職支援コーディネーターの配置につきましては、専任のコーディネーターをセンターに配置し、保育所等に関する採用募集状況の把握等を実施することとしております。

(3)の人材バンク機能を活用した潜在保育士の把握と継続的な支援につきましては、保育士が保育所等を離職する際に届け出た氏名等の情報の管理により、潜在保育士の再就職希望状

況の現況確認等を実施することとしております。

3の事業費は、336万8,000円をお願いしております。

4の事業効果であります。保育士支援センターを拠点とした潜在保育士の再就職支援に取り組むことで、保育人材の安定的な確保が推進され、幼児教育・保育の質の向上が図られるものと考えております。

続きまして、20ページをごらんください。

改善事業、みやざき「えんむすび」プロジェクト事業についてであります。

まず、1の目的・背景であります。

この事業は、未婚化・晩婚化の進行を踏まえ、市町村等と連携し、県全体で結婚に対する機運の醸成を図るものであります。

2の事業概要であります。

まず、(1)の「えんむすび絆づくり事業」につきましては、①のとおり、県内各企業を単位とした独身者の集まりであるみやざきBizcomの取り組みを推進することとしております。

また、②のとおり、県内で結婚支援活動に取り組む団体等、いわゆる縁結び応援団と県、市町村との意見交換会を実施します。

次に、(2)の「えんむすび舞台づくり事業」につきましては、縁結び応援団が実施する結婚支援イベント等の支援を行うこととしております。

次の(3)の「子どもがつなぐえんむすび事業」につきましては、今回、改善により新たにに取り組む事業であります。

この事業では、結婚支援団体及び子育て支援団体と協働し、独身男女に子育てを体験させるイベント等を実施することで、結婚につなげてまいりたいと考えております。

次の(4)の「結婚・子育てポジティブキャ

ンペーンプロジェクト事業」につきましても、改善により新たにに取り組む事業であります。

この事業では、九州・山口各県と共同で、結婚・子育てをテーマとした動画の制作・配信を行うこととしております。

3の事業費は、356万1,000円をお願いしております。

4の事業効果であります。独身者に対する出会いの機会を創出するとともに、県全体で結婚に対する機運の醸成を図ることができるものと考えております。

続きまして、21ページをごらんください。

新規事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業についてであります。

まず、1の目的・背景であります。

この事業は、子ども・子育て支援新制度における事業等に新規参入する事業者への支援を行うことにより、教育・保育の受け皿の確保を図るものであります。

2の事業概要であります。

市町村が新規参入する事業者に対して、事業経験のある者を活用した巡回支援等を行う場合に、必要な費用の一部を補助するもので、来年度は宮崎市が取り組むこととしております。

3の事業費は、53万3,000円をお願いしております。

4の事業効果であります。新規参入事業者が円滑に事業を実施できるように支援することで、必要な教育・保育の提供体制の確保が促進されるものと考えております。

続きまして、22ページをごらんください。

改善事業、就学前特別支援教育経費補助事業についてであります。

まず、1の目的・背景であります。

障がいのある幼児を受け入れる私立幼稚園等

に対し補助を行うことにより、私立幼稚園等の負担軽減に取り組むとともに、障がいのある幼児に対する小学校就学前教育の充実を図るものであります。

2の事業概要であります。

満3歳以上の障がいのある幼児を就園させている幼稚園等に対して、必要な経常的経費のうち、人件費等を補助するものであります。今回、専任職員の配置がある場合の幼児1人当たりの補助単価を引き上げる改善を行うこととしております。

下線部が改善点となりますが、(1)の障がいのある幼児が2人以上就園している場合につきましては、国庫補助事業であり、専任職員の配置がある場合の幼児1人当たりの補助単価を国の基準額の年額78万4,000円に引き上げることとしております。

次の(2)の障がいのある幼児が1人就園している場合につきましては、県単事業となりますが、専任職員の配置がある場合の幼児1人当たりの補助単価を年額39万2,000円に引き上げることとしております。

3の事業費は、4,978万4,000円をお願いしております。

4の事業効果であります。職員配置に応じた補助とすることで、私立幼稚園等の負担が軽減されるとともに、障がいのある幼児の受け入れの促進により、小学校就学前教育の充実を図ることができるものと考えております。

続きまして、23ページをごらんください。

改善事業、預かり保育推進事業についてであります。

まず、1の目的・背景であります。

預かり保育を実施する私立幼稚園に対し補助を行うことにより、私立幼稚園の負担軽減に取

り組むとともに、子育て家庭に対する仕事と家庭の両立支援を図るものであります。

2の事業概要であります。

私立幼稚園に就園している幼児の預かり保育の実施に必要な人件費を補助するものであります。また、(1)の対象施設は、私学助成を受ける私立幼稚園としております。

(2)の対象事業であります。

①の通常時における預かり保育につきましては、保育を行う担当職員が1人の場合には、これまで同様、1園当たり年額80万円を補助することとしております。

今回、改善を行うのは、担当職員が2人以上の場合であり、担当職員が2人であれば130万円、3人以上であれば180万円に引き上げることとしております。

②の長期休業時における預かり保育につきましては、これまで同様の補助を行うこととしております。

3の事業費は、3,934万円をお願いしております。

4の事業効果であります。職員配置に必要な補助を行うことにより、私立幼稚園の負担が軽減されるとともに、仕事と家庭の両立支援が図られるものと考えております。

続きまして、24ページをごらんください。

改善事業、幼児教育・保育の質向上推進事業についてであります。

まず、1の目的・背景であります。

子ども・子育て支援新制度では、幼児教育・保育に係る人材の確保及び資質の向上について、都道府県が中心的な役割を担うとされたことから、新たに専門的な研修等に取り組むことにより、本県の幼児教育・保育の充実を図るものであります。

2の事業概要であります。

(1)の子どもや保育を取り巻く喫緊の課題への対応に資する研修事業等ではありますが、下線部の④から⑥について、改善により新たに取組むこととしております。

④の「認定こども園教育・保育の質の向上研修事業」につきましては、教育の質の向上のための認定こども園における研修等に要する費用の補助を行うこととしております。

⑤の「保育の質の向上のための研修事業」につきましては、乳児保育や事故予防等の専門的な保育研修を実施することとしております。

⑥の「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」につきましては、認可外保育施設の保育従事者が、保育士資格を取得する際に必要となる代替職員の雇用に要する費用の補助を行うものであります。

なお、①から③までの研修事業及び(2)の「幼保小連携・接続推進事業」につきましては、これまでの取り組みを継続して実施することとしております。

3の事業費は、476万8,000円をお願いしております。

4の事業効果ではありますが、各種研修事業等を充実させることにより、質の高い幼児教育・保育が提供され、本県における子育て支援体制の整備が促進されるものと考えております。

こども政策課からの説明は、以上であります。

○徳永こども家庭課長 こども家庭課分について御説明いたします。

お手元の冊子、平成28年度歳出予算説明資料、こども家庭課のところ、179ページをお開きください。

まず、議案第1号の一般会計予算につきましては、上から2行目の左から2つ目の欄になり

ますが、総額で40億4,038万7,000円をお願いしております。

次に、議案第4号の母子父子寡婦福祉資金特別会計予算につきましては、中ほどの特別会計の行の左から2つ目の欄ではありますが、総額で3億6,136万9,000円をお願いしております。

これにより、こども家庭課の平成28年度予算総額は、一番上の行の左から2つ目の欄になりますが、44億175万6,000円をお願いしております。

それでは、主なものについて御説明いたします。

181ページをお開きください。

1番目の(事項)女性保護事業費の2,723万5,000円についてであります。

これは、女性保護の推進及び配偶者からの暴力被害者の保護、相談支援などに要する経費であります。

次に、一番下の(事項)児童虐待対策事業費7,642万6,000円ではありますが、これは、児童虐待の対策に要する経費であります。

説明欄1の「家庭支援体制整備事業」について、次の182ページをお開きください。

一番上にあります(3)の新規事業「児童家庭支援センター設置運営事業」と、(4)の新規事業「児童相談所夜間・休日相談体制強化事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

また、4の「児童虐待防止対策緊急強化事業」2,474万2,000円ではありますが、これは、児童の安全確認のための体制強化や広報啓発、人材育成などに取り組み、児童虐待対応の強化を図るものであります。

次に、(事項)青少年育成保護対策費2億7,908万1,000円であります。

これは、青少年の健全育成対策の推進に要する経費であります。

主なものは、説明欄2の青少年自然の家管理運営委託費2億7,570万5,000円ですが、青少年自然の家の運営を通して、心豊かで社会性に富んだ青少年の育成を図るものであります。

次の(事項)県民運動強化推進費984万9,000円であります。

これは、県民一体となった青少年健全育成運動の推進に要する経費であります。

なお、説明欄1の(2)の新規事業「青少年のための情報モラル研修推進事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の(事項)子ども・若者育成支援対策費1,241万円であります。

これは、子ども・若者育成支援対策に要する経費でありまして、子ども・若者総合相談センターの運営などを通して、困難を抱える子供、若者の自立の促進を図るものであります。

次のページをごらんください。

一番上の(事項)地域子ども・子育て支援事業費978万2,000円であります。

これは、市町村が実施する児童虐待防止に資する子ども・子育て支援事業に要する経費であります。

次の(事項)児童措置費等対策費24億2,971万1,000円であります。

これは、児童福祉施設等の運営や施設入所児童の処遇改善を図るものであります。

次の(事項)里親委託促進事業費2,608万3,000円であります。

これは、「里親・里子促進事業」及び里子の処遇改善に要する経費であります。

なお、説明欄2の新規事業「里親委託促進事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説

明いたします。

次に、一番下の(事項)母子等福祉対策費7,989万円であります。

これは、母子家庭等の自立促進に要する経費であります。

184ページをお開きください。

説明欄3の改善事業「ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業」と、4の新規事業「母子父子寡婦福祉資金体制強化事業」、5の新規事業「ひとり親家庭等地域支援事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次の185ページをごらんください。

2つ目の児童福祉施設整備事業費6,418万8,000円であります。

これは、児童福祉施設の整備に要する経費でありまして、説明欄1の新規事業「都城北諸県地域乳児院整備事業」につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

一般会計につきましては、以上でございます。

続きまして、186ページをお開きください。

母子父子寡婦福祉資金特別会計であります。

(事項)母子父子寡婦福祉資金貸付事業費3億6,136万9,000円ですが、これは、母子、父子及び寡婦を対象に、就学資金、生活資金など12種類の資金を貸し付けることにより、経済的自立及び児童福祉の向上を図るものであります。

特別会計につきましては、以上であります。

次に、常任委員会資料のほうで、新規事業等について御説明いたします。

常任委員会資料の25ページをお開きください。

家庭的養護みやざきモデル推進プロジェクトであります。

このプロジェクトは、1の目的・背景にありますように、家庭で適切な養育を受けられない

など、社会的養護を必要とする児童に対し、より家庭に近い養育環境を提供する家庭的養護の推進を図るため、施設の小規模化や地域分散化、里親への委託促進等の事業を一体的に実施するものであります。

2の事業概要ですが、(1)から(3)までの各事業に取り組むこととしております。

特に、本県独自の取り組みといたしまして、里親委託の中でも、新生児を含む乳幼児の委託を促進したいと考えておまして、そのために関連する3つの事業を実施するものであります。

3の事業イメージの中で、「平成28年度新規事業」と矢印でお示ししているところがございます。

それでは、個別の事業について御説明いたします。

26ページをお開きください。

まず、新規事業、都城北諸県地域乳児院整備事業であります。

1の目的・背景ですが、現在、宮崎市に1カ所のみとなっている乳児院を、保護が必要な乳幼児が多い都城北諸県地域に分散整備し、親子関係の再構築や里親委託促進など、地域支援体制の充実を図るものであります。

2の事業概要ですが、社会福祉法人に対し、施設整備費用の一部を補助するものであります。

3の事業費といたしましては、6,418万8,000円をお願いしております。

4の事業効果といたしましては、地域の拠点として、要保護児童の個々のケースに応じた支援を行うことが可能となり、入所児童の処遇改善を初め、児童虐待防止の家族支援や、里親等を支える地域支援体制の充実・強化が図られるものと考えております。

次に、27ページをごらんください。

新規事業、児童家庭支援センター設置運営事業であります。

1の目的・背景ですが、地域の家庭や里親等からの相談に応じ、専門的助言等を行う児童家庭支援センターを乳児院に併設し、地域支援体制の充実・強化を図るとともに、当センターに里親トレーナーを配置することにより、乳幼児の里親委託の促進を図るものであります。

2の事業概要ですが、(1)の「児童家庭支援センター運営事業」として、①から④までの事業を行うとともに、(2)の「里親トレーニング事業」として、里親の養育技術の向上のためのトレーニングを行い、委託を推進するものであります。

3の事業費といたしましては、1,386万8,000円をお願いしております。

4の事業効果といたしましては、地域の児童等に関する相談に対し、専門的な相談支援を行うことで、地域支援体制の充実・強化を図るとともに、里親トレーナーの配置により、乳幼児の里親委託が促進されるものと考えております。

次に、28ページをお開きください。

新規事業、里親委託促進事業であります。

1の目的・背景ですが、社会的養護を必要とする児童をより家庭的な環境で養育するため、里親への委託を促進するものであります。

2の事業概要といたしましては、(1)の「里親制度普及促進事業」では、今年度、NPO法人に委託して実施しております里親普及啓発センターを充実・強化し、里親普及促進センター、これは仮称でございますが——といたしまして、(2)の里親委託推進・支援等事業を新たに委託することとしております。

これにより、里親の新規開拓と里親委託の推進、里親への支援を一体的に実施するものであ

ります。

また、(3)の「里親マッチング事業」では、児童相談所におけるマッチング機能の強化を図ることとしております。

(4)、(5)の事業を通じ、里親会の育成にも取り組むこととしております。

3の事業費ですが、2,550万5,000円をお願いしております。

4の事業効果といたしましては、児童相談所とNPO等の里親支援機関が適切に役割分担し、相互に連携して、制度の普及啓発やマッチング、里親支援等に取り組むことで、里親の新規開拓や里親委託が促進されるものと考えております。

次に、29ページをごらんください。

新規事業、児童相談所夜間・休日相談体制強化事業であります。

1の目的・背景ですが、児童相談所における24時間・365日の相談体制の強化を図るため、他自治体で実績のある民間事業者(コールセンター)を活用し、夜間・休日の電話相談に適切に対応できる体制を整備するものであります。

2の事業概要といたしましては、社会福祉士等の資格を持つ専門相談員が随時相談に対応できる民間事業者に、夜間・休日における電話相談業務を委託することとしております。

3の事業費ですが、450万円をお願いしております。

4の事業効果といたしましては、専門的知識を有した専任の電話相談員が対応することにより、時間外における相談体制の強化が図られるものと考えております。

なお、参考にありますように、岐阜県、神奈川県において、民間事業者を活用した事例がございます。

次に、30ページをお開きください。

新規事業、青少年のための情報モラル研修推進事業についてであります。

1の目的・背景ですが、携帯電話等によるSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の利用を通じまして、青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれる事案が増加しておりますことから、児童や保護者に対する研修を推進することによりまして、情報モラルの向上を図るものであります。

2の事業概要ですが、宮崎県青少年育成県民会議が実施いたします(1)のメディア安全指導員の養成と(2)のメディア安全指導員による研修会の実施につきまして、補助を行うものであります。

3の事業費ですが、58万6,000円をお願いしております。

4の事業効果につきましては、児童や保護者に対する研修の機会がふえ、携帯電話等によるSNS等の利用を通じたさまざまな危険から青少年を守り、健全育成を図ることができると考えております。

次に、31ページをごらんください。

改善事業、ひとり親家庭キャリアアップ自立支援事業についてであります。

1の目的・背景ですが、よりよい条件での就職や安定した雇用につなげていくために、学び直しや職業訓練等に取り組むひとり親に対しまして、給付金等を支給することによりまして、就職の促進や自立の支援を図るものであります。

2の事業概要ですが、既存の事業であります(2)の「自立支援教育訓練給付金事業」と、(3)の「高等職業訓練促進給付金等事業」に加えまして、今回、新たに(1)の「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施し、ひとり親家庭の親に対し、高等学校卒業程度認定

試験合格のための講座受講料の一部を支給する
ものであります。

3の事業費ですが、2,715万2,000円をお願い
しております。

4の事業効果につきましては、ひとり親家庭
の親の学び直しや職業訓練等の取り組みを支援
することによりまして、ひとり親家庭の経済的
自立の促進を図ることができるものと考えてお
ります。

次に、32ページをお開きください。

新規事業、母子父子寡婦福祉資金体制強化事
業についてであります。

1の目的・背景ですが、貸付金の審査・決定
と償還指導等を行う嘱託職員の設置や、償還事
務の一部民間委託によりまして、事務の円滑で
かつ適切な実施と、貸付金の償還促進を図るも
のであります。

2の事業概要ですが、(1)の貸付審査事務等
嘱託員の設置によりまして、貸付業務の円滑化
・適切化を図るとともに、(2)のサービサー(債
権回収会社)の導入によりまして、貸付金の償
還促進を図るものであります。

3の事業費ですが、1,043万円をお願いして
おります。

4の事業効果につきましては、事務の円滑で
かつ適切な実施と、貸付金の償還促進を図るこ
とができるものと考えております。

最後に、33ページをごらんください。

新規事業、ひとり親家庭等地域支援事業につ
いてであります。

1の目的・背景ですが、住民に身近な市町村
が実施するひとり親家庭への支援事業に対し補
助を行うことによりまして、ひとり親家庭の支
援施策の充実・強化を図るものであります。

2の事業概要ですが、(1)から(4)までの

事業を実施する市町村に対し、補助を行うもの
であります。

(1)の「学習支援ボランティア事業」は、
大学生等のボランティアがひとり親家庭の児童
の学習支援を行う事業であります。

(2)の「ひとり親家庭等日常生活支援事業」
は、これまで県で実施していた事業でありませ
が、ひとり親家庭等に家庭生活支援員、ヘルパ
ーさんを派遣する事業でございます。

(3)の「生活支援講習会等事業」は、育児
や健康管理、家計管理等の講習会を開催する事
業でございます。

(4)の「ひとり親家庭情報交換事業」は、
ひとり親がお互いの悩みを話し合う場を設ける
事業でございます。

3の事業費ですが、1,161万5,000円をお願い
しております。

4の事業効果につきましては、市町村がひと
り親家庭支援事業の実施主体となることにより
まして、ひとり親家庭へのきめ細やかな支援を
行うことができるものと考えております。

次に、決算特別委員会の指摘要望事項に係る
対応状況について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会の指摘要望事項に係
る対応状況の冊子をお願いいたします。

3ページをお開きください。

③の母子寡婦福祉資金の債権管理の適正化と
収入未済額の圧縮につきまして、御指摘を受け
ておりました。

この貸付事業では、母子家庭や寡婦等に対し、
経済的自立の助成や児童の福祉増進等を目的と
して、修学資金などの貸し付けを行っております。

貸付対象者は、経済的基盤が脆弱な家庭が多
く、厳しい経済状況の中、償還の意識はあるも

の償還に結びつかないケースもあり、結果として多額の未収金が発生しております。

償還対策といたしましては、滞納の未然防止策として、返済計画を踏まえた上で貸し出す審査の適正化や返済開始前の償還指導の徹底による返済の意識づけ、滞納初期段階における集中的な対応等に取り組んできたところでございます。

また、長期滞納者に対しましては、各福祉事務所ごとに償還指導強化月間を設け、分納相談や保証人への催告等を実施しております。

このような取り組みの結果、収入未済額は、平成20年度以降減少傾向にございます。

さらに、長期間償還が滞っている債権につきましては、平成28年度当初予算案に計上しております事業の中で、債権回収業務の一部民間委託に取り組むとともに、債権回収の見込みがない未収債権につきましては、不納欠損処理に取り組むなど、債権管理の適正化を図り、引き続き収入未済額の圧縮に努めてまいりたいと考えております。

具体的な償還対策につきましては、厚生常任委員会資料で御説明したいと思います。

恐れ入りますが、厚生常任委員会資料に戻っていただきまして、43ページをお開きください。

まず、1の償還の現状であります。

(1)の平成26年度決算では、表の1行目の現年度分の償還率は、一番右側にありますとおり89.9%、過年度分は11.9%、合計で46.9%の償還率となっております。収入未済額は、表の欄外にありますとおり、1億7,700万円余となっております。

これを(2)の貸付事業が始まった昭和28年度から平成26年度までの累計で見ますと、表の1行目の総調定額は85億9,700万円余でありまし

て、これに対する総収入済額は83億9,300万円余となっております。平均償還率は表の一番下にありますとおり、97.6%となっております。

以上のことから、(3)の過年度調定・収入の状況の3つ目の丸にありますように、単年度の償還率は低いものの、長期的な償還指導の取り組みにより、滞納額は着実に圧縮されているところであります。

次に、2の償還対策の基本方針であります。

(1)から(5)の5つの方針に基づき、収入未済額の圧縮に取り組むこととしております。

(1)から(4)の方針につきましては、これまで取り組んできたところでありますが、今後も引き続き徹底を図ってまいりたいと考えております。

(5)の償還が困難である債権に対する処理の促進につきましては、御指摘を受け、今回、新たに方針に加え、債権管理の適正化を図ることにより、さらなる収入未済額の圧縮を図るものであります。

具体的には、アンダーラインでお示ししております新規事業のサービスの導入と、適切な不納欠損処理に取り組むこととしております。

次に、44ページをお開きください。

3の今後の過年度分債権に対する具体的な対応についてであります。

償還率が低い過年度分の未収債権につきましては、表に示した分類に応じて適切に対応してまいります。

表の一番上は、平成27年10月末時点における過年度分の未収債権総額とその件数であります。

その下の、まず、iの返済期間中の債権と、iiの返済期間が終了した債権であって直近の1年未満の間に返済があった債権、つまり、滞納はしているが返済の意思がある債権につきまし

では、これまでどおり各事務所において償還指導を徹底してまいります。

iiiの償還期間が終了した債権であって、直近の1年以上にわたり返済がなく、その最終納付日から10年未満の債権、つまり、返済が困難になっている債権であって10年の消滅時効が完成していない債権につきましては、サービサーを活用することとしております。

ivの10年以上にわたり返済のない債権、つまり、10年の消滅時効が完成し、かつ回収の見込みがない債権につきましては、債務者の状況調査を徹底した上で、不納欠損処理を進めてまいりたいと考えております。

説明は、以上でございます。

○後藤委員長 執行部の説明が終了いたしました。

ここで委員の皆様にお諮りしたいと思います。

ただいま説明いただきました質疑につきましては、明日の午前10時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議ないようですので、明日の午前10時の再開といたしまして、本日の委員会日程は終了いたします。

午後 3 時50分散会

平成28年 3月10日(木曜日)

午前9時58分再開

出席委員(8人)

委員 長	後藤 哲朗
副委員 長	岩切 達哉
委員	中野 一則
委員	宮原 義久
委員	外山 衛
委員	山下 博三
委員	井上 紀代子
委員	前屋敷 恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長	桑山 秀彦
福祉保健部次長 (福祉担当)	高原 みゆき
福祉保健部次長 (保健・医療担当)	日高 良雄
子ども政策局長	椎 重明
部参事兼 福祉保健課長	渡邊 浩司
部参事兼 医療薬務課長	孫田 英美
薬務対策室長	甲斐 俊亮
看護大学 法人化準備室長	河野 譲二
国保・援護課長	日高 裕次
長寿介護課長	松田 広一
医療・介護連携 推進室長	横山 浩文
障がい福祉課長	川原 光男
衛生管理課長	竹内 彦俊

健康増進課長	木内 哲平
感染症対策室長	片平 久美
子ども政策課長	川畑 充代
子ども家庭課長	徳永 雅彦

事務局職員出席者

政策調査課主査	大峯 康則
議事課主任主事	原田 一徳

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

子ども政策課、子ども家庭課の審査、質疑をお受けしたいと思っておりますが、ここで、委員会の傍聴につきまして、お諮りいたします。

日向市の首藤氏から、執行部に対する質疑を傍聴したい旨の申し出がありました。

議会運営委員会の確認・決定事項に基づき、許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、傍聴人の入室を許可することといたします。

暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前9時59分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

傍聴をされる方をお願いいたします。

傍聴人は、受け付けの際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。

また、傍聴に関する指示には、速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、質疑に入りたいと思っております。

○中野委員 本年度、ずっと1年間審議してき

たんですが、大きな流れの中に、将来の宮崎県の人口が、60万人そこそこになると、それを80万2,000人でしたか、将来はそこに持っていくんだという、そのためのいろんな論議をされて、ずっと長期的な政策も施していきたいと取り組まれて、来年度の重点施策の一つに、子育ての希望をかなえる県づくりがありますよね。それは、将来の宮崎県の人口が、当面は100万人を、そして、ずっと将来的には80万2,000人にしようという、来年度の一つの基本的な政策だと思うんです。

それで、今回の委員会資料を見ますと、そのほとんどの重点施策なりが、こども政策課、あるいはこども家庭課にあるわけです。これをもって、さっき言った将来の宮崎県の人口、80万2,000人がキープできるのか。そのための、子育てがしやすい環境づくりができるのか。そこに大きな視点を置いた、政策を施していこうという考えが、こども政策局の中にあつたと思うんです。そういう基本的なことをお聞きしたいな思っております。

この前、暫定的でしたが、宮崎県の人口が、かなり減っておりました。あとしばらくで、110万人を割るんじゃないかなと危惧もしているわけですが、そこを何とか100万人に、そして、ずっと将来的には80万台にとということでしょうから、その第一歩としての来年度のこの取り組みになるのか。知事も、そういう公約等もありましたから、そういう気概に燃えて、さっき言った重点施策を講じたいことでの取り組みだろうと思っておりますから、そのあたりを局長でもいいし、担当課長でもいいですから、お聞きしたいな思っております。

○椎こども政策局長 来年度の予算関係の件につきましては、今回、こども政策課とこども家

庭課で、新規、改善だけで、15項目ほど上げさせていただいております。

まず、今年度につきましては、こども政策課の関係では、少子化対策総合サポートということで、結婚サポート、そして、子育てサポート事業等に取り組みまして、結婚から妊娠、出産、子育てまでのトータル的な支援策に取り組んでまいりました。

また、こども家庭課につきましては、昨年10月に、家庭的養護推進計画を策定いたしまして、社会的養護が必要な子供たちに対します家庭的養護のさらなる推進ということで、里親制度等の活用をさらに進めていくことで、それに取り組むための新規事業をお願いしているところでございます。

まず、こども政策課につきましては、実際、昨年度スタートしました促進制度に基づきます、保育の量と質の拡充。要するに、量を拡充しまして、そして、質の向上を図るための13事業等の取り組みをさらに推進することで、今回、子育て支援の研修、あるいは保育士支援センターの設置によります保育士確保対策等にしっかり取り組んでいきまして、子育て支援のさらなる充実に取り組んでまいりたいと、これらの事業を上げさせていただいております。

それから、こども家庭課につきましては、先ほど申しました家庭的養護推進ということで、里親制度普及促進のための制度構築。それから、乳児院の新設によります、新生児を含む乳幼児の里親制度のさらなる促進を考えております。

これらの事業を一体となって取り組むことによりまして、15年後には施設本体、それからグループホーム、里親等のそれぞれの割合が3分の1の割合で、子供たちを委託できるように、取り組んでまいりたいと考えております。

我々としましては、福祉保健部は、子育て部分を中心に取組みますが、委員が前回お話しになりました出生率の関係につきましては、県全体で取り組むべきものと思っております。

結婚するためには、当然、雇用の場、若者たちが働く場が必要です。そして、結婚できる、出産できる環境が必要ですし、また、職場の環境、雇い主の子育てに対する理解の促進等を、社会全体で子育てを進めていく機運醸成も大切ですので、それも含めて県全体、各部と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○中野委員 人口を維持する政策は、今言われたとおり、福祉保健部の課でできるわけじゃないわけですし、ここは、子育て、子供政策の観点から、それを中心にやられるわけで、県全体で取り組む、あるいは政府も力を入れてもらわないと、日本の人口はどんどん減っていく。1億を目指しておりますけれども、その中の宮崎県は100万人。そのためには、長期計画、総合計画で2.07人を目指そうということですので、具体的に予算もつぎ込んで、自分たちの、福祉保健部としての、あるいはこども政策局としての具体的な政策を、これで当面は何とかいくんだらうと思っておりますから、しっかり取り組んでほしいなと思っております。

昔の3町が合併してえびの市になっておりますが、飯野町の人口も、ピーク時には2万人を超えておったんです。それが、えびの全体で2万人を割ってるわけです。本当にもう、悲しい現実、嘆かわしいわけですけれども、特に宮崎県の山間地は、とうの昔から、ひどいところはピーク時とすれば、6分の1、7分の1になってるんです。

今度の国勢調査では、4市町が、人口が5年間でふえたとなっておりますけれども、宮日

の毎月月末に、その月初めの人口が載りますよね。あれを見ると、三股町もちらほらマイナスの月がありますよね。限りなくマイナスのほうに。宮崎市も、マイナスの月があったと思うんです。だから、かなりの勢いで減っていくんじゃないかなと。生半可な政策ではと思います。

そのためには、子育てができる環境が一番整う、日本一子育てのしやすい、子育て希望をかなえる県づくりとうたってるわけですから、名実ともに日本一になって、必ずや2.07に回復するよう取り組んでほしいなと思っております。期待をしております。

○宮原委員 こども政策課の、就学前特別支援教育経費補助事業で、それぞれ金額は示され、それぞれ引き上げと説明があったと思うんですが、前が幾らだったんでしょうか。

○川畑こども政策課長 今回、専任職員の配置のありの場合、引き上げると説明をさせていただいたんですけれども、今年度までの額としましては、その配置がなしの、2人以上の場合であると39万2,000円、1人就園の場合であると19万6,000円の額となっております。

○宮原委員 ということは、39万2,000円と78万4,000円に引き上がったんですね。

○川畑こども政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○宮原委員 他県、別の九州管内とかは、今回、こういう形で引き上げになっているのか、それか、前から引き上げになっていたのか。よくこういういったものを充実してほしいと意見が出た気がするんですけれども、その部分になるのかなと思うので。他県は、どんな状況だったんでしょうか。

○川畑こども政策課長 九州のほかの県で御説明をさせていただきますが、幼児が1人就園の

場合につきましては、九州の中では、4県が従来から39万2,000円で、本県と沖縄県が19万6,000円で、長崎と鹿児島については補助なしと。ただし、長崎については、一般補助の中で、別のところで経費を見ていることがございました。

2名以上につきましては、九州の中で5県が78万4,000円、本県を含め3県が39万2,000円となっております。

○宮原委員 今回、他県と肩を並べるところまで、この補助ができる状況になったのですね。

○川畑子ども政策課長 今回、ほかの県につきましては、改正するという動向は聞いておりませんので、並べるところまで来ているのかなと思っております。

○宮原委員 次の、預かり保育は、引き上げとお聞きしたんですが、これまでの金額で幾ら上がったのかというところは。

○川畑子ども政策課長 担当職員2人の場合につきましては、今年度までは100万円、3人以上の場合につきましては、120万円を補助しておりました。

○宮原委員 これも、他県と比較したら、どんな状況なのでしょう。

○川畑子ども政策課長 他県の、預かり保育につきましては、金額に差がある状況ではございますが、九州の中でいいますと、1名の場合につきましては、本県同様80万円という県があると2県で、それより低い水準ということでありますと、福岡の40万円がございました。

高いところで申し上げますと、国単価であります140万円まで上げている県が1県、佐賀県がございました。

2名の場合につきましても、本県の100万円という水準より低いのは、福岡の60万円。3名以上の場合も、本県の120万円より低いのが、福岡

の80万円。高いところは240万円、国基準が1県ございます。

○宮原委員 これまでも、増額をという要望が結構来てたと思うんですけども、それをちゃんと今回、予算化していただいたということで、しっかりとした仕事をしていただくように御指導のほうをよろしくお願いしたいと思います。せっかく頑張っていたいただいたんですから。ありがとうございます。

○外山委員 1点だけ。幼稚園、認定こども園の専任職員、これは義務じゃないんですね。例えば、障がいを持たれる幼児が何人いれば必ず、専任職員が必要だという決まりはないのかな。

○川畑子ども政策課長 本県では、義務とはしておりません。

○外山委員 ということは、園のほうは、1人、職員さんをきちっとあてがうか、あてがわないかという違いだけですね。専任した場合に、補助が出るということですね。

○川畑子ども政策課長 現在、専任職員の配置を行っているのが43%の園と聞いておまして、今回の積算でも、その園に対して引き上げするという見込みで立てております。

○外山委員 今現在、県内の認定こども園とかで、いわゆる障がいのある幼児を、園当たり何人ぐらい預かっているんでしょう。データがあれば。1人か2人とか、そんなレベルなのかな。

○川畑子ども政策課長 27年度の見込みであります。障がいのある園児数が、1人就園の園で6人、2人以上就園の園で63人となっております。

○岩切副委員長 では、今の特別支援教育についての関連でお伺いをします。

3歳以上の障がいについての概念は、どのようなことを規定されておられるのかお聞かせく

ださい。

○川畑こども政策課長 この障がいでございますが、医師の診断を受けて、障がいという診断をされた園児を想定してしまして、発達障がいの方もいらっしゃいますし、身体障がいということもございます。

○岩切副委員長 医師の診断をもってということで、ある意味緩く考えていらっしゃることで理解をさせていただきたいと思いますが、(1)の障がいのある幼児が2人以上就園で、1人当たり78万4,000円とありますので、例えば、2人ですと150万以上、また、3人お預かりしますと240万とか、そういうお金が給付されて、それをもって専任職員の人件費等に充てられていくような、幼稚園、認定こども園の経営が行われると理解してよろしいのでしょうか。

○川畑こども政策課長 複数人であれば、専任職員の人件費に当たる分になるのではと考え、この額としております。

○岩切副委員長 (1)は、当初から2人以上就園となっておりますので、基本的には、幼稚園には最低160万近い数字が入ることからのスタートだと理解をしているんですが、一方で、(2)は1人でございます、一生懸命県が予算を獲得されたんだと思うんですけども、専任職員での39万2,000円は厳しいかなとの思いなんです。1人であればやむを得ないという理解なのか、ほかの市町村だとか、そのほかからの収入があるので、専任職員の配置は、1人対応について可能だとの理解でいらっしゃるのか、そのあたりをお聞かせください。

○川畑こども政策課長 委員のおっしゃいますように、1人就園の場合の39万2,000円、これは年額でありますので、1人の配置には十分ではないと考えておりますが、国の補助もない県単

事業の中で、必要な額を出したい、他県並みには引き上げることで、今回の改正となっております。

○井上委員 こども家庭課のところの、183ページの地域子ども・子育て支援事業費のことですが、市町村が実施する児童虐待防止のことなんですけども、乳児全戸訪問事業は、以前からもやられてるわけですが、この現状はどうなっておりますか。

○徳永こども家庭課長 しばらくお待ちください。

26年度の実績で申し上げますと、24の市町村で実施をされているところがございます。

そのうち、県の補助金を使ったものが16市町村、補助金なしで、独自の事業としてやられているところが8カ所でございます。

○井上委員 乳児全戸訪問という考え方は、どういう形になってるんですか。

○徳永こども家庭課長 生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問しまして、子育ての支援に関する情報の提供とか、養育に関する相談、助言を行う事業でございます、訪問することによって、養育の状況もそこで把握していくと。適切な養育がなされていないということであれば、それを要対協につないでいく事業でございます。

○井上委員 最近、マスコミで、物すごく、乳幼児のころに虐待を受けてるケースを見ますので、金額的には非常に少ないものだけれども、丁寧にやっていただけるといいのかなって思う。これは、ぜひ一生懸命やっていただいて。市町村の皆さんには御苦勞ですけれど、やっていただけるように。

具体的に動いてるところってどこなんですか。

○徳永こども家庭課長 各市町村の母子保健を担当する部署でありますとか、子ども課の職員、

非常勤で雇われてる方なんか、保健師の免許を持たれてる方とか、保育士の免許を持たれてる方が、実際に家庭を訪問することで、実施されているようでございます。

○井上委員 子供たちの状況把握を、ぜひお願いしたいと思います。

それともう一つは、今度の新規事業の「ひとり親家庭等地域支援事業」のことですが、これも市町村なんですけれど、まだこれからなんですけれど、1,200万で、イメージ的には、学習支援と日常的な生活の支援と家庭状況の情報交換事業となってるわけですが、市町村とは実施に向かって話をされてるところなんですか。

○徳永こども家庭課長 この地域支援事業を、市町村事業とすることにつきましては、平成26年度から取り組んでおりまして、各市あるいは町村の担当課のほうに私どもが出向きまして、いろいろ御説明をさせていただいた上で、予算要求をする段階で、要望をお聞きいたしまして、実施したい市町村に対しまして補助をする形で、今回、計上させていただいたものでございます。

今後、ひとり親施策につきましては、今まで県が中心にやってきたところがあるんですけども、より住民に身近な市町村でやっていただくことで、全市町村が取り組んでいただけますように、お願いをしてるところでございます。

○井上委員 宮崎県の子どもの貧困対策推進計画のデータによると、ひとり親になる出現率がどんどん上がってきているので、ひとり親の対策は、生活の状況のいい方ばかりではないので、状況によっては大変なことになると思う。ぜひ、市町村とこまめな連携をとって、1,200万が各市町村に行った場合に、使い方がどのくらいなるのかわかりませんが、その使い方については。

○徳永こども家庭課長 ここで組んでおります

のは、県と国の事業費でございまして、補助率のところにありますように、国庫が2分の1、県費が4分の1部分の数字でございまして。

市町村が、実際にこれを実施する場合は、約1,500万程度の事業になります。4つの事業を実施しますので、それぞれ、実施しないところとかがございますので、まちまちなんですけれど、総体では1,500万程度の事業になるということでございます。

○井上委員 皆さん方の説明によると、NPOの皆さんの力を借りたり、いろんなことを考えておられるようなので、きめ細かなことをやっていただけるようお願いしておきたいと思っております。

もう一つ、家庭的養護みやざきモデル推進プロジェクト、これは、新規で3つ事業が上がっているわけですが、都城北諸県地域の乳児院整備事業を受けられた社会福祉法人は、どういう法人なんですか。

○徳永こども家庭課長 これにつきましては、乳児院を設置希望のところ、現在は2法人ございまして、1つの法人は、都域に児童養護施設を設置されている法人。それと、三股町で保育園を運営されている法人が1つ。今後、議案が通りましたら、コンペ方式で審査をしてまいりたいと考えているところでございます。

○井上委員 この小規模な乳児院という書き方ですが、例えば、保護が必要な乳幼児が多い都城北諸地域でいえば、大体、網羅はできると考えていい人数なんですか。

○徳永こども家庭課長 現在、宮崎市に定員35名の乳児院がございまして、そこに措置されている乳幼児の数が、大体、中央児相管内が15名、都城児相管内が10名、残りが北部児童相談所管内、延岡児童相談所管内というすみ分けになっ

ております。都城については定員10名の小規模な乳児院を設置したいと考えているところであります。

○井上委員 今後、宮崎市と都城北諸にあれば、大体網羅できると考えていいということですか。

○徳永こども家庭課長 この図にありますように、今、35人の定員を大体満たしているところなんですけれども、これを分散して、定員35名を、将来的には真ん中を20名にいたしまして、都城を10名、延岡児相管内を5名と。大体、この割合で措置されているものですから、この割合で整備をしていきたいと。各児相管内に、それぞれ1カ所ずつ。今、宮崎市内に1カ所しかないものですから、里親委託を推進する上でも、各児相が措置した子がいろいろ入っておりまして、例えば、都城児相で委託を推進する際に、宮崎まで行かないといけないとか、いろいろな不便がございました。それを解消していくことが、一つでございます。

○井上委員 次の児童家庭支援センターですが、イメージ的に、設置は宮崎ですよね。

○徳永こども家庭課長 これにつきましては、乳児院に併設することになりますので、乳児院は、今、宮崎市に1カ所しかございませんので、宮崎市に設置する予定でございます。

○井上委員 今、児相は、考え方がちょっと広がってるじゃないですか。県だけではなく、国はいろんな児相のありようを変えていこうとしているので、今後どうなるのかなって思う気がするわけです。児童家庭支援センターの動きは、そういう意味では、将来的には、結局乳児院を設置したところには、全部つける考え方ですか。

○徳永こども家庭課長 一応、計画では、乳児院機能を持つところに、1カ所ずつつけて、25

ページのイメージ図にありますように、それぞれ都城、延岡に、点線部分が今後、計画してる児童家庭支援センターになるんですが、そこにもつけていくと。

27ページの2の事業概要にありますように、2の(1)の②の部分になりますが、児童家庭支援センターの役割は、市町村からの求めに応じた指導も、役割として負わされておまして、これにつきましては、市町村の要保護児童対策地域協議会との連携を図って、児相ではなかなか対応できない、地域に密着したアウトリーチ型のいろんなサービスを提供することが予定されてるところでございます。

○井上委員 新規予算のこの図式で見ると、今言われたようなことが書いてあるわけですが、この1,400万は、人的な配置も入れた形の中の予算の組み立てなんですか。

私が心配してるのは、乳児院が、非常にシビアに仕事ができるかどうか、非常に気になってるところなので、そこあたりも含めて、それが可能になる予算措置が今後されるかどうか、そこを確認したいんです。

○徳永こども家庭課長 済みません、この予算につきましては、児童家庭支援センター運営事業につきましては、1,000万程度の予算をつけておりますけれども、これについての施設の整備に係る費用ではなくて、その運営にかかわる経費で、主には人件費でございまして、職員を約3名、常勤の職員を3名設置する予定でございます。

そのほか、ここに里親トレーニングを行う専任の職員を1人置きますので、総体で4人の体制で始めることになります。

○井上委員 人的には、この図式のような形がとれば、相当な配置ができると理解していいっ

てことですね。

○徳永こども家庭課長 おっしゃるとおりで、1カ所4名ずつの体制が、県内3カ所にできていくと。これにつきましては、児家センは、国のほうは施設に併設するのを基本にしておりますので、施設の職員との連動型で、児家センの職員だけでは対応できない場合、法人の判断で施設の職員の応援を得たりしながら、緊急の場合は対応していくことでございます。

○井上委員 家庭的な養護をつくり上げようとしているわけだから、そこも含めて、仕事が具体的にできるように、3名配置ができれば、ある程度の事業、仕事は可能なのかなと思うので、最初受け持たれたところは大変だろうけれども、しっかりやっていただきたいと期待しています。ぜひよろしくお願いします。

ほかの仕事もって言ったら変ですが、家庭的養護みやざきモデルが、具体的なイメージどおりでき上がっていく可能性は高いと思うので、そこをぜひやっていただけたらと思っています。

○徳永こども家庭課長 おっしゃるように、家庭的養護推進モデルのこのイメージ図にありますように、今後、県内3カ所に、同じような形の推進体制を構築してまいりたいと。また、児家センの中で働く方々につきましても、現在、養護施設や乳児院等で働いておられる職員の中で、特に優秀な方がこちらのほうに異動すると聞いておりますので、そこらはしっかり担保されていくのかなと考えております。

○井上委員 子供の貧困対策は、例えば、学習意欲と、その子が自立するための稼げる力がきちっと持てるかどうかは、大変重要なことになっていくので、教育委員会との連携とかも含めて、見守りが切れるところがなかなか難しいと思うんです。ずっと見ていく可能性もあると思うの

で、そのあたりも含めてよろしく願いしておきたい。非常に期待してますので、予算が小さいのに気の毒やなという思いはすごくするんですけど、実効性のある形を出していただければと期待してますので、よろしくお願いします。

○前屋敷委員 こども政策課でお願いします。

175ページで、放課後児童クラブなんですけれども、予算もかなり充実させて、体制がとられていくかなと思ってるんですが、ただ一つ、最近、直接お話を聞いた点があるもんですから、全体的な把握もしてほしいなと思うんです。宮崎市内なんですけれども、今、1年生で、今度2年生になるんですけれども、放課後児童クラブは、もう新年度は入れないと言われてるのがあって、6年生まで拡大したんですけど、それなりに予算もつけてるんですけど、そういうところの中には出てきてる状況があるので、ばらつきがあるんでしょうけれど。2年生で、親御さんはパートなんですけれども、もう仕事もやめざるを得んかなと、近くに見てくれる、頼れるところがないもんですから。そういう話を直接聞いたりしたもんですから、実態はどうなのか、どこまで県でつかめるかもあるんでしょうけれど、ぜひ自治体とも協力して、そういうことが解消されるように、努力してほしいなと思うところです。

それと、同じところで、新規事業「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が、委員会資料でも説明されてるんですけど、ここでいう新規参入する事業者の概念は、どう見てるんですか。

○川畑こども政策課長 まず、放課後児童クラブでございますが、今年度も待機児童が400名以上出ていて、来年度、市町村において、施設の整備や体制を強化して、受け入れ児童枠はふやしていただいていると伺っているんですが、宮

崎市内に限っていうと、児童の受け入れ枠の増加に比べて、解消するほどには至ってない現状があると聞いております。

県としても、施設整備や運営への支援を引き続き行って、市町村とも連携して、解消に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、事業者の参入促進でございますが、宮崎市が来年度取り組むこととしておりますけれども、宮崎市の事業の概要で想定されているのは、参入する事業者につきましては、中心市街地等において、事業所内保育の実施を検討するものと伺っております。

○前屋敷委員 まだ詳しく、具体的なものが出てくるかどうかわからないんですけど、事業所内でといっても、規模は非常に小さいですよ。数人規模かなと。

事業者の概念が、わからなかったんですけど、一般企業に参入させる意味なのかなと思って、危惧したところなんですけれども、やはり保育となると、それなりの専門性が求められますので、事業所内での保育という点でも、しっかり保育に精通した方が、責任を持って保育することは、外せないですよ。

○川畑こども政策課長 事業所内保育においても、保育に必要な体制は整えられると想定しておりますが、ノウハウが蓄積されていないので、これまで保育事業の実施経験がある事業者が巡回して、アドバイザーとなって支援を行っていくような事業でございます。

○前屋敷委員 子供が保育されることは、安心して生活できることですから、大事なことですけれども、その辺の環境は、きちっと責任を負うものでなければ。そういった意味では、その辺のところはきちっと握って離さないようにして、子供の安全も含めて守る体制をとって

けるように、きちっと留意していただきたいと思います。

それと、次の176ページの私学振興費なんですけれども、昨年から減額が続いてきているんですが、新保育制度との関係で、こういうことになってるわけですか。その辺のところを、仕組みもあわせて御説明ください。

○川畑こども政策課長 私学振興費ですけれども、私立幼稚園の運営に要する費用の補助を行うものでございます。

委員がおっしゃいましたように、子ども・子育て支援新制度になりまして、新制度に移行した園に対しましては、施設型給付が支払われますので、教育保育給付費のほうに運営費が計上されることになりまして、その移行に伴い、私学振興費は減少しております。

○前屋敷委員 それとあわせていいですか。母子父子寡婦貸付事業なんですけれども、ここも新年度は減額になってます。26年度、まだ27年度は出てないんでしょうけれど、実績を教えてください。

○徳永こども家庭課長 少々お待ちください。

26年度の実績で申し上げますと、件数で342件、額でいいますと1億2,028万1,000円余となっております。

○前屋敷委員 27年度、途中でですけど、わかりますか。まだわかりませんか。

○徳永こども家庭課長 まだ正確には集計しておりません。

○前屋敷委員 1億2,000万ですね。借りたら返さないといけないので、なかなか、どんどん借りなさいとは言えないんですけども、十分活用できる予算にはしていただきたいと思います。

それと、この説明資料の中で、一番最後のところの償還の問題、なかなか大変なことだと思

うんです。借りれば払うつもりでお借りになったんでしょうけれど、なかなか今の経済の状況なども勘案して、残ってくると、滞納があるとのことなんです。新たに特別の手だてで償還対策をとったんですけれど、民間に委託するとなっていましたよね。その辺のところを御説明ください。

○徳永こども家庭課長 委員会資料の32ページになるかと思うんですが、母子父子寡婦福祉資金の体制強化事業の中の、2の事業概要の(2)のサービサーの導入でございまして、これは、先ほどおっしゃいました一番後ろの資料の44ページになりますが、これの第3番目の分類、1年以上にわたって返済がない債権で、滞っている債権につきまして、サービサーに委託をしたと考えております。

サービサーといいますのは、法改正によりまして、通常であれば、こういった業務は——平成11年ですね、施行された法律によって、委託が可能となりまして、弁護士法の特例として設けられたものでございます。そういう一定の要件を満たした業者、法務局の認可を受けた、基本的には資本金5億円以上で、取締役の1人に弁護士がいる法人になって、法務局に許可が得られたものが、全国に86社ぐらいあると聞いております。そこに委託をすると。

大体成功報酬方式となっております。例えば1,000万、回収を委託して、そのうちの10%で100万返ってきたとすると、その30%が成功報酬で向こうに渡るといいう仕組みになっておるのでございます。今回の予算では、4,500万程度委託をしたいと考えておりまして、回収率が各県、九州管内でも既に委託をされているところがございますので、そこ辺の値を見まして、約9%ぐらいの回収率かなと。成功報酬率が、平均

的に30%ということになりまして、そこに消費税をかけ、金額を出しているところがございます。

○前屋敷委員 この貸付制度自体が、やはり福祉の概念で行われる生活支援型なので、そこにはさまざまな理由でそういう滞納が発生することが、避けられない部分もあるんです。

ですから、そこはなかなか県としても、償還してもらわないと運用できないところもあるんでしょうけれど、そういう点では十分配慮されて委託に出す部分があるんでしょうけれど、その辺のところは十分に、細心の注意といいますか、その辺の配慮はきちっとしないと、やはり人権問題も含めて、本当に寄り添った形で生活支援をするものですから。それを安易にここに委託すればいいという思いでは困るなど思うものですから。その辺を十分勘案していただきたいと思います。

○徳永こども家庭課長 まさに委員がおっしゃいましたように、この貸付制度は、福祉の施策の一つとして実施するものでありまして、貸し付け対象のひとり親家庭は、非常に経済的基盤も脆弱でございます。そこで、この委託に当たっては、サービサーもその辺はよく承知しておいて、無理な、法的な措置をとるものではございませんので、濃密にはがきを出したり電話をかけたりする回数をふやして行って、相手方に、自主的に納めていただける方向で対応していくのが、基本と伺っております。トラブル等もないように、弁護士さんもそこに入っておりますので、強引に回収を進めるような趣旨ではなくて、あくまでも、相手の話をよく聞いて、状況を把握した上で、適切な対応をしていくのが業務だと伺っておりますので、適切に対応できると考えているところでございます。

○前屋敷委員 あわせてですけれど、今回、予算を減額したのは、やはりこれまでの実績から勘案して、この予算にしたということですね。

○徳永こども家庭課長 貸付枠といたしまして、国が基準年度をつくっております、前々年度から過去3年間の平均貸付額の1.7倍までしか持てませんよという基準がございまして、それにのっかってこれを定めているところがございます。

○中野委員 今のこととの関連ですが、二、三お尋ねしたいと思います。

まず、成功報酬方式と言われましたが、いわゆる着手金が全く要らないわけですね。成功報酬のみということですね。

○徳永こども家庭課長 そのとおりでございます。

○中野委員 それから、さっきの答弁で、福祉の貸し付けだという前提は、わかるんですが、いわゆるここは、弁護士もおる債権回収会社なんでしょう。いわゆるプロ、専門ですよ。そこが、法的な処理をするものではないと答弁されましたが。

○徳永こども家庭課長 委託の方式に何種類かありまして、法的処理まで委託する形式と、そこまで至らない形式がございます。九州各県で今取り組んでいるのは、法的処理まで行かないもので委託をしてる。全て、そのように聞いております。

○中野委員 ということは、こういう専門の会社をお願いしても、時効の中断とか、そういう処置はしないということだから、専門に頼んでも消滅債権が発生するということになるわけですか。

○徳永こども家庭課長 確かに法的手段をとらなければ、最終的には不納欠損処理に回ってい

くことになろうかと思っておりますけれども、その対応につきましては、各事務所で対応してまいりたいと考えております。

○中野委員 プロをお願いして、時効中断もできないやり方は、もう頼む必要はないんじゃないかなと思うんです。もともと担当できちんとすれば、済む話でしょう。お金を使って、着手金は要らないとしても、成功報酬を払ってまでということは、わずか190件でしょう。190件の管理が、担当できなくて、幾ら平成11年にそういう法律ができたとしても、安易過ぎるなど思うんですが。

○徳永こども家庭課長 長期に滞ってる債権につきましては、人をかえるというか、新たなサービサーなりが委託を受けて、電話なり、そのはがきも何種類も、圧着はがきで送ったりとか、非常に濃密に対応していただける。なかなか事務所では、これを専任にやってるわけではございませんので、ほかの仕事も兼務しながらでするので、そこを濃密にやることで、効果がある程度見込めるので、お願いしてるところでございます。

○中野委員 今、そのことを言われるのは、何か職務放棄みたいな発言ですよ。私は、厳しく福祉の貸し付けを鬼みたいにせよというわけじゃないけれども、債権の管理はきちんとしてほしい。この前、今までも厳しく言ってきて、そして、一番古いのが昭和50年でしたか、40年前のものもあるということでしたよね。だから、ここに頼めば、あなたたちの仕事は緩くなって、まだほかにもあるからじゃなくて、債権の管理は、全部きちんとすべきことであって。

○徳永こども家庭課長 ちょっと説明がまずかったところがあるかもしれませんが、ここは、44ページの第3分類のところを主にサービ

サーに委託をして、一回濃厚に対応していただいて、それでもとれないことになれば、その下の4分類とあわせて、事務所のほうで、そこは適切に管理をして。どうしてもとれないもの、病気とか、そういったことで収入もないとかいったものは調査をしていって、あるいは行方不明の方等もいらっしゃるでしょうから、そういったものはきちっと、各事務所のほうで対応していくことで考えております。

○中野委員 いや、それは当然のことで、ここに頼むのは、返済期間終了後から10年未満ですね。10年を経過すれば、時効になるわけですよ。だから、10年未満のものは、まだ時効が発生しないから、こういうサービサーという専門の回収会社に頼むわけでしょう。その会社が、法的処理をするものではないと。満遍に、一生懸命にこの債権の回収の文書を発行したり、出向かれることもあるかもしれませんが、そういうことをすることだけに聞こえてましたが、そのことは、あなたたちがする仕事ですがね。日常すべき仕事ですがね。そのことは、職務放棄に聞こえますがね。ここに、時効寸前のものだけをお願いするわけですから。

○徳永こども家庭課長 おっしゃるように、そういう側面に聞こえるのは、大変申しわけないんですが、サービサーのほうは、夜間とか土日でも電話催告をしたりとか、なかなか事務所では一律に対応できないことを、年間を通じて濃厚にやっていただけることでございます。

○中野委員 債権管理は、夜間であろうが何であろうが、四六時中すべきことですがね。それが、皆さん方のお仕事です。5時になったから、債権回収を含めて、何もしないと聞こえましたよ。

○徳永こども家庭課長 申しわけないです。そ

れは、強調月間とかを設けて、夜間催告とかはやってるんですけども、それを一層濃厚にやることで、御理解いただきたいと思います。

○中野委員 そういう債権の管理は、集中月間を設けてやることもいいでしょう。しかし、四六時中、日常で管理しておく体制を組んでやるべきことだと思います。過去、滞ったものがあればあるほど、皆さん方の仕事も、この分についてはふえていく、だから大変だと思うんです。しかし、今発生する新しいものもきちんと整理しておけば、日常、あんまりないわけですが。40年間もほったらかしたからそうなるわけでしょう。

それで、この分類の3分類、4分類の中で、長期の返済日が、10年以上のものもあるわけですよ。40年まであるわけですが、10年未満で、10年近く最終日から滞った債権、それから、10年以上返済のないものとありますが、そのほかのものは、30年であっても、20年であっても、きちんと毎月か、1年に1回かわかりませんが、返済されている債権はあるわけですか。

○徳永こども家庭課長 当然、分納という形で、当初計画した金額よりもかなり額を下げ、長く返済している例はございます。

○中野委員 ちょっと言い方があれですが、返済が開始されてから、例えば、もう20年たっているけれども、返済がなかなかうまくいかないけれども、確実に、少しずつでも返済しているものはあるわけですか。

○徳永こども家庭課長 おっしゃるとおりございまして、返済が1回でもあれば、そこで時効が一旦中断いたしますので、そこからまた10年という話になってまいります。

○中野委員 いわゆる返済をもって時効中断がされている債権ですよ。そういうものは、サ

ービサーとかにお願いするとかはしないわけでしょう。皆さん方がするわけでしょう。

○徳永こども家庭課長 委員がおっしゃるとおりで、そういったものにつきましては、継続して事務所の中で対応していくことでございます。

○中野委員 もうすぐ、返済しなくなってから10年に近くなったところをサービサーにお願いする、そこをお願いすることが、私はどうも。そういうところはもう既に、皆さん方がして返らんけれども、サービサーにお願いすれば返済されるというのがどうも。濃密にそこがするからと言われましたけれど、お願いするなどは言いませんけれども、ここにお願いするようでは、職務上、少なくとも、せざるを得なかったという残念な気持ちぐらいはあってほしいと思うんです。余り厳しいことを言うと、またいけません、それぐらいの気持ちがあつて頼むようにせんと。

Aさんは、真面目に少しずつだけれども払って、払った日からまた時効が発生するわけですから、10年ある、10年あるでは、何十年もずっと引きずられて、苦しいながら返済する。全然返済しない人は、そのまま。そして、厳しいところをお願いして、厳しいと言つてはいけません、サービサーをお願いしても、何か法的なこともしない。法的なこともなくて、ほったらかして、それが4分類になっていくということでしょう。私は、そのところに、成功報酬だけとはいえ、何かいまいちしっくりしませんかね。

それで、長期でそういう回収をしてる案件もあるとのことでしたが、43ページの不納欠損処理の米印で、非常に不納欠損処理は、これを見れば厳しいですよ。破産、限定相続、この破産も、どこで確認されるのかな。特に限定相続

の場合、どこで限定相続の状態になったと把握をされるわけですか。そういう事例があるんですか。

○徳永こども家庭課長 破産につきましては、債権が存在するかどうか裁判所のほうから照会が来ますので、それでわかることでございます。

限定相続につきましても、債務者と接触する中で、そのような申し出があれば、わかることでございます。

○中野委員 だから、申し出があればわかる話で、ずっと回収する中で、いわゆる相続人が、実際は相続放棄をされておったりしている案件があるかもしれませんよね。その辺のことも、申し出があればわかるでしょうが、ない場合とか、ないからわからないいんでしょうけれども、なかなかそういう状況であると確認するのは難しいなと思ったんです。そこを言いたかったんですが。

○徳永こども家庭課長 限定相続をされる方は、結局自分に債務があることを認識していらっしゃる方がほとんどでございますので、交渉する中で、向こうのほうから申し出をされるのが一般的であると伺っております。

○中野委員 それから、債権の消滅時効が完成し、かつ債務者がその援用をする意思があるものですよね。債務者がその援用をする意思がという、そこまでは実際は、手続上、難しいですよ。この前は、一生懸命、援用するか云々と言われましたけれど、現実には、やりとりの中で難しい話があると思うんです。

それで、「とみなされる時」と書いてあるから、その辺が今度、担当ないし所属長の決断だと思うんです。だから、この「とみなされる」というところを、私は、引きずってずんずん、ずっとしようという気持ちは全くないんです。

この前も言ったとおり、40年もほったらかすことは、おかしいじゃないかという観点から質問したつもりです。だから、10年になるかならんときには決断をすべき話で、ましてや、限度がプラス10年ぐらいでしょう。そういう古いもの、この前委員会で聞いたら、50年度のものがあると答弁されたから、びっくりもしたんですが。

それで、みなされるときということですが、非常に決断が要ると思うんです。僕は、勇断をもってここの適用をすべきだと思うんです。その適用をするか、勇断を持つ最終権限者は、誰なんですか。

○徳永こども家庭課長 不納欠損処理をする場合、知事の決裁が必要になってまいりますけれども、その前に、それを本課に上げてくるのは、各事務所の所長さんが、そういう判断をして上げてくることになります。

委員がおっしゃいましたように、これまでは、この償還対策の基本方針の中にありますように、現年度の、(3)の初期段階における集中的な対応に力を入れてやってきたわけでございますけれども、翻って見ると、長期債務については、対応がおくれたことがあって、時効の10年を超えるものが存在している状況にございました。

御指摘を受けまして、今回、不納欠損処理のほうも、適切に行ってまいりたいということで、実は、同じような債権を抱えている建築住宅課さんとか、教育委員会さんが、それぞれその決断をするに当たって、どういう判断基準で不納欠損処理をするのか、整理基準を設けておりましたので、それを参考に、2月4日になりますけれども、内規、整理基準を設けさせていただきました。今後はこれに基づいて、各事務所に整理をするようにと、今、指示をしてるところでございます。各事務所で、それに基づきまして

鋭意判断をしていっているところでございます。

○中野委員 不納欠損処理のこの米印のところは、今回、何か統一的なやり方が決まったわけですか。今、聞き取れなかったんですけれど。

○徳永こども家庭課長 大もとは、県の財務規則で定められておりますけれども、委員がおっしゃったように、援用する意思があるものという解釈をどうするかが、明確でなかったところございましたので、今回、それを明確にして、出先でもちゃんと判断できるように通知を出したところでございます。

○中野委員 債務者が、その援用をする意思の確認も非常に難しいことだから、「があるものとみなされる時」と書いてあるから、ここは大いに、応用というか、準用というか、すべきことだと思います。

そこに云々はないと思います。さっきも福祉云々と言われましたけれど、そういう資金ですから、ずっと長年、10年、20年としておけば、どういう状況、家庭的状況もわかると思うんです。それを安易にしてもらっては、サービサーなんかばかりにお願いしよっては、どうかなと思うんです。担当課だから、きちんとしてほしいと思うんです。

それで、これは、債務者と書いてあるけれど、この貸付金には保証人もいるわけですか。

○徳永こども家庭課長 中には保証人もいらっしやいます。いらっしやらない債権もありますけれども、保証人をとってる債権もございます。

○中野委員 保証人がいる場合の対応は、どうなるわけですか。

○徳永こども家庭課長 連帯保証をとっておりますので、借り主と保証人は同じ立場に立つということでございますので、保証人に対しても催告をしていくことになっております。

○中野委員 ということは、法的には連帯保証人という取り扱いはありませんから、保証人といえども債務者という呼び方になりますよね。だから、連帯保証人を含めて債務者との言い方なんですか。

○徳永こども家庭課長 そのとおりでございます。

○中野委員 その保証人を含めた人たちに、限定相続が云々ということは、これもまた難しい話ですよ。そこまで行かれたことはないでしょうが。

だから、連帯保証人も含めて、家族が多いんだとは思いますが、「みなされる」ところをいろいろ、準用という言葉がいいのかわかりませんが、うまくやってほしいなと思います。

○徳永こども家庭課長 まさしくそのところが肝になってくるかなと思いますので、今までは、こういった手続について、ちょっと後ろ向きなところもあったんですけども、委員がおっしゃるように、非常に滞ってて、もう誰がどう見ても入らない債権もございますので、それについては不納欠損処理を進めてまいりたいと考えております。

○中野委員 それともう一点、これを確認させていただきたいと思うんですが、時効中断は、回収した日からスタートするから、そして、また10年間あると言われてましたよね。ここの案件で、時効中断は、まだ別途いろいろ方法があるんですが、さっきはサービサーには法的処理はしないと言われてました。そのことを含めれば、回収のみで時効中断をされておるわけですか。

○徳永こども家庭課長 支払いの意思を確認する方法で、納入の誓約書をとることによっても中断いたしますので、そういった方法もとっているところがございます。

先ほどから、援用の意思があるとみなされる部分は、微妙な表現なんですけど、こちらのほうから援用してくださいというのは、債権回収の上では絶対言ってはいけないことと言われておりますので、その「みなされるもの」をうまく活用して、絶対に入らないなという債権については、調査をしっかりといたしまして、論拠を持って不納欠損処理に臨みたいと考えております。

○中野委員 債権者が、債務者に向かって、その援用のことを云々というのも、いろいろ債権者の立場も大変なことになりますから、意外と難しい話なんです。

時効中断の方法は、いろいろあります。さっきは、法的なことをしないとされたから、もうそこをしない、そこは放棄されたんだろうと認識したんですが、いわゆる福祉の貸し付けですから、これを安易に税金をとるといけませんけれども、ずっとその家庭を見ながら、その状況を見ながら、どうすれば回収ができるか、一番にせんにゃいかんでしょうか。どういう状況か、なぜ、払われないか等も含めて、そして、時効がきたことでいろいろしてほしいと思います。

それと、真面目に払った人が、今度はばかを見ないように、10年待ってけばこうなりましたよばっかりじゃいけませんから。そこは、一つまた運用する中で、真面目にずっと払った人が、未来永劫に、それこそ債務者が死亡したり、法的、いろんな消滅の状況になるまで、ずっと払わせることがないように。何か、そこ辺を一つの歯どめというか、基準を設けてほしいと思いますがね。いわゆる真面目な者がばかをせんようなこと。放っておけば、こうなりましたらんように。

非常に、福祉という面から見て、そのあたりが大変だと思うんです。どちらかというと、真面目な人が、損とかばかを見ない形で、そこもまた難しいことですが、万人が認めるところまでは行かないでしょうけれども、皆さん方がそこ辺の基準もつくって。真面目な人は、どっかとか、無罪放免かどうかわかりませんが、その家庭環境を含めながら、何かしてほしいと思います。時効中断になりましたので、ずっと10年が引き伸ばされれば、大変なことになるでしょう。これは、議員の立場で軽々に言うべき発言ではないかもしれませんが、その分、また皆さん方も、軽々には答えられないところだと思いますが、そのことが福祉の行政だと思いますので、含んでいろいろやってください。要望しておきます。

○後藤委員長 ほかにございませんか。

○前屋敷委員 こども政策課でお願いしたいんですけど、173ページの保育士等の確保に要する新規事業で、説明資料もありますが、「子育て支援員研修事業」、これで、基本研修と専門研修を行うとなってるんですが、これは、県が主催をするんでしょうけれど、それぞれの程度の研修を受けることになるんですか。

○川畑こども政策課長 基本研修につきましては、8科目8時間、専門研修につきましては、地域型保育と一時預かりのそれぞれがございしますが、共通科目として12科目、15から15.5時間と、地域型保育につきましては、6科目、6から6.5時間と2日以上です。一時預かりにつきましても、6科目、6から6.5時間プラス2日以上となっております。

○前屋敷委員 この研修を修了したら、何か資格とか、修了証とかが発行されるわけですか。

○川畑こども政策課長 研修を修了した方には、

修了証書を発行いたします。

○前屋敷委員 こういう資格みたいな修了証を持った方が、保育の補助機関での仕事になると思うんですけど、それは、一時預かりだとか、小規模保育だとかで保育に当たるものなのか。地域のニーズに応じて預かれることになるのか、その辺のところはどうなんですか。

○川畑こども政策課長 子育て支援員が活用される場、従事していただく場所が複数想定されるんですが、今回、専門研修を本県で実施することとしたいのが、地域型保育と一時預かりと考えております。地域型保育が、新制度の中で法定化されました事業で、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業の3つの事業の中で従事していただくことで、一時預かり事業につきましては、幼稚園や保育所における一時預かり事業に従事していただくことになると考えております。

○前屋敷委員 家庭的保育事業は、自分の家を保育所として、近くの方の子供さんを預かれるものですか。

○川畑こども政策課長 家庭的保育事業を実施するのも、市町村の認可がございまして、5人以下の子供を受け入れる事業でございしますが、一定の基準を満たした施設での事業となります。

○前屋敷委員 その認可事業ですけど、そこには正規の保育士さんは当然いらっしゃるって、その補助という形での保育活動になるわけですね。

○川畑こども政策課長 子育て支援員の認定を受けた方が、*保育の補助者として従事していただくことになりますので、保育士の有資格者も、そこにいらっしゃるようになります。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

※136ページに訂正発言あり

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、こども政策課、こども家庭課の審査を終了いたします。

執行部の入れかえがございますので、暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午前11時24分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了いたしましたので、総括質疑に移ります。

福祉保健部の議案全般につきまして、質疑はございませんか。

○宮原委員 個別でもよかったんでしょうけれど、いろんな基金の返還金が、3カ所ぐらい出てますよね。121ページ、131ページ、そして138ページ。一番最後の138でいけば、緊急雇用創出臨時特例基金返還金で出てますけれど、返還せないかんわけですから、事業がちゃんと終了して、お金が残ったことになると思うんだけど、金額的に、131ページでは6,000万なのかな、返さんならんので、もったいないなと思うんだけど、事業の仕組み上、これは返さざるを得んとなるんだと思いますが、これをうまく使うような手だては、逆に言うと、なかったのかなとも考えるんですけれど。例えば、補助せんならんところがありましたとかもあるのかなと思うんですけれど、全体的にどんな状況ですか。これは、絶対に返還せざるを得んとでしようけれど、そこをお聞かせいただけますか。

○渡邊福祉保健課長 私からは、地域自殺対策緊急強化基金返還金の件で、御回答させていただきたいと思います。

説明資料、121ページでございます。

121ページが一番下の事業になりますけれども、この自殺対策緊急強化基金の返還金でございます。

経緯を申しますと、この基金は、もともと平成21年度に、国からの交付金を財源として、自殺対策強化を目的に設置された基金でございます。

そして、その後、さまざまな基盤づくり、おととい御説明申し上げました「自殺ゼロプロジェクト推進事業」、そういった財源として、さまざまな事業に用いてきたところでございます。

そういう中にありまして、国のほうが平成27年度からは、これを東日本大震災の関連にしか使えないことになりまして、それで、結果的に東北3県プラスその周辺の県でしか、この事業が使えないことになりました。本県も、3億5,000万ほど、この基金総額を造成した上で、執行が3億2,300万で、残額がごらんとおりの2,800万になったわけです。そういったことで、さまざまなことに使ってきた、そして、最終的には東日本関係でしか使えないことになって、今回、返還を行なうことになっております。

そのかわりの財源として、国から別に交付金が来ておりますので、そのあたりの財源の確保はなされてるところでございます。

○宮原委員 全部同じような状況であれば、それでいいですよ。

○山下委員 先ほどのこども家庭課の事業の中で、26ページなんですけど、県内に35名おられると報告があったんですが、乳児は、2歳まででいいのかな。

○徳永こども家庭課長 満2歳未満の乳幼児となります。

○山下委員 何らかの事情があって、子供を預けないといけない状況があった。であれば、生

活力が出るのかどうかわかりませんが、一旦事情があって預けた後、また親子と一緒に生活できる家庭が、どれぐらいあるもんですか。

○徳永こども家庭課長 乳児院から退所する児童数は、平均で15名程度になっております。そのうち、家庭復帰をするのが、約2名程度で、どうしても家庭では育てられないこととお預かりしてる都合上、また家庭に帰していくのが、なかなか難しい状況です。実際は、家庭でしっかりと養育していただくのが一番なんですけど、実態は、2名程度となっております。

○山下委員 親がおれば、親子のきずなは本当に大事なことだろうと思うんです。できれば早く家庭を持たせること、復帰をさせることが大きな責任だろうと思うんです。

さまざまなひとり親家庭の対策が、これだけ事細かく事業化されてくるわけですから、母親に対して、お母さんなのか、お父さんなのかわかりませんが、親権者に、仕組みをしっかりと思い、伝える。何とかそこに帰らされる、そういう対応は、どういうところがどういうふうにやってるの。

○徳永こども家庭課長 児童相談所が中心になりまして、対応を行っているところでございまして、乳幼児に関しては特に愛着形成を図る上で、家庭は非常に大きな役割を果たしますので、なるだけ家庭復帰の方向で、家庭の支援をしているんですけども、なかなかそこが受け入れられない家庭が多いことがございます。

また、乳児院の中にも、家庭復帰のための支援員を置いておりますので、そういった方と児童相談所が一緒になって、いろいろ家庭復帰できるように支援は行っているところなんですけど、結果的に、現在、2名程度しか帰れてない現実がございます。

今度の計画で、家庭に帰らなければ、それに近い養育ができる里親さん、一般家庭で受け入れていただければ、ここに特に力を入れて愛着形成を図っていきたいと考えてるところでございます。

○山下委員 子供が生まれてきた親の責任もあるわけですから、これだけいろんな支援対策も講じながら、自立させていく方策を、本当に力強く進めていってほしいなど。里親制度もそうでしょうけども、できれば親元に帰してあげるこの仕組みを充実させていくこと。今、年間2人でしょう。であれば、もうちょっと数値目標を出しながら、積極的な対策を、ぜひ、講じていただくとありがたいと思います。

○徳永こども家庭課長 市町村におきましても、乳児の全戸こんにちは赤ちゃん事業とかを通じまして、家庭内で養育ができる支援が、今、取り組まれておりますので、そういったところと児童相談所が連携しながら、なるだけ家庭のほうで養育ができるように、今、取り組んでいるところでございます。今後も、そういったことに力を入れてまいりたいと考えております。

○井上委員 山下委員から何度も繰り返し出ましたが、在宅介護に向かっていく方向性は、国も出してるわけで、でも、在宅介護が本当に可能かどうかは、個々の条件もおありで、なかなか難しいと思うんです。

だから、介護をすると家族が決めたときの支援のあり方も、ぜひ検討していただきたい。そこはもう重々、委員はもう何回も言っておられるわけで、私も同感するものですが、そこについては、やはりある程度のことを考えていく力を私たちも持たないといけないのではないかと思います。

もう一つ、例えば、介護施設も、それから障

害者施設の皆さんもそうなんですけれども、特に介護施設も含めて、施設整備をきちんと安定的にその経営が行われていくことを指導することも含めて、事業があるようですので、丁寧にやっていただきたいと思います。

先ほど、中野委員から、熱く母子福祉貸付事業のことについての、いろいろな御高説を私も拝聴しておりましたが、介護福祉士等養成・確保貸付事業、補正で出た保育士就学資金の貸付事業、それから、ひとり親家庭高等職業訓練の貸付事業、これも、返さないといけない事業なんですよね。返さないといけない事業だけれど、県内で5年間なら5年間、何年間か就労しさえすれば、それは返さなくて済む、ちゃんとした条件がついてるわけです。問題は、そこで働く場所をきちんと確保することが大事だと思うんです。

だから、施設の経営がきちんといくような体制を整えておいていただきたいし、保育士さんについては、保育士の方の就労に関する支援センターがあるので、そこで情報を移されたり、マッチングができていく手だてをやっていただいているので、ここは大変うれしいなと思う。ここが充実して、きちんとやっていただくことを望んでるわけですが、一方で、介護福祉士さんの支援についても、そういうことをしていく。それから、看護師さんは丁寧にしているようですが、介護福祉士さんのところも、丁寧にやっていっていただけるといいなと思います。

それにプラスして、障害者施設の皆さんについても、資格なしでも入れるところもあるわけだから、そのところを丁寧に、きめ細かにやっていただけたらと思っています。

どのように今後考えておられるか、総括的な言い方で恐縮なんですけれども、方向性の答弁を

お願いしたいと思います。

○松田長寿介護課長 今、委員のおっしゃいました地域包括ケアの中で、やはり家庭、あるいは地域でどう支えていくか、大変重要な課題だと思っております。

その中でも、やはり御家族をどう支えていくのが、大変重要な課題だと思っております。

家族の皆さん方、いろんな介護に関する相談、そういったものは、今、包括支援センターでありますとか、ケアマネージャーが一義的には受けておるわけなんですけれども、やはり介護に対するいろんな悩みとか、介護をどうしていったらいいのかは、介護については未経験でいらっしゃる御家族だと思いますので、介護はどういう形でやったらいいのかわからない中で、御家族の方もぜひ御参加いただきたいということで、未経験者の方々の研修を今年度からスタートしております。

それから、介護福祉については、福祉保健課の就学資金もございますし、私どものほうは、資格取得に向けて在職中の方を支援していきたいと思っています。

それから、施設の整備につきましては、市町村が計画を立てて、今、計画的に取り組んでおりますが、新たに介護離職ゼロということで、基金の積み増しもさせていただきましたので、そういったニーズに的確に答えていく整備を進めていきたいと思っています。

○井上委員 丁寧な対策を、ぜひ継続してやっていただきたいと思います。

昨日、頭出しだけさせていました難病の問題のことなんですけれども、難病がゼロになることは不可能なんですよね。病名のつかない方たちも含めてそうなんですけれども、いろんな方たちがいらっしゃることは、認めない

といけないと思うんです。

ただ、難病指定が、なかなか難しい。特定難病であることが認知されれば、それに対する支援はあるけれども、そこがないところで、はざまみたいところが出てくることについては、どのように考えておられる。それについての対策は、どのように考えておられるのか、聞かせてください。

○木内健康増進課長 先週の常任委員会でも、お話があったかと思えますけれども、指定難病とそれ以外とありますけれど、特に指定難病、医療費の受給の制度があるものにつきましては、医療機関でまず適切に診断をしていただくことが大事でありますし、その制度の対象になっていることを、恐らくこれは、医療機関のほうで把握をしていただいて、こういう制度があるよと御紹介をいただくことが、大事なのではないかなと思っております。

そういうことから、指定医の制度もそうありますけれども、県内の医療機関等に対しまして、この制度が変わりましたよ、このような疾患が対象になっていますよと、周知をこれまでもしてきたところでありますし、これで十分かということもありますので、引き続き周知を図っていきたいと考えております。

○井上委員 やっぱお医者さんたちのところにも、丁寧な情報が届かないと。お医者さん方に、情報がうまく届いてなくて、対応ができないことになると困るので、そこは言っていただくようお願いしたいんですが、それは、医師の確保というか、要請というか、そういうのは必要なんじゃないかなと思うんですけども。

○木内健康増進課長 御指摘がありましたとおり、医療機関そして医師の方に、この制度の周知をさらに図ってまいりたいと考えております。

○井上委員 それと、難病の人たちは、自分で動いて、そして行政のところに来なさいよと言われるのは、大変難しいところがあると思うんです。だから、逆に言えば、こちらからネットワークを張る、こちらからそこにアクセスしていくことが重要なんじゃないかなと。お医者さんまでは来られる可能性は高いと思うんです。ただ、在宅で、そのままいっちゃう場合もあると考えるので、その方たちのところに、先ほどの乳児の虐待のところのように、きちんとしたアクセスがとれるように。現状が、自分から出かけて行って、自由にどんどん動いてという方ではないことを頭に入れた上での対応っていうか、対策をとっていただきたいと、考えてるんですけれど、そのあたりはどうなんですか。

○木内健康増進課長 難病の方が、在宅で療養されているケースも、多々あると思っております。

恐らくは、医療機関を、ただ受診をして、何らか症状について御相談をされる、実際に診察、治療を受けられている方が多いものと思っております。必ずしも医療機関のみならず、福祉の関係者がかかわってるケースもあろうかと思っております。保健所におきまして、そういった地域の難病の方を、包括的にといいましょうか、さまざまな関係者が、ネットワークをつくっていかなければいけないので、関係者の連絡会議にもこれまで取り組んできております。

引き続き、そうした患者さんの対応に係る関係者のネットワークづくりを、きちんと実証していく。そうした中で、制度についても理解を深めることが大事だと思っております。

○井上委員 今までは国が一括して何でもやってた経過がありましたけれど、難病のことについても、地方の自治体に任せるんじゃないけれ

ども、ある程度の裁量を持って、自分たちのほうでもやってほしいと、だんだん変わりつつあるので、宮崎県の中でできる難病対策は何かあるのかを、議論していただきたい。対策として何か事業を立ち上げるのが可能であったりすれば、そこをぜひ、国と同列のものだけじゃなく、宮崎県内でできることについて、何かやっていただきたい。要望として、それを言うておきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○川畑こども政策課長 申しわけありません、先ほどの審議の答弁の訂正を一部お願いしたいんですけども、前屋敷委員から御質問のありました家庭的保育事業でございますが、認可の基準としましては、保育士の資格は必ずしもなくてもいいと。市町村が実施する研修または子育て支援員の研修を受けた方であれば従事できると。また、その質の向上というか、一定の質ということからすると、保育士資格を持った人が従事されることが望ましいと考えております。

○井上委員 前屋敷委員のは、ちょっと後でお願いします。私のはまだ終わってないので、いいですか。

最後に、これは、私の議員としての政策課題でもあるところなんですけども、実は、こども療育センターのことなんですけれども、今の宮崎県にあるこども療育センターは、ずっと今のままなのかと。私は、ここを考えつつ、ずっと議員生活を送ってきた。こども療育センターから、自分の議員生活は出発したような思いがあるので、このこども療育センターにはずっとこだわっているところがある。了承して聞いていただきたいと思うんですけども。

こども療育センターを、今のままのこども療育センターとして置いておくのかどうか、そこは1回、宮崎県としても考えていただきたいと、

実は思っています。

最近、一番私がうれしかったことは、都城からわざわざ出てきていただいて、はながしま事業所、いわゆるキャンパスさんが、重症児の施設をつくっていただいたこと。これは、本当に私としては涙が出るぐらい、うれしい出来事でした。ここは、今から充実したものにつくり上げていくのには、まだ道のりは遠いと、医師的な問題もあり、医療的な問題もあり、大変だと思います。だけど、でき上がったことについては、本当に素晴らしいことだったと思います。

もう一つ、今度は、自閉症の施設を佐土原のほうでつくろうとして、今、努力されてる方たちがいます。この2つは、宮崎県内で余り充実してなかった点でいえば、大変、私は寂しい思いはしていたので、この2つは大きな、特徴的な宮崎の障がい者のところの変換だと思っている。ここを私たちはしっかりと受けとめる必要があると思っています。福祉政策の中で、受けとめる必要があると思って、そして今後も注目をすべきところだと思っています。

こども療育センターが、今のままの状況じゃなく、あと一歩上のほうに上がっていただいて、もっと障がいのある子供たちにとっても、療育の出発場所であってほしい。例えば、手術とか何とかは、ほかの機関の専門のところでもやっていただいてもいい。だけど、こども療育センターは、本来、障がいのある子供たちにとってのどういう場所であらねばならないかの議論を先送りにしたまま、障害者施設、障がい者の問題をそのままにしておくのは、非常に問題があると思っています。

障がいは、身体障がいだけでなく、発達障がいの問題やら、副委員長が何度も発達障がい者の問題のことも言うておられますが、障がい

を一律に、これだこれだと色分けができない状況になってきているのも事実なんだから、そのあたりについては、しっかりと県でも先送りせずに議論する必要があるのではないかと思います。ここは、部長にお願いしたいと思いますが、

○桑山福祉保健部長 キャンパスの会、私も見に行かせていただきました。本当に、涙ぐましい努力をされてまして、やっぱりある種感動するところでありました。

こども療育センターについては、かつて整肢学園で、肢体不自由児施設のところからスタートしまして、股関節とかそういう身体的な部分から、今のところに、平成になるころでしょうか、移ってもう随分時代がたって、時が流れているわけですが、時の流れに応じて、おっしゃるような、身体以外の部分についても役割を担ってきていると思うんですが、世の中の変化に従って、県の組織のあり方はいろいろ考えていく必要があります。おっしゃるような視点も、今後持ちながら、あり方を考えていく必要があると思っております。

○井上委員 県の100年事業の一つとしてこども療育センターができたんですね。100年の事業でできた、大変記念すべき場所である。私も、あれがなかったら、障がい児を産んだお母さんたちはどうしただろうかと思うんです。でも、いまだに他県に行って療育を受けるだとかが起きていることやらを考えれば、やっぱり総合的に障がい児の人たちをコーディネートする場所、お母さんたちが相談に行ったら、安心してそこでコーディネートしていただける場所にしなければ、今のように施設として輪切りしたみたいに、ここからここまでの子たちだけなんですよみたいなことをされると、他県に比べてもおかしいと思います。

おおよそ、私が行ける範囲の中の子供療育関係の施設を見させていただきましたが、本当に早期の対応をずっとやってきている。宮崎は、幾ら言っても、幾ら言ってもずっと変わらずに、今のままだから、私も、最近はおとなしく、何も言わずにずっと見てたんですが、キャンパスができたことによって、随分と、いろんな意味で、障がい児をお持ちのお母さんたちのところが変わってきたと思います。

重症児のところが一番厳しく、きつかったんだけれども、そこがやれるようになったんだから、次は、小児科のお医者さんたちとのネットワークはどうするだとか、外科医とはどうするだとか、精神のところはどうするだとか、そういうことをやってくれるような、きちんとした総合的なところをやる人たちをきちんと育てる。そして、きちんとした人がそこにいることをしないと、本当におかしいと思いますよ。

今回、私が、厚生常任委員会に所属した一番の理由は、最終的にそこを皆さんにお伝えすることを一番の目的として、委員会所属させてもらったんですが、きちんと議論をしていただきたい。これは、福祉保健部がきちんとしなければならない、責めを負うべきものだと思いますので、もし、きちんと考えていただけるとするならば、議会を挙げてネットワークをとって、支援ができるように、私も、他党の皆さんとも話し合いをしながら、そこはバックアップしていきたいと思うので。今回を除いてできることはないと思います。でない、もう恥ずかしいです。全てを民間に任せるならば、何もなくなってしまってから、民間に全部支援をお願いすべきだと。行政が、とやかくは言わないようにしたほうがいいと、逆に思います。

だから、部長、今回は本当に真剣にこの議論

をやっていただきたいと思いますので、御決意をよろしくお願いします。

○桑山福祉保健部長 情短施設は、うちの県はなかったんです。鹿児島あたりに入ったりしている方が、大昔からいらっしゃいましたが、ようやく日向にできて、なかなか運営は厳しい部分があるようですが、時代のいろんなニーズに応じて、いろんな施設が立ち上がってきていることは、うれしいことだと思います。

県立の施設は、その政策を担う施設でもあるわけですが、そういった時代のニーズに応じた施設のあり方は、ただいま他県の状況等のお話もございましたので、そういったところを、私どもも調査等をしながら、御提言として受けとめて、内部で検討していきたいと思います。

○井上委員 よろしくお願いします。

○前屋敷委員 先ほど質問した点で、子育て支援員のところなんですけれど、私が危惧するのは、確かに保育のニーズが非常に大きくなってきた点で、国も含めて、さまざまなスタイルで子供を預かる施策をいろいろ打ち出している。新制度も含めてなんですけれど、預けるほうも、預かるほうも、非常に安易にできるんです。さっき言った研修を受けて、一定の修了証なりをもらえれば。市町村が、家庭的保育に限っては、市町村の基準で認可をすれば、資格がなくても子供を預かれることで、非常に安易に預かれる状況があるんですけれど、お互いそれで、何もないときはいいんです。しかし、何か事故があったりしたときに、果たしてどこが、誰が責任を負うのか、そのしわ寄せは子供に来るわけで、その辺のところは非常に危惧するところなんです。

ですから、さまざまなニーズが強くて、即対応しなきゃならん場合であっても、しっかり安全の担保ができる仕組みは、握って放してはな

らんなと思いますので、そこのところは、ぜひ注意をしっかりとっていただきたいと思います。

○川畑こども政策課長 市町村が認可をする中で、一定の研修を受ければ、有資格でなくてもその事業に従事できる事業です。保育の受け皿の確保を、国も、県も、市町村も一体となって図っているところであります。

家庭的保育事業につきましては、市町村の認可事業で、認可をした市町村において、その認可の権限に基づく指導監査は行っていくこととなると思いますけれども、県も市町村と一緒にあって、質がきちんと担保されるように、今後とも努めてまいりたいと思っております。

○前屋敷委員 1点ですが、生活保護の扶助費の件でお聞きしたいんですけれど、総括的になりますが、生活保護の基準が変わってきたこともあっての要因だと思うんですが、ずっとこのところ扶助費は減額が続いてきているんです。確かに生活保護に頼らず、生活できることが一番なんですけれど、今の経済状況の中では、なかなか大変な状況もあって、生活困窮者の自立支援の事業であるとかに取り組みされてくるようになりました。それとあわせて、やはり今、子供の貧困の問題も出てきて、親をどう経済的に自立させるか、それが子供の貧困解消にもつながっていく。

しかし、やはり最後の生活再建の命綱は、生活保護になってくるわけですから、それを生涯受け続けるわけではなくて、生活を再建するための事業なので、そこのところはしっかり踏まえていただいて、さまざまな制限も加えられたり、いろんな事例が出ておりますけれども、その辺のところは、しっかり担保ができるようなことで進めていただきたい。また、市町村も含めて指導していただきたいと思っております。

すが、ちなみに26年、27年はまだでしょうけれど、その辺のところの実績について、わかる範囲で教えていただけるとありがたいです。また、28年度の予測といたしますか、予定といたしますか、目標をどの辺のところに置いて、この予算を組み立てられたのかも、聞かせていただくとありがたいです。

○日高国保・援護課長 生活保護につきましては、御存じのとおりですけれど、最後のセーフティネットとなってまして、非常に重要な制度と認識しております。私どもは3つ、生活保護と、生活困窮者と、子供の貧困対策の担当をさせてもらってるところなんですけれど、やはり一体的に対応していかなければいけないと考えてるところであります。

ただ、生活保護につきましては、郡部については、だんだんと受給者が減ってる状況でございますけれども、なぜそういうことになってるのかを考えていきたいと思っておりますし、さらに、生活困窮者とか、子供の貧困対策を総合的に取り組んでいきたい。

特に生活困窮者については、伴走型と言われておりますけれども、個々の課題に応じた相談支援とかをやっていきたいと思っております。

○前屋敷委員 生活困窮者の自立支援事業の中で、潜在的な困窮者を把握して対応することも言われてますけれども、非常にその辺のところは、難しいといたしますか、そこは困難なんですよ。そうしてる間に、生活はどんどん追い詰められていくこともあるわけですから。そこはきちっと、生活保護と両方を捉えながら進めていくことでないと、暮らしそのものが追い詰められてしまうことになっては、本末転倒ですので、その辺のところは十分勘案して、市町村の

支援、援助も含めて進めていただきたいと思います。

○後藤委員長 ほかにありませんか。

○岩切副委員長 28年度予算についての議論です。たくさんの意見があるところだとは思いますが、時間の関係もありますので、この間の議論の中で答弁のあったことで、一度確認したい思いから最後に発言させていただきます。

昨日、中野委員のほうから、ドクターヘリの火山灰吸入による障害等が発生しないのかとの質問に対して、運航業者が責任を持つという御回答でした。

ジェット機などは、火山灰を吸うとエンジントラブルを起こすとのことなんです。そうした場合には、機体そのものが運用できなくなることも想定されるんですが、それでも運航業者の責任という考えなのか、最終的なところを御確認をさせてください。

○孫田医療薬務課長 ドクターヘリのヘリコプターが、県内にございますけれども、防災ヘリ、県警ヘリとドクターヘリは、その保有形態が違っております。

県警ヘリ、防災ヘリにつきましては、県が機材を保有した上で、運航だけを委託している。したがって、故障あるいは部品の補給、定期点検費用その他は県が支払う契約になっております。

一方、ドクターヘリにつきましては、運航会社のヘリコプターをリースする形になっております。したがって、通常発生する経費その他は、一定額のリース料金の中に含まれてる契約になっております。

また、実はドクターヘリは、県が直接契約しておるわけではなく、宮崎大学がヘリをリース

してる形になっておりまして、県は、宮崎大学に対して、その経費を補助する形態になっております。

もちろん、契約書の中に、これで対応できない場合は甲乙協議するとありますので、大きな変更があったときに、宮崎大学と運航会社がいろいろ協議した上で、県に相談してくることはあるかもしれませんが、基本的にはリース会社で対応していただく契約になってると考えております。

○岩切副委員長 わかりました。

その上で御確認なんです、県警ヘリが火山灰による被害を受けて、1億数千万の補償、修繕または今後の対策をしたとのことなんです。ドクターヘリは、既にその対策済みであって、そういう被害は起こり得ないだろうとのことなのか、そこはわからない状況なのか。もし、わからない状況であれば、県警ヘリの経験をもとに、ぜひ、県のほうから対策を講じるように求めていただけないかなとの気持ちなんです、いかがでしょうか。

○孫田医療薬務課長 現在のドクターヘリにつきましては、さまざまな場所に着陸する、一般の平地とかにすることがありますので、一般的な防塵フィルターは装着をしているところでございます。

ただ、火山灰を防ぐような目の細かいものを普段からつけてしまいますと、エンジンのパワーが落ちまして、たかいところに上がれない、あるいはスピードが出ない、燃費が悪くなることもございますので、それについては、現段階ではつける予定はないと、航空会社のほうから聞いております。

○後藤委員長 その他で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 続きまして、請願の審査に移ります。

まず、継続請願第5-1号「介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願」につきまして、委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 ないですか。

次に、新規請願第7号「医療等に係る消費税問題の抜本的解決のための請願」は、消費税問題に関する請願であります、消費税について県執行部は所管しておりませんので、執行部の説明は省略いたします。

それでは、委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 続きまして、新規請願第8号「知的障害者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める政府意見書の提出についての請願」について、執行部からの説明はありますか。

○川原障がい福祉課長 特に説明はございません。

○後藤委員長 それでは、委員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 続きまして、新規請願第9号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願」について、執行部からの説明はありますか。

○徳永こども家庭課長 特に説明はございません。

○後藤委員長 それでは、委員から質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、

福祉保健部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後0時13分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、明日の再開時刻は13時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後0時13分散会

平成28年 3 月 11 日 (金曜日)

午後 1 時 1 分休憩

午後 1 時 0 分再開

出席委員 (8 人)

委 員 長	後 藤 哲 朗
副 委 員 長	岩 切 達 哉
委 員	中 野 一 則
委 員	宮 原 義 久
委 員	外 山 衛
委 員	山 下 博 三
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	前 屋 敷 恵 美

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

事務局職員出席者

政策調査課主査	大 峯 康 則
議事課主任主事	原 田 一 徳

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

採決に入ります前に、皆様に御協力をお願いいたします。御承知のとおり、本日で東日本大震災発生から 5 年を迎えました。そこで、当委員会としましても、この震災で亡くなられた多くの方々の御冥福を祈り、ただいまから黙祷を捧げたいと存じます。

御起立をお願いいたします。黙祷。

[起立、黙祷]

○後藤委員長 黙祷を終わります。御着席ください。

それでは、議案の採決を行います。採決の前に各議案につきまして、賛否も含め、御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、議案の採決を行います。

議案につきましては、一部反対がございますので、一部個別で採決いたします。

それでは、議案第 1 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○後藤委員長 挙手多数。よって、議案第 1 号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、議案第 4 号、19号、21号、22号、26号、31号、32号、33号、42号、43号については、一括にて採決を行いたいと思います。

以上の議案につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○後藤委員長 御異議なしと認めます。よって原案のとおり、全て可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願の採決に移らせていただきます。

暫時休憩させていただきます。

午後 1 時 3 分休憩

午後 1 時 7 分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、継続との意見がございますので、お諮りいたします。請願第 5—1 号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○後藤委員長 挙手全員。よって請願第 5—1

号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第7号「医療等に係る消費税問題の抜本的解決のための請願」についてであります。この請願の取り扱いも含め御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時8分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

請願第7号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 異議なしと認めます。

それでは、請願第7号の賛否をお諮りいたします。請願第7号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 挙手全員。よって、請願第7号は採択することに決定いたしました。

ただいま、請願第7号が全会一致で採択となりましたが、この請願は意見書の提出を求める請願であります。

お手元にきのう配らせていただきましたが、「医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書(案)」について、何か御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

午後1時10分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。意見書案の内容につきましては、意見書案のとおり、当委員会発議とす

ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議がございませんので、そのように決定いたします。

次に、請願第8号「知的障害者が安心して暮らせる入所施設の充実を求める政府意見書の提出についての請願」についてであります。この請願の取り扱いも含め、御意見を願います。

暫時休憩します。

午後1時11分休憩

午後1時11分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

請願第8号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、請願第8号の賛否をお諮りいたします。請願第8号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 挙手全員。よって、請願第8号は採択することに決定いたしました。

これも先ほどと同じでございます。請願第8号が全会一致で採択となりました。

これもお手元に、昨日意見書案を配付したかと思いますが、御意見がございましたら。

暫時休憩いたします。

午後1時12分休憩

午後1時21分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。意見書案の内容につきま

しては、先ほど来、岩切副委員長の御指摘がありました部分を修正の上、当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議がございませんので、そのように決定いたします。

○岩切副委員長 ありがとうございます。

○後藤委員長 次に、請願第9号「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願」についてであります。この請願の取り扱いも含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時22分休憩

午後1時30分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

請願第9号につきましては、採決との意見がございますので、お諮りいたします。この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、請願第9号の賛否をお諮りいたします。請願第9号について、採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○後藤委員長 挙手多数。よって、請願第9号は採択することに決定いたしました。

ただいま、請願第9号が賛成多数で採択となりましたが、この請願は意見書の提出を求める請願であります。

委員会発議として提出する場合、全会一致の決定が必要でありますので、今回、委員会発議については見送ることといたします。

なお、この意見書案の取り扱いについては、それぞれの賛成会派または賛成議員で、提出に

ついて御検討いただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

続いて、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

午後1時34分再開

○後藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら正副委員長に御一任いただくことで、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査につきましては、閉会中の継続調査といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

そのほかで、何かございませんか。

○井上委員 ちょっと気になって、これはどういうふうに理解していいかと思うんですが、今度、組織改正が行われるのは、総務政策常任委員会にかかっているんですね。それで、厚生常任委員会にかかわるところもあるわけです。組織、業務が再編されたりするわけです。

せめて、その他のところでもいいから、関係部のところは、28年の予算審議をしているんだから、その予算を審議しているところの仕事の

分担が、こんなふうに変わりますぐらいのことは、説明をいただいてもいいのではないかと思います。

きょう、総務で出てるのを見ましたら、農政なんか、すばらしいぐらい変わるんですね。まだちょっと覚えられないぐらい。

確かに総務政策常任委員会に言わないかんのかもしれないけれど。今回、こう変わる予定とやっていただくといいかなと。

○前屋敷委員 その部でそれぞれ課題を抱えているわけやからね。

○井上委員 今まで持ってた国保・援護課のところの部分を福祉保健課のほうに入れますというのは、そんな細かいあれはなかったと思う。

○前屋敷委員 そんなん聞かんね。

○井上委員 保護関係のところは、今度は福祉保健課ですというわけよ。だから、そういう場合、生活保護の問題とかは、私たちもずっと議論してるわけだから。新年度予算の審議のときだから、そういうことについても、何か御報告があるといいのかなと思ったんですけども。

○後藤委員長 ありがとうございます。

その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時39分閉会